

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

---

平成25年6月4日(火曜日)午前10時03分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第2号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 4 報告第 4 号 平成 24 年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について  
報告第 5 号 平成 25 年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 42 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について  
議案第 43 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について  
議案第 44 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について  
議案第 45 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 46 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 47 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）  
議案第 48 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 49 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 50 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 51 号 市道路線の変更について  
議案第 52 号 市道路線の認定について  
議案第 53 号 市道路線の認定について
- 日程第 10 議案第 54 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
- 日程第 11 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 3 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4 号 平成 24 年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について  
報告第 5 号 平成 25 年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 7 議案第 4 2 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について  
議案第 4 3 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について  
議案第 4 4 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について  
議案第 4 5 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 1 号 市道路線の変更について  
議案第 5 2 号 市道路線の認定について  
議案第 5 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
- 追加日程第 1 議案第 5 4 号の撤回の件
- 日程第 1 1 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

---

開 会 午前 1 0 時 0 3 分

**○議長（鈴木良道君）**

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（鈴木良道君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、6番 小松 崎 誠君、7番 加 固 豊 治 君、8番 佐 藤 文 雄 君 を 指 名 いた します。

---

**日程第 2 会期の決定**

**○議長（鈴木良道君）**

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

---

再 開 午前10時07分

**○議長（鈴木良道君）**

休憩前に続き会議を開きます。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

**○総務委員会委員長（小松崎 誠君）**

総務委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年第1回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、4月23日に委員会を開催いたしました。

調査事項としては、（1）千代田庁舎の災害復旧に関する事項中、議場の改修について、（2）総務委員会の所管に関する事項中、市の外郭団体の人事について、（3）職員の教育に関する事項中、職員の不祥事について、（4）財産の管理に関する事項中、①公用車の管理について、②公共施設の運用についてであります。

調査をするに当たりましては、執行部より市長及び副市長並びに担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

**○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）**

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年第1回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年5月8日及び5月20日に委員会を開催いたしました。

5月8日の委員会では、文教厚生委員会の所管に関する事項として、保育所の民設民営化について、国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項として、特定健康診査等実施計画について、5月20日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として行いました、敬老祝い金について、執行部より担当部課長等の説明を求め、慎重に調査を行いました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木良道君）

続いて、産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

#### ○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の閉会中の所管事務調査の経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年第1回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定された調査項目について、5月21日に委員会を開き、調査を行いました。

調査事件としては、（1）地域再生計画、道路整備交付金について（2）平成25年4月23日発生の遅霜による農作物被害について、（3）かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部改正について、以上3件を議題とし、調査を行いました。

調査するに当たっては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、委員会の調査の経過並びに概要については、配付されております委員会会議録に記載したとおりであります。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、請願第1号 TPPに参加しないことを求める請願の1件であり、所管であります産業建設委員会に付託いたしましたので、ご報告を申し上げます。

また、陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、平成25年第1回定例会会議録並びに平成25年第1回臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成25年2月から4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

### 日程第 3 報告第 2 号及び報告第 3 号

#### ○議長（鈴木良道君）

日程第 3、報告第 2 号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第 3 号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての 2 件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております 2 件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 2 号から報告第 3 号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第 2 号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第 3 号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告をするものであります。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 2 号及び報告第 3 号の報告を終了いたします。

---

### 日程第 4 報告第 4 号及び報告第 5 号

#### ○議長（鈴木良道君）

日程第 4、報告第 4 号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第 5 号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての 2 件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております 2 件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 4 号から報告第 5 号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第 4 号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第 5 号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきましては、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 4 号及び報告第 5 号の報告を終了いたします。

---

### 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について

#### ○議長（鈴木良道君）

日程第 5、報告第 6 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

ただいま議題となっております報告第6号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいま上程されました報告第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告について。

市有地に工作物を無断で設置し、本市から再三の撤去の求めに応じない相手方に対し、専決処分により、工作物撤去土地明け渡し請求の訴えを水戸地方裁判所土浦支部に提起したことを、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、報告第6号の報告を終了いたします。

---

**日程第 6 承認第 1号及び承認第 2号**

**○議長（鈴木良道君）**

日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての2件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいま上程されました承認第1号から承認第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）並びに承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例並びにかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成25年3月31日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

承認第1号、第2号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、先ほど市長から説明がありましたように、地方税法の改正に伴いまして、平成25年3月31日に市税条例の一部を改正し、専決処分しましたので、ご承認をお願いするものであります。

主な改正内容につきましては、市税の延滞金の割合を、国税の見直しと同様に引き下げる改正であります。引き下げ割合を現在の状況で申し上げますと、1カ月以内の場合には4.3%から3%に、1カ月を過ぎた場合には14.6%を9.3%に引き下げるものであります。

次に、平成25年1月から25年間の期限つきで所得税の納税義務者に復興特別所得税が課税されることに伴いまして、個人市民税の寄附金税額控除について見直しを行うものであります。

さらに、個人市民税における住宅ローンの税額控除の適用期限を4年間延長するとともに、控除限度額を5万8500円から8万1900円に増額する改正を行うものであります。

また、特定事業等による仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置の廃止が、主な改正内容でございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からとなりますが、延滞金の割合及び寄附金控除の関係につきましては平成26年1月1日から、住宅ローン減税の関係につきましては、平成27年1月1日からということでございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、先ほど市長から説明がありましたように、地方税法の改正に伴いまして、平成25年3月31日に国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分しましたので、ご承認をお願いするものであります。

主な改正内容につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合に、国民健康保険の世帯別均等割額及び平等割額を軽減するための所得の算定の特例制度が、本年3月で期限切れとなりますことから、この制度を恒久化する改正を行うほか、特定世帯となつてからの5年間については、世帯別平等割額を2分の1軽減する制度がありますが、5年を経過した後の3年間につきましても、軽減割合を4分の1とする措置を講ずるための改正を行ったものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としたものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、承認第1号及び第2号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第42号ないし議案第46号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてないし議案第46号

かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの5件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第42号から議案第46号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてご説明を申し上げます。

市長等が自己の権限または地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるため、条例の制定をするものであります。

次に、議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定についてご説明を申し上げます。

職員の職務執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。

子ども支援法の規定に基づき、設置する「かすみがうら市子ども・子育て会議」に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改良土による埋め立て等を規制し、市民の良好な生活環境を保全するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

所期の目的を達成したかすみがうら市光をそそぐ交付金基金を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第42号及び議案第46号について説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

#### ○市長公室長（高田 忠君）

議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、健全なる市政の発展に寄与することを目的とし、新たにこの条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、平成22年度に国から交付された地域活性化交付金の一部を財源に造成したものであり、交付金の事業としまして総額2650万円で、図書館グレードアップ事業として視聴覚機器等の購入及び図書の購入に1600万円を充て、残額の1050万円をかすみがうら市光をそそぐ交付金基金として積み立て、平成23年度及び24年度にDV対策としてハートフル相談員の設置及び図書館司書の増員にかかる財源として、積立金の全額1050万円を基金から繰り入れまして、全ての事業に充当することができたので廃止するものでございます。

なお、この事業につきましては、25年度も引き続き実施しております。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

次に、議案第43号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

**○総務部長（木川祐一君）**

議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、職員の職務に係る倫理の確立及び保持に資するために必要な事項を定めることにより、公務に対する市民の信頼を確保するため、この条例を提案するものでございます。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

次に、議案第44号について説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

**○保健福祉部長（木村正美君）**

それでは、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明いたします。

趣旨説明でございますが、子ども・子育て支援法が平成24年8月に成立されました。その中の第77条第1項の規定に基づき、市子ども・子育て会議を設置するものでございます。

内容につきましては、委員さんの任務としましては、市子ども・子育て支援事業の策定、変更に関すること。そして、子ども・子育て支援に関する施設の推進について必要な事項を調査、審議するというのが主な内容でございます。

計画書につきましては、27年度までに制定するというような内容になってございます。

また、委員につきましては15名以内ということで、市長が委嘱するというところで、子どもの保護者、関係者団体等々の中から選任するようなことになってございます。

任期は2年となっております。

また、委員さんの職でございますが、非常勤ということで委嘱するような内容になります。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

次に、議案第45号について説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の目的は、現在、市が規制していますのは500平方メートル以上、5,000平方メートル未満の埋め立て等の事業であります。

さらに、5,000平方メートル以上の事業については茨城県が規制しております。

このような現状の中で、500平方メートル未満の小規模な埋め立て事業については、現行規制の対象外であるため、市への届け出も許可もなく改良土による埋め立てが行われている現状であります。行政指導が及ばないことから、市民の不安や生活環境へ与える影響が大変懸念される所でございます。

このようなことから、規制強化を図り、改良土による埋め立てを規制し、市民の生活環境を保全するため、事業者、土地の所有者に対して的確に指導できるよう、また地域住民の理解を十分に得た中で事業を展開していただけるよう、条例の改正をお願いするものであります。

改正の条項といたしましては、2条及び8条であり、改良土については500平方メートル未満も規制の対象とするという改正でございます。

施行は、平成25年7月1日を予定しております。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 8 議案第47号ないし議案第50号

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）ないし議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第47号から議案第50号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3749万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億8749万6000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、有利な起債を活用することにより、当初よりも規模を拡大して事業を実施する千代田地区防災無線整備工事、県補助金等を財源に、民間事業者による保育所整備に対しての私立保育所事業に係る補助金の計上などであります。

次に、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2397万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4717万2000円とするものです。

主な内容は、利子負担額の軽減を図るため、被災地特例により、年利4%以上の地方債を繰上償還及び利率の低い地方債へ借りかえを行うものであります。

次に、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8138万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億7698万5000円とするものです。

内容は、利子負担額の軽減を図るため、被災地特例により、年利4%以上の地方債を繰上償還及び利率の低い地方債へ借りかえを行うものであります。

次に、議案第50号 平成25年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入の既決予定額3億600万1000円に企業債1億510万円を増額し、その総額を4億1110万1000円とし、資本的支出の既決予定額を6億2269万3000円に、企業債償還金1億532万4000円を増額し、その総額を7億2801万7000円とするものであります。

内容は、利子負担額の軽減を図るため、被災地特例により、年利4%以上の地方債を繰上償還及び利率の低い企業債へ借りかえを行うものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第47号ないし第49号についての説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

#### ○市長公室長（高田 忠君）

議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3749万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億8749万6000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、国からの交付金としまして、道整備交付金事業に際し、地域活性化・雇用創出臨時交付金2483万9000円。

同じく補助金としまして、消防自動車、消防ポンプ車購入に際し、防衛施設周辺民生安定施設

整備事業補助金924万2000円、セーフティーネット支援対策等事業費補助金63万円。

県補助金としまして、民設保育所2カ所の設置に対して、安心こども支援事業費補助金1億4359万円、道整備交付金事業の用地費測量業務委託といたしまして、地域の元気臨時交付金2483万9000円。繰越金9003万円。諸収入としまして、祭り備品購入としまして、自治総合センターコミュニティ助成金500万円、消防団員退職報償金976万5000円。市債として、水道事業会計出資債2360万円、防災無線整備事業債1億1270万円、消防自動車整備事業債1810万円を計上するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、民設保育所2カ所に対する補助金2億1538万5000円、千代田地区防災無線整備工事費1億1272万円、市道に係る測量業務委託3104万9000円、東消防署の消防ポンプ自動車整備費として2940万6000円、旧公営企業金融公庫資金借り入れ利率4%以上の借りかえ2375万8000円、消防団退職報償金976万5000円、2行政区への祭り備品助成500万円を追加計上いたしました。

続きまして、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案の主な内容としましては、特定被災地方公共団体である本市が、過去に旧公営企業金融公庫資金から借り入れた利息4%以上の起債を、保証金なしで低利なものに借りかえるものでございます。

歳入につきましては、公共下水道事業債の借換債8460万円、特定環境公共事業下水道の借換債2800万円、流域下水道事業の借換債1020万円のほか、前年度繰越金が117万2000円です。

歳出につきましては、公共事業の借りかえ元金8498万8000円、特定環境保全公共下水道事業の借りかえ元金2831万7000円、流域下水道事業の借りかえ元金1066万7000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ1億2397万2000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案の主な内容としましては、特定被災地方公共団体である本市が、過去に旧公営企業金融公庫の資金から借り入れた利息、年利4%以上の起債を保証金なしで低利なものに借りかえるものでございます。

歳入について、農業集落排水事業の借換債8090万円のほか、前年度繰越金が48万5000円。

歳出につきましては、農業集落排水事業の借りかえ元金8138万5000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ8138万5000円を追加する内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第50号についての説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、今回のかすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、本市が特定被災地方公共団体に該当しますことから、平成25年度限りの措置といたしまして、上水道事業が旧公営企業金融公庫資金から借り入れております年利4%以上の地方債につきまして、保証金免除、繰上償還を行えることとなりましたので、9月の前期企業債償還時にあわせまして、繰上償還及び借りかえを行います。

企業債償還に伴う利子負担の軽減を図るため、補正予算を計上するものでございます。

なお、年利4%以上に該当するものは、6件でございます。

繰上償還額につきましては1億532万3117円であります。

各債権ごとに10万円未満を切り捨てまして、市中金融機関から借り入れをする予定にしております。

当初予算の第4条資本的収入既決予定額3億600万1000円に、上水道事業借換債分1億510万円を加えまして、総収入予定額を4億1110万1000円にするとともに、資本的支出既決予定額6億2269万3000円に繰上償還分1億532万4000円を加えまして、総支出予定額を7億2801万7000円とするものです。

また、予算第4条、本文括弧文書中、過年度分損益勘定留保資金3億1669万2000円を3億1691万6000円に改めるものです。

借りかえ分1億510万円と繰上償還分1億532万4000円分の差額につきましては、借りかえを各債権ごとに行うこととなるためでございます。

さらに、予算第5条で定めました企業債限度額2億4600万円に、借りかえに伴う上水道事業借換債1億510万円を加えまして、企業債限度額を3億5110万円に改めるものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 議案第51号ないし議案第53号

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第51号 市道路線の変更についてないし議案第53号 市道路線の認定についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第51号から議案第53号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第51号 市道路線の変更につきましては、下稲吉地内の開発行為により路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号及び53号につきましては、市道路線の認定につきまして、下稲吉地内の道路改良工事計画により整備する路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第51号ないし議案第53号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第51号 市道路線の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、下稲吉地内に位置し、介護老人保健施設の建設に伴い、市道8-0755号線の一部について用途を廃止し、同路線の一部を変更するものであります。

よって、路線の変更をするため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第52号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、下稲吉地内に位置し、下稲吉小学校への通学路にかかわり道路新設により整備するため、市道8-2903号線として認定するものであります。

よって、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第53号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、下稲吉地区に位置し、成城台地内による雨水管施設用地を活用し、道路舗装新設として整備するため、市道8-2904号線として認定するものであります。

よって、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第10 議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前11時12分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更については、撤回をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から、本日6月4日に提出した、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更については、本日6月4日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件を、直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件を、直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることに決しました。

---

追加日程第1 議案第54号の撤回の件

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更については、諸般の事情により撤回をするものであります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件については、これを承認することに決しました。

---

## 日程第11 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、政治倫理条例検討特別委員会の設置についてを議長発議により議題といたします。

この特別委員会は、先般の全員協議会の議員の総意により方針が示されたことを受け、その後の議会運営委員会において、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例検討特別委員会の設置が答申されたことから、先例により、議長発議により提案するものであります。

お諮りいたします。

議員の政治倫理条例の調査・研究のため、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中もなお検討することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員の政治倫理条例の調査・研究のため、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中もなお検討することに決しました。

ただいま設置されました政治倫理条例検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を増築棟2階第5会議室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時17分

---

再 開 午前11時33分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、政治倫理条例検討特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に小松崎 誠君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

---

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月5日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時35分

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

---

平成25年6月5日(水曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 「非核脱原発平和都市宣言」により今後、原子力発電に代わる代替エネルギーへの考えと取り組みについて
		2. TPP参加による本市農業への影響と今後の展望
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 総合的な子育て支援策について
		3. 固定資産税課税のあり方について (行き止まり道路)
		4. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		5. 公共下水道の問題について
		6. 安心・安全な街づくり (防犯灯と生活道路) について
		7. 向原土地区画整理組合事業について
		8. 水道事業について
(3)	田谷文子	1. 小・中学校の統廃合について
		2. 市町村の合併について
		3. 住居表示について
		4. 特定健康診査等実施計画について
		5. 市政一般について

○議長 (鈴木良道君)

おはようございます。

会議に先立ち、申し上げます。

地球温暖化防止並びに省エネルギーを推進するため、議会として、昨年に引き続き、来る10月末日までに開催される会議等についてクールビズを実施しておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、去る4月1日付の人事異動等に伴う出席説明員の紹介をいたします。

最初に、高田 忠市長公室長を紹介いたします。

○市長公室長 (高田 忠君)

高田です。よろしくお願いいいたします。

(拍手する者あり)

○議長 (鈴木良道君)

次に、木川祐一総務部長を紹介いたします。

○総務部長（木川祐一君）

木川です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、木村正美保健福祉部長を紹介いたします。

○保健福祉部長（木村正美君）

木村です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、根本一良環境経済部長を紹介いたします。

○環境経済部長（根本一良君）

根本です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、金田康則教育部長を紹介いたします。

○教育部長（金田康則君）

金田です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、石塚英幸会計管理者を紹介いたします。

○会計管理者（石塚英幸君）

石塚です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、田崎 清水道事務所長を紹介いたします。

○水道事務所長（田崎 清君）

田崎です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、小松崎 昇農業委員会事務局長を紹介いたします。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

小松崎です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、新任出席説明員の紹介を終わります。

まだ時間が10時前なので、少々お待ち願います。

開会前に、議員各位に申し上げます。

昨日、議場配付いたしました委員会活動状況一覧表に一部不備があったため、お手元に訂正したものを配付いたしましたので、差しかえ方お願いいたします。

---

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守して質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な議事運営の観点から、簡明に答弁されますことを求めます。

ここで、暫時休憩について確認の意味で説明を申し上げます。

暫時休憩は、会議規則第11条に規定され「議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有している」とされております。

議会側としての暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどであります。

一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには、説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。

執行部において、答弁調整等のために暫時休憩を求める際は、必ず説明員が挙手の上休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

また、暫時休憩が多いとの意見もあることから、発言者各位が能率的な会議運営に考慮されますようお願いを申し上げます。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

### ○12番（矢口龍人君）

皆さん、おはようございます。

平成25年第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。トップバッターということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

早速、通告に従ひまして、一般質問させていただきます。

1番目、非核脱原発平和都市宣言により、今後、原子力発電にかわる代替エネルギーへの考え方と取り組みについてでございます。

震災前の日本のエネルギー基本計画は、2020年までに新たな原子力発電所を9基、2030年までに14基を増設することで、原発の発電比率を53%程度に高めることになっておりました。その前提には、2005年京都議定書が発効、地球温暖化対策である温室効果ガス25%削減目標を達成するためでありました。

しかし、福島第一原発の大惨事により原発の安全神話は崩壊し、エネルギー基本計画も見直されることとなります。東海村にあります第2原発も冷却装置の一部損傷により、あわや福島第一原発と同じ運命をたどる一歩手前の状態であったそうです。茨城県沖を震源としたさきの震災規

模と変わらない地震発生の可能性もあると言われており、東海原発の廃炉、再稼働反対の請願には県内の27の市町村が可決しております。かすみがうら市議会では、平成24年第1回定例会におきまして趣旨採択となっております。

今後、原発に頼らないで環境にも配慮した発電をすることは、極めて厳しい状況に立たされることとなります。原子力発電を全廃し火力発電に切りかえると、日本の購入する化石燃料費は4兆円程度増加するとも言われており、その燃料費が私たちの使用する電気料金に跳ね上がっていくこととなります。また、地球温暖化対策にも影響を与えてしまうと思われま

す。①非核脱原発宣言により、原子力発電に頼らないまちづくりを行うとのことですが、原子力にかわるエネルギー確保には相当な覚悟と積極的な取り組みが必要ではないかと思われま

すが、お考えをお伺いいたします。本市の取り組みとして、住宅用太陽光発電設置事業や、太陽光発電研究会を設置し、積極的にソーラー発電事業に取り組んでおられますが、市内における太陽光発電事業の現在までの設置状況、並びに今後の発電計画、市内発電量に占める割合の推移についてお伺いいたします。また、事業に対する経済効果の推移と、将来の予測についてお伺いいたします。

現在、我が国の主要なエネルギー源である石油、石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源ですし、大気中の温室効果ガス増加により地球温暖化問題の根本的な原因でもあり、減らしていかなければなりません。

これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。これらは再生可能エネルギーと言われており、石油等にかわるクリーンなエネルギーとして政府もさらなる導入、普及を促進しております。本市における再生可能エネルギーの可能性とその効果についてお伺いいたします。

学校や教育現場が地域における地球温暖化対策の推進、啓発の先導的な役割を果たし、二酸化炭素削減や再生可能エネルギーの活用といった社会全体の取り組みに貢献すると考えられております。

4番目、教育現場での温暖化対策、エコ教育の取り組みと、自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2番、TPP参加による本市農業への影響と今後の展望についてであります。

環太平洋連携協定、TPP交渉へ参加することは正式に認められたことで、中でも農業への影響が大きいとされており、聖域とした米ほか5品目についても自民党内でもなかなか一本化できないでおります。夏の参議院選挙に向け、2020年までに農家の所得を倍増させる農業・農村所得倍増目標10カ年戦略を選挙公約に、耕作放棄地を解消して農地の集積を図り、六次産業化を進め、所得の倍増を目指すとのことですが、民主党時代も、所得補償制度や六次産業化と同じような内容で、本当に農家のためになる政策なのか疑問でなりません。

本市の基幹産業である農業は、就業者の高齢化と担い手不足やTPPの影響といった問題が山積しており、危機的な状態にあるのではないのでしょうか。こういった中で、この状況をどのように捉え、どんな構想を持って乗り越えていくのかをお伺いしたいと思

います。以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

矢口議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、原子力発電にかわるエネルギーの確保には相当な覚悟と積極的な取り組みが必要ではないかとのご質問にお答えいたします。

非核脱原発平和都市宣言につきましては、さきの本年度施政方針において宣言させていただき、本市として、自然エネルギーの積極的な利用を目指し、太陽光発電事業者と用地提供者のマッチング事業を初め、本市が抱える課題である遊休農地対策や新産業の振興、環境保全などへの対応の一環として取り組みを強化することとしております。

国の7府省においては、再生可能エネルギーの供給体制について、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとし、その一環として、地方公共団体等によるバイオマス産業都市構想の策定に対する支援を行うこととしております。まさに、このバイオマス産業都市は私が目指す本市の将来像の一つであると考えております。

このような中、先般、市内の民間企業等を中心とするグループの皆さんから、この支援制度の活用を打診されたこともあり、5月22日付で地域バイオマス産業化推進事業の公募に応募しておるところでございます。

今回の提案の採択については、国の予算上では全国で7件という厳しい見込みではありますが、採択の有無にかかわらず、非核脱原発平和都市宣言の理念に基づいて、市民や企業、行政などが適切な役割分担のもと相互に連携し、原子力発電に頼らない持続可能な地域社会システムをともに構築してまいりたいと考えておりますので、関係各位のご協力を切にお願いするところでございます。

1点目2番、太陽光発電事業の現在までの設置状況、並びに、今後の発電計画事業に対する経済効果の推移と将来予測について、1点目3番、本市における再生可能エネルギーの可能性とその効果については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、教育現場での温暖化対策の取り組みと自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、TPP参加による本市農業への影響と今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

TPPに関しましては、関税撤廃による貿易自由化で日本の輸出産業が活性化し、GDPの増加につながるというメリット面と、海外からの安い農産物の流入による国内農業への影響、規制緩和による食の安全に対する危惧、自由化等による現医療制度崩壊の可能性などのデメリットの両面が取り沙汰されています。

TPP参加の是非によらずとも日本の農業体質の強化は急務でありまして、現在の国内農業を

取り巻く環境は、担い手不足とそれに起因する耕作放棄地増加などの問題があり、それらの解消のためにも、農地の集積化や農業技術の革新、六次産業化などを進めることで、強い農業を構築していかなければならないと考えております。

政府においては、六次産業化を含めた農業・農村全体の所得を倍増するという目標を打ち出してございまして、今後、どのような政策を展開していくのかを注視していくとともに、近隣市や県などとも連携をしながら目標の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

**○教育長（菅澤庄治君）**

矢口議員のご質問1点目の4番、教育現場での温暖化対策の取り組みと自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

東日本大震災などの災害に伴いまして、電気のない生活の不便さを体験したり、地球温暖化のニュースを耳にするということで、児童・生徒の地球環境に対する意識は高まってきておりまして、環境教育はこれからも学校教育の教育内容として重要な位置づけをしなければならないと考えております。

温暖化対策につきましては、生徒会を中心にした生徒みずからの活動によるグリーンカーテンの設置、総合的な学習の時間などに、世界の国々の温暖化とその対策や、身近な地域や地球の環境保全に対する植物の役割などについての調査研究・発表、ストーブ使用時の室温測定、教室を離れる際の消灯などの取り組みを行っております。

エコ教育としましては、牛乳パック回収、エコキャップ回収、廃品回収、裏面未使用の紙の再利用などを行っております。

このように、学校としましては、系統的に学習を積み重ね習慣化を図ることによりまして、自然に親しみ、自然を愛する心を育てると同時に、植物が温暖化問題を初めとする環境問題の解決に大きくかかわっているということを学ばせ、自分ができることから環境問題対策を始めようとする態度を育てていきたいと考えております。

自然エネルギーについての実施状況と今後の取り組みについては、志筑小学校、下稲吉小学校、下稲吉東小学校に太陽光パネルを設置しております。また、電力コストの削減や省エネ意識を高めるために、昨年度、電力使用状況の表示ができるエネルギー管理システムを下稲吉中学校、下稲吉東小学校に設置いたしました。

エネルギー管理システムにおいては、表示装置を目に触れやすい廊下に設置することで、太陽光発電や省エネに興味を持つ児童がふえてございまして、児童の節電意識が向上し、不在教室の電気を小まめに消すなどの行動が定着してまいりました。

このように教育効果が高いということもあり、今後も設置校をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（鈴木良道君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番、太陽光発電事業の現在までの設置状況並びに今後の発電計画、事業に対する経済効果の推移と将来の予想について、1点目3番、本市における再生可能エネルギーの可能性とその効果についてのご質問にお答えいたします。

現在、太陽光発電事業研究会を発足し、ソーラー発電事業者と土地提供者を公募し、市内ソーラー事業の展開を支援しているところでございます。現在のところ、この事業により応募された土地についての設置はまだございません。

次に、事業に対する経済効果の推移と将来の予測でございますが、市への経済効果としては、施設を設置した際の償却資産や地目変更による固定資産税の増収などが見込まれます。

再生エネルギーの可能性は、住宅用太陽光発電施設及び事業用発電施設とも増加傾向にあり、現在、市といたしましても、住宅用発電施設について補助制度を実施しており、自然エネルギーの有効利用を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進していきたいと考えております。

再生可能エネルギーには、太陽光、水力、風力、バイオマス等があり、中でも太陽光とバイオマスは本市においても期待されるところであります。

太陽光発電は、既に市内においても民間による設置が進んでおり、本市でも昨年度、かすみがうら市太陽光発電研究会を立ち上げて推進しているところでございます。

バイオマスについては、原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオ産業を軸とした環境に優しい災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を目指していきたいと思っております。

あと、最後になりますけれども、太陽光等の実績をお答えいたします。

まず、住宅用太陽光発電設置の24年、25年度の実績でございます。24年度につきましては104件でございます。25年度につきましては、現在のところ72件ということでございます。ワット数で813.44キロワットということでございます。

あと、東京電力のほうで確認いたしました産業用の太陽光発電及び市の補助で行いました住宅用の太陽光発電の関係で、市の全体の割合がわかりました。一般家庭の年間の使用量は約5650キロワットだそうございます。約、現在のところ4000世帯分ということで、227万6000キロワットということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。

原子力にかわるエネルギーの確保ということで、バイオマスタウンおくの話があったかと思っております。どのような内容の事業なのか、詳細についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

ただいまの矢口議員さんの質問にお答えいたします。

市長の答弁でもございましたように、国の進める地域バイオマス産業化推進事業ということで、7府省の進める事業がございます。内閣府、総務省、文科省、農水相、経済産業省、国交省、環境省というところで進めている事業がございます。この事業は、地域バイオマス産業化支援事業ということで、地域バイオマスを活用した産業化と地産地消型のエネルギーの強化により、バイオマス産業を軸としたまちづくり、むらづくりを目指す地域による計画づくりを支援するものがございます。そうしたところに応募いたしております。

具体的には、全国でも予算的に7自治体とかという官民連携をとったところの7つの採択になります。そういったところから、狭き門なんですけど、そういったところで採択を受けましたらば、当市における具体的な木質とか、BDFとかについての具体的なものについて取り組んでまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そのバイオマス産業都市構想の提案等のことですが、この事業で再生可能エネルギーに取り組むということではなく、その前の段階ということなわけですか。計画づくりというふうなお話でしたけれども、そうすると、詳しく今後のスケジュールもあわせてご説明いただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

予定としましては8月ぐらいになろうかと思うんですが、その程度で採択が示されるのではないかと予想はしております。そうした上で、採択を受けた上で、構想策定体系というものを示しております。そうした中で各部会というものを想定しております。BDFの部会とか木質ペレットの部会とか、発電部会とかということで部会をそれぞれ立ち上げまして、その中で議論をしていただきまして、産業ということで結びつけていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

わかりました。

それでは、2番目の太陽光発電について再質問させていただきます。

太陽光発電事業研究会、これは土地所有者とソーラー発電事業者のマッチングを進めておるといふふうなご説明でしたけれども、現在のところ1件も事業化されていないとのことでしたけれども、どのような理由でできないのかお答えいただきたいと思っております。

それから、ソーラー発電事業のお話は市内あちこちから聞こえてくるんです。市として正確な

状況の把握ができていないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、ソーラー研究会であった成果の内容ということで、まだマッチングができていないということでございます。それで、理由といたしまして、業者のほうに電話で確認した結果がございます。その中では、まずは現地の公募をして面積が小さいというのが1つでございます。

あともう一つは、東京電力土浦市及び竜ヶ崎支社管内ではメガソーラーと、東京電力が言う言葉でございますけれども、メガソーラーの激戦区であり、その送電線の量が不足しているということでございます。送電線の量が不足しているということは、事業者が送電線の設備の投資、負担をするということになりますので、当初設備に負担増ということでございます。

あと、メガソーラー設置に伴う接道の問題や地目等の問題があるそうでございます。資材の運搬とかそういう関係の輸送等の問題と、あと地目と言いますので農転の関係とかそういうものだというところがございます。

この事業者のうち1社につきましては、電気量を確認した旨の連絡がありましたので、現在認定の調整中でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

2点目のいろいろなほかの市内各地でソーラーの事業のお話があるんですけども、その件に関して市として関知しているのかどうかの。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

メガソーラーの事業としては、把握できる状況といいますのは、まず農転の申請ができていますとか、土地利用の関係で申請がとかということもございますけれども、土地利用の開発行為の関係ですと、区域内での指定の用途とかそういうものについては、聞いた話ですけれども、経産省の許可等の関係がないということで、そういう許認可がないということで、強いて言えば、同意していなければなかなか市のほうへは連絡が来ないということが一つだと思います。

あともう一つは、臨時開発の会議につきましても、市のほうへは一応 とか届け出が必要ということもございますけれども、これについては今のところもございませんけれども、届け出は1件ございます。

それで、実際現地を確認して、大体どのくらいかというのははっきりしたものもございます。設置済みということで、下佐谷地区、あと荻平地区、シモノゼミ地区、一の瀬、千代田地区ですね。あと、荻平、下大堤が準備地番でございます。あと、今から設置するという箇所につきましても、指定の話は聞いておりますけれども、書類的なものでの判断ではございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今、許認可の云々というお話ございましたけれども、リンジカイとかセイブ、これ1町歩を超えたものに関してはバンカイ、それから、掘削等、土地の地権が変わった場合は必ずこれ知事宛てに申請するという事になっていると思うんですけども、とにかく知事の県のほうに申請が行けば、市のほうへヒアリング等が来ると思いますけれども、その部分の該当するものが1件もないということよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

現在のところ、立地法の関連につきましては、県と協議中のものが2件ございますけれども、まだこちらのほうにはそれなりの許可とかそういうものは来ておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、あと農地の場合、農転が必要であると思っておりますけれども、先ほどのご答弁だと、農業委員会にも1件も届いていないというお話でしたよね。ちょっと確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

もとい、農業委員会事務局長 小松崎 昇君。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

矢口議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会としましては、発電事業の許可申請は2件出ております。1件は坂地区でございます。もう一件は安食地区で、農業委員会のほうは出ております。この転用に関しまして、5条になりますので、県南事務所のほうへ許可申請の書類をもう提出をしております。

それと、今矢口議員さんが言いましたように、私のほう、農業委員会のほうにも5件、6件ぐらいの相談は来ております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

面積ちょっとお話しいただけますか。今申請している面積。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 小松崎 昇君。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

坂地区は715平米で県のほうにもいっております。それで、安食地区は1万8173平米でござい

ます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

税金でちょっとお尋ねしたいんですけども、事業用地は固定資産税がかかってくると、また、償却資産と税率の算出方法についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

土地の課税につきましては、例えば、農地であったりという土地にその発電設備を設置した場合には、雑種地ということで宅地を基準とした金額を想定しますので、農地に比べまして税額はかなり高くなるかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

具体的に幾らなのか。もう既に男神のほうは管理になっているというふうなお話でしたので、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

土地を雑種地に変えて課税したのは、今のご質問にもありましたように、1件ございます。ただ、評価につきましては、個人情報ということになりますので申し上げることができませんけれども、畑を雑種地にした場合、この土地では大体二十何倍ぐらいの税額ということになっております。ただ、個別の土地なんですけれども、その土地によって近隣の宅地の評価額が変わってきますので、どうなるかというのはその土地一個一個の状況に応じて変わりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

償却資産は変わらないと思うんだよね。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

償却資産につきましては、参考までに、取得価格2億円と想定しましてその事業を実施した場合、20年間の償却期間を想定しますと、税額で約1900万円程度になります。

ただ、国が推進しております再生可能エネルギーの事業で実施した場合には、償却資産も課税標準額の特例がございまして、最初の3年間は課税標準額を3分の1軽減する規定がございまして

ので、この場合を想定しますと約1700万円という償却資産税の収入が見込めるかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

契約終了時には、それから、事業者が倒産などの事故により、ソーラーパネルを放置したまま行方不明になった場合のパネルの処分方法なんか産業廃棄物処理というふうになると思うんですけども、また、事業用地をどのように戻すか。課税対象が、固定資産税 パネルにかかってきますし、事業用地であればパネルを撤去して現状に回復しなければ課税対象のままなのか、その辺のところはどういうふうな見方をしているのかお尋ねいたします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

課税上の扱いにつきましては、現況課税が原則となりますので、施設がそのまま残っている場合には発電事業と同様の課税ということになります。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

短期間のうちに多くの太陽光の話があるようでございますけれども、環境に配慮したソーラー発電が環境破壊を、先ほどのお話であったんですけども、招くよう。これは、土地所有者や市に迷惑がかからないような事業者の責任を明確にし、行政機関である市のほうできちっとチェックできるような、そういうふうな条例化が必要ではないかと私は思いますけれども、ご所見をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

太陽光発電が途中で頓挫すると、発電そのものは機械に問題がなければ続くわけでありますが、きちんとした管理をしないと、例えば、ネズミに電線かじられちゃったなんていう場合は発電がとまっちゃう。それで、事業者が通さなくちゃいけない。それで、その地主が事業者である場合は全然問題ないわけですが、地主以外の方が事業者である場合は、そのまま地主が今度後の始末をすることになるし、きちんとした始末がされればいいわけですが、パネルは産業廃棄物になりますので、そういった問題も将来的には発生することが予想されます。

今の時点で、そこを想定してその条例化を今すぐ検討するということはありませんが、想定範囲内であることは間違いないので、近隣あるいは県と国との動きを見ながら、適切な条例制定必要であればやっていきたい。空き家条例と似たような性質なのかなとこう見えています。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

わかりました。

では、確かに発電の意味がなくなったという場合に、それにかかる費用が莫大であればやはり事業者も見えなくなるということもあるでしょうから、私は、もう今の段階で、そういう事業を起こす段階できちっとやっぱり法制化して、罰もというよりも、10年後に備えるということは必要じゃないかなというふうに思っております。

それでは、3番目の再生可能エネルギーの再質問にいきたいと思いますけれども、この出されております身近なみどり整備事業が平成20年から5カ年で事業が実施されております。財源として、県の負担の10分の10、森林湖沼環境税が譲渡されておりますけれども、荒廃した平地林や里山林の保全整備を目的としておりますが、詳細についてご説明をいただきたいというふうに思います。

**○議長（鈴木良道君）**

環境経済部長 根本一良君。

**○環境経済部長（根本一良君）**

身近なみどり整備推進事業についてご説明いたします。

県では、平成20年度から、湖沼環境税を活用した身近なみどり整備推進事業により、荒廃した平地林や里山の整備を行っています。

この事業は平成24年度が最終年度でございますけれども、5年間延長されました。事業に当たっては、市町村と森林所有者が10年間の森林保全に関する協定を結び、整備後、森林所有者が森林を適正に維持管理することが条件になっています。ほかに、実施要件といたしまして、1施行地の区域面積がおおむね500平米以上の区域であることということでございます。

また、事業内容につきましては、下刈り、間伐、枝打ち等でございます。また、間伐等の発生した木質のものについては、原則施行区域内で利用方が処分するというようになっております。間伐材等については、一般的にはその区域に置いてあるというような形だと思います。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

12番 矢口龍人君。

**○12番（矢口龍人君）**

5年間事業期間が延長されたというふうなことですけれども、1年目は、市が業者に森林整備工事として発注し、下刈りや枝打ちを行うというふうなことですけれども、森林所有者と保全管理協定を結び、10年間その土地所有者が森林の保全を約束するとふうなお話ですけれども、この森林整備により排出される間伐材や下草の処分ということで、持ち出すということではなくて、その山でそのまま処分するというのですから、そこに放置して後で腐ってなくなるのを待つというような状況だと思うんですけれども、再生可能エネルギーの中で、木質ペレットのお話が先ほどございましたけれども、私はこの木質ペレットとの連携を考えてみてはどうかなというふうに考えております。

先ほど、木質ペレットのお話がございましたけれども、事務等の業者が木質ペレットの製造機やペレットを燃焼させるストーブ、温水ボイラーなどの開発・製造を行っている会社がございます。私もことし1台ペレットストーブをちょっと購入しまして、効果を体験しておりますけれども、温風式で、排気は煙突を通して吸排するために室内の空気は汚れません。ストーブの中心に

赤々と燃える炎を眺めていると心が癒やされております。1台のストーブで年間100キロのペレットを燃料として使用するということですが、1キロ50円で約年間5万円の燃料代がかかるということですが、灯油等であれば1リットル80円です。カロリーは約2倍ということですから、約20円の差です。灯油の購入費というのはほとんどが中東などの王様のところに行くということですが、ペレットの燃料であれば、森林を持つ人、木を伐採する人、伐採した木をペレットにする人、ペレットを販売する人までがその1キロ50円の内訳に含まれるということですが。

ここ何十年か人が立ち入ることのなかった荒れ放題の里山が再生可能エネルギーの資源となるわけですが、住宅の解体材や剪定材など、産業廃棄物等扱いとなり有料で焼却されていたものが、木質ペレットであれば、このように今まで処分が有料だったものからも利益が望める、原材料からエネルギーを取り出す。私たちの身近な生活の場で供給ができれば、お金の循環が生まれ、地域の未来に希望が出てくるのではないかなというふうに考えております。地域のエネルギー自給率が上がれば上がるほど、地域に安心感が生まれ、将来に希望が生まれるのではないかなというふうに思いますけれども、市長もこの会社を視察に行かれたというお話聞いておりますので、市長のご所見をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

木質ペレットのストーブ、市内の企業がそのストーブをつくっておりますが、年間100キロのペレットを消費するということでもあります。なかなかペレットの流通そのものが、いわゆる流通市場というのが余り確立されていないという問題があるようであります。今矢口議員ご指摘のように、市内で間伐材であるとか、あるいは森林の伐採等によって、そういう原材料は市内でも相当量出ているわけでもあります。そういったものをペレット化して、プラントでもできれば、そういう市内で発生するもので木質ペレットをつくって、それから暖房にしていくといういわゆる環境に優しい循環が生まれる。そういう意味では採算性等もありませんけれども、今後、大いに検討価値はある、そういうふうに私は認識しております。ましてや、市内企業がそれを広めていくということですので、広く現場等でもその採用について検討するようとの指示は出しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

川崎市に、都市型バイオマス発電所というのが2011年から運転を開始しております。この施設は大分大きい施設で、約3万8000世帯の1年分の電力量を発電しているということですが、これ燃料は、住宅解体材や剪定木などの木質廃材を木質ペレットにして燃料にしておるとのことです。参考までにお話をしておきます。

続きまして、バイオディーゼル、BDFについてでありますけれども、これ牛久市では、廃食用油からBDFの製造を平成21年から行っておりますが、平成23年度の製造量が5万1600リッターを製造し、市公用車や公用バス、コミュニティバスのための燃料にして利用されているとのこ

とでございます。

農山漁村再生可能エネルギー導入可能性等調査が、特定営利活動法人のGIS総合研究所いばらきが本年3月に報告書を提出しております。耕作放棄地を利用した太陽光発電の賦存量調査で、かすみがうら市は県内トップの耕作放棄地総面積800ヘクタール、2ヘクタール以上の規模が62ヘクタールとの調査結果が出ております。

ふえ続ける耕作放棄地に菜種やヒマワリといったBDFの燃料となる作物の生産を行うこと、菜種は4月ごろから黄色い花が咲き出しますけれども、非常に美しいですね。また、ヒマワリは7月ごろに花が咲くわけでございますけれども、荒れ放題の原野の耕作放棄地がお花畑に変わるということでございますけれども、観光資源にも私はないかなというふうに思っております。ですから、「新エネルギーと花の町かすみがうら」なんていうキャッチフレーズに乗って、環境客の招致にもできる、可能ではないかなというふうに思います。もちろん、その畑から取れる油、これがバイオディーゼルですけれども、この普及活動はもう市を挙げて推進していただきたいというふうに思いますけれども、大変、市長の考えお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ディーゼルについては、牛久、また土浦あたりでも食用油の回収事業を通じてやっているというふうな話も聞いております。そういったことで、ディーゼルの可能性というのは非常に高いと思います。

市内でも、そういったディーゼルを製造する、シャッシュシ的にはそのディーゼルハウの製造販売目的とする新しい会社が設立されたという話を聞いておまして、これはそういったいかに地域バイオマス産業化推進事業に公募したという経過があるわけではありますが、私は、市内の遊休地がもう物すごい面積に達しておりますので、活用策の一環として大いに有望であるというふうに考えておりますので、今後に期待したいということでございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

それでは、④番の再質問をさせていただきます。

学校で活動するだけでなく、家庭も一緒になって取り組むことが重要だというふうに思っています。各家庭で省エネ、節水、リサイクル作戦が実施されれば、市全体での活推の前に効果的に環境会議もできると思います。

ごみ焼却場などへの見学もよいのではないかとこのように思っております。1日に出るごみの量、実際の施設の稼働状況やリサイクル、またごみ処理の仕方なども勉強するのもよいのではないかとこのように思います。

新治広域クリーンセンターでは、燃焼熱でお湯を沸かして、隣の広域老人福祉センターのお風呂にも利用しているとのことですので、子どもたちにも見てもらい、エコ教育に役立てていただきたいというふうに思います。

以上、教育長のご所見をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

矢口議員がご指摘のように、ごみ焼却場などの見学については現在も行っているところがあると思いますが、これからもどんどん奨励していきたいと考えております。心情面では自然を大切にするという心、それから、行動面では地道な取り組みということを中心に心がけていくしかないかと考えております。捨てればごみ、生かせば資源ということを大事にして教育に当たっていききたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

何か現場での活動をいろいろご説明いただきましたけれども、小学校のころから正しい環境教育を受けていれば、自然に環境に配慮のできる感覚が身につくだろうと思っておりますし、実感できます。次世代を担う子どもたちが、環境を考えながら成長していくことをとてもうれしく思いました。今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、TPPの関係でございますけれども、農地の集積化についてでございますけれども、政府は した農業再生行動計画の中で、農地集積を推進し、平地で20から30ヘクタール、山間地域で10から20ヘクタールの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す戦略を掲げております。

本市では、3年前ですか、高田公室長が中心となって当時担当されておりましたけれども、農地を中心的に取り組んでおりましたけれども、現在までの実績等ございましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

集積について、トマトの栽培関係では集積の事業ということで推進していた経過がございますけれども、その件につきましては、他市町村のほうへその部分が移ったということで、実績はございません。トマトの企業等のそういう集積のお話もございません。

以上です。

[矢口議員「ちょっと、部長、質問答えていない」と呼ぶ]

○12番（矢口龍人君）

いいですか。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

今お尋ねしたのは、農地の集積化に取り組んでいるわけですよね。これの実績をお尋ねしたんです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

失礼しました。

農地の集積化ということで、遊休耕地の関係でございますけれども、23年度でございますけれども、12件で10.1町歩でございます。次に、24年度で交付決定、5.4町歩の放棄地等も復活することで集積等につながっていくものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

なかなか今のご答弁ですと、集積化が難しいようなお話ですよね。先ほどちょっと言いましたけれども、800町歩こそ隠しあるというふうな内容の中で、実績が非常に、頑張ってはいるんでしようけれども少ない。どこにそういう限界があるのかお答えいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

全体的には、農地の集積といいますと、ちょっと答弁も用意していなかったんですけれども、現況のほうを確認いたしますと、現況においては、レンコン等につきましてはそれなりの面積とかそういうものが集積されていると思います。それはなぜかといいますと、耕作的には1年間を通して耕作ができるということと、また、機械的にもコストが小さいということで、コストがかからないということで、それなりの集積とそれなりの経営規模が果たせるということだと思えます。

それに比べましたら、田畑につきましてはなぜできないかといいますと、やはりトラクターとかそういうもののコストもございまして、または、管理につきましても、なかなか人手の関係とかそういうものもございまして、人手とコストがかかるということでなかなかそういうことで集積ができないということだと思えます。

あと、まだそれなりに小さい耕作農地で当面の耕作をしているというのは、それなりの農機関係に とする農家への補助金とか、転作の補助金とか、そういうものがついて、それなりの経営ができていているということもあって、集積がなかなか進まないと感じております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ちょっと厳しいご答弁でしたけれども、企業の参入にしても、先ほどありましたBDFの作物にしても、やはり大型機械化できないと不可能だと思うんです。

ですから、これは市長、本当に市を挙げてこの耕作放棄地対策には乗り出していきたい。もう本当にその耕作放棄地はますますふえていくという傾向だと思うんです。そういう状況なので、それをやっぱり逆にとって、地域の活性化につなげるというのが今大きな行政課題であると

いうふうに思っておりますけれども、市長のご認識と、また姿勢をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

**○議長（鈴木良道君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

耕作放棄地については、1つの方策としては、いわゆる農業以外の分野に利用していく。典型的なのは太陽光発電事業なんかに農地を転用していくと、そういったことがあるわけですが、本来のいわゆる食料生産に農地を集積化していくと、これは農地、本来の第一。そういうことについて、ここ深刻な状態になっているのはご案内のとおりです。平均的な農業の担い手というのは、もう70歳の人が農業の中心的な担い手ということは、あと5年すると、後期高齢者がもう75歳の人なわけでありまして、そういう人たちが農業を今後大規模化していくというのは考えられないわけでありまして、当然、その農業の担い手が新規就農者あるいは企業、そういった方たちに担ってもらわなくてはならない。それはまず他産業から入ってくるということを想定しなくちゃならない。

そういう中で、いろいろ他産業から入りにくい状況が今できているわけです。

1つには、規制緩和ということ、いわゆる企業が農地を利用しやすくする。しかも、大規模宅地に利用しやすくするという規制緩和。これ、政府はそういう方向を打ち出しております。

あと、ことしからになりますが、国、茨城県でも、たしか私の記憶では4ヘクタール分だったと思うんですが、予算化されて、1ヘクタール単位の集積化を図る場合は手厚い補助をやる。これはかつて畑とか牧草地をつくったときに、農地改良事業なんていう、第三セクターがブルドーザーまで持って農地造成を行いました。もう30年以上、三、四十年前のことではありますが、その方式で、いわゆる第三セクター的なもので遊休農地を使える農地を集積化するという県の方法も、今年度から大々的に県でも力を入れているみたいです。

さらに輪をかけて、さっき議員がご指摘の安倍内閣になってから、20ヘクタール、30ヘクタール、最低でも10ヘクタールになれるという農地集積を今後図っていく。もうそうなったときには、担い手は、個人的な法人も含めてもう企業以外はないとそう言っても過言ではないかと思います。

そういった意味で、BDFの国内、市内で立ち上がった企業というのは、当面30ヘクタールを目指しているということで、既に10ヘクタール単位での土地が借りられたという話を聞いておりますので、ここ急速に、ここ四、五年、その集積化の採用というのはどんどん進んでいくと思います。市もそういった情報をきちっと把握しながら、なかなか市の単独事業というのでは、土地をどんどん補助事業でやっていくということはこれできませんけれども、国・県の補助事業、あるいは方向性と協調しながら一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（鈴木良道君）**

12番 矢口龍人君。

**○12番（矢口龍人君）**

よろしくお願ひしたいと思います。

TPPに参加するということになれば、関税が撤廃ということでございますので、この辺は市として海外進出をぜひ推進していただきたい。ちなみに、茨城空港もございますし、大手商社並

びに日本貿易振興機構ジェトロなどへ積極的に職員等派遣して、情報交換に努めていただければというふうに思います。

T P Pの参加国の中にベトナムが含まれているというふうに思うんですけども、せんだってちょっとお聞きしたところによると、ベトナムの中の市とかすみがうら市が友好関係を結ぶというようなお話をちょっと伺いましたけれども、詳しいお話がいただければ、ご答弁いただきたいと思います。

**○議長（鈴木良道君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

ベトナムの話であります、これ実際10日ぐらい前ですが、ベトナムヴィン市というところ、これはホーチミンが生まれた場所でありまして、ベトナムのちょうど中央部からちょっと北寄りの町であります、その区というか、その収入が300万ぐらいの都市らしいです。

たまたまベトナムの国ではやっているのは仏教国でありまして、ハスの花が国の花になっております。しかし、向こうのハスというのはいわゆる食べる習慣がないみたいで、日本みたいないわゆる食用のハスの栽培を行っていない。いわゆる花の部分で国の花としてあがめているというか、そういう国がベトナムです。

たまたま知り合いを通じまして、知り合いというのはベトナムと経済交流を、ビジネスセンサー ということで経済交流を進めている団体がございます。日本ベトナムビジネスブリッジというグループなんです、そこの専務とたまたまある機会に知り合いになりまして、日本は、かすみがうら市は日本一のハスの産地だという話をしましたら、ぜひそういったついでに今後交流を進めていきたいということで、たまたま日本ベトナムの友好関係が始まってから40周年目に当たる年。ヴィン市で6月9、10、11の3日間、その記念事業があるので、市長に来てくれという話がありました。最初、9、10、11というのは、10日あたりは一般質疑はもうないかなと思って、私行きたいと言ったら、だめだと言うので、とりあえずビジネス関係もありますので、かすみがうら市のライオンズクラブのメンバーにお話をしまして、会長を通じて3名ほど行くということになりました。また、田谷議員にちょっとお話をしましたところ、田谷議員が、じゃ私の親書を持っていってくれるということになりまして、8日に出発するというので段取りがとれまして、あと、将来的には、ベトナムは非常に人材が豊富であります、真面目な。日本に対して、ベトナムとかミャンマーとかタイなんかは非常に日本に対して友好的であります。中国とか朝鮮というのは、韓国というのは、朝鮮半島は余り日本に対していい感じを持っていないわけですが、逆に、ミャンマー、この前安倍さんがミャンマーに行きましたけれども、非常に歓待されている。タイなんかはもう既に相当の日本企業が進出しております。ベトナムは社会主義国なのでずっと残っておったということで、開発も相当おこなっております。そういった意味で、日本の産業も誘致したいし、あるいは、人をこちらに送りたいというようなこともありまして、将来的にはビジネスには来たいということ。同時に、日本では今、福祉介護の職員等が不足しておりますから、そういった部門で人材提供としての期待もできるのではないかと私は考えております。

そういった意味でちょうどいい機会でありますから、そういった関係者も含めて6名の訪問団を結成をいたしまして、まだ結団式はやっていないんですが、団長に私の親書を持って向こうに

行っていただいて、今後、友好都市関係に行けるかどうかも見きわめをつけてきていただいて、できればそういった方向に行きたいなど期待をしているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

期待させていただきたいというふうに思います。

本市の農政の一番の課題として常に上げられておりますのが、就労者の高齢化と担い手不足でございます。いろいろな理由があると思いますが、私なりに考えたときに、生産量に応じた補助金を出して農家を保護するというのがこれまでの農政の基本的スタンスであったわけで、その補助金の原資となるのが輸入農作物にかかわる関税だったのではないかと思います。これまで関税に裏づけられた高い農産物価格で農業を保護してきたのですが、それでも日本の農業は衰退に歯どめがかからなかったというわけだと思います。

今回のTPPの参加により、いずれは農作物への関税も撤廃になるかと思われま。本市の農政においてはそうなることを想定して、いち早く本市独自の成長戦略を策定していただき、農家が安心して生活できる、そういうようなまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

---

再 開 午前11時22分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

すみません、訂正させていただきます。

先ほどの太陽光発電の実績におきまして、太陽光発電事業用、家庭用、全体合わせて227万6000キロワットが見込めるということでお答えしました。その中で、約4000世帯ということでご説明いたしましたけれども、400世帯に訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

日本共産党の佐藤文雄でございます。

安倍政権は、アベノミクスの経済政策を最大の売り物にして、7月の参議院選挙を戦おうとしております。しかし、安倍政権が3本の矢などと宣伝しているものの実態は、国民の暮らしと経済を破壊する5本の毒矢、投機とバブルをあおる異常な金融緩和、不要不急の大型開発へのばらまき、成長戦略の名による雇用ルールの弱体化、消費税増税、社会保障大改悪にほかなりません。この矢の中には、国民の所得、働く人の賃金をふやす矢は1本もありません。あるのは、所得と賃金を奪う矢ばかりであります。

今必要なのは、消費税増税を中止し国民の所得をふやすこと。そうすれば、内需がふえ、売り上げも伸びて、経済が元気になります。これこそ景気回復の大道であります。

日本共産党は、賃上げと安定した雇用の拡大で働く人の所得をふやす。消費税増税を中止し、財源は消費税に頼らない別の道で確保する。現役世代も高齢者も安心できる社会保障を築く。内需主導の健全な成長をもたらす産業政策への転換を図る。以上4つの柱によって、国民の暮らしと経済を立て直すことができると考えております。

日本共産党は、暮らしと経済、原発、外交、憲法、歴史問題とあらゆる方面で暴走する安倍政権に対して、抜本的対案を示し、正面から対決して戦う決意であります。

私は、その立場から一般質問を行います。

1つ、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

福島第一原発事故による放射能汚染は、市民に大きな不安と心配を引き起こしました。特に小さな子供や小中学生を持つ若い母親を中心に不安が広がりました。事故以来3年目を迎えた現在、放射能汚染の問題は次第に人々の話題から離れつつあるように見えます。

しかし、一度降った放射能は、半減期はあっても消え去ることはありません。放射能被曝は、少量であっても、将来がんなど健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響はこれ以下なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であります。

私は、その観点から、放射線への感受性が高い子どもたちの健康を守るために取り組みを継続していくことの必要性を強調してまいりました。遅々として進まなかった市当局の放射線対策も、きめ細かな測定や健康調査への助成等も行われ、一定の前進が見られるようになりました。

そこで質問です。

放射線のきめ細かな測定と除染の取り組み及び汚染土壌の保管対策について、放射性物質に汚染した当市の状況を記録し、報告書として残すことについて伺います。

放射能被害の増大を最小限にすることが行政の役目であります。それには、継続的な調査、測定、除染などを実施することです。きめ細かな測定の継続と結果の公表及び図式化などについて、除染した土壌の保管容器の確保について。

つくばみらい市でも一般住宅の除染活動の作業に着手しました。当市においても実施すべきであります。

放射線障害は20年後、30年後にあらわれます。したがって、放射性物質に汚染した当市の状況を記録し、報告書として残す必要があると考えます。

以上、4点についての答弁を求めます。

第2、学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制、検査機器の有効活用についてお伺いします。

外部被曝については、身の回りの放射線量を測定し放射線量の強い場所を確認し、近づかない。あるいは、除染を行い、なるべく被曝をしないように生活することです。しかし、内部被曝の場合は、放射能を飲み込んでしまえば、距離はほとんどゼロですから、体内で直接影響を受けることになります。したがって、一番重要なのは汚染されているものを食べないことです。

給食食材の検査体制の充実、週1回から複数回及び事前検査について、農畜産物及び魚介類の検査の利用現況について。

また、出荷制限されていても販売目的ではない個人的に出回っている食品、例えば、タケノコやシイタケ、タラノメなど山野草などがあります。このような現況から考えれば、生産者に限定せず、市民から持ち込む食品も検査することです。

以上、3点について答弁を求めます。

3番目、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求現況についてお伺いいたします。

東電は、学校給食食材や事業者の風評被害に対する放射能検査費用を賠償する意向を示したとの報道があります。改めて、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求現況について、2年にわたる経過報告と学校給食食材や事業者の風評被害に対する放射能検査費用の賠償請求について伺います。

4番目、霞ヶ浦の放射能汚染の対策の具体的取り組みについてお伺いいたします。

市長は、霞ヶ浦に流入河川を持っている市町村で構成された霞ヶ浦問題協議会、会長は中川土浦市長ですが、これを活用し提案をしていきたいと回答いたしました。私は「この協議会の総会が5月にある。その前の役員会で放射能汚染対策について正式な議題として取り上げるように」と市長に要請をいたしました。その後の経過、国や県、関係機関との連携による調査等の現況について、市長の答弁を求めます。

5つ目、原発事故子ども・被災者支援法について、積算線量計を用いて年間被曝線量を推定するモニタリング調査など、市の取り組み状況についてお伺いいたします。

2012年6月に成立した原発事故子ども・被災者支援法では、子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、子どものときに一定基準以上の放射線量の地域に住んでいた場合、健康診断が生涯にわたって実施されるよう国が必要な措置を講じることとされております。

2011年3月、福島第一原発事故により、茨城県、千葉県北西部、埼玉県南東部は、3月15日、21日に放射線プルーム、いわゆる放射能雲であります。が通過したことにより、高濃度の汚染地域となりました。また、この地域では、放射性ヨウ素による相当の汚染があったことが各研究機関の調査によって解明されつつあります。

しかし、当時は国から屋内退避の指示もなく、多くの子どもたちが放射線ヨウ素による被曝をしたと考えられます。

当市では、汚染状況重点調査区域の指定を受けませんでした。これまでの航空機モニタリングや測定結果でも明らかのように、当市も、指定された土浦市やつくば市と同等の地域であると

考えます。茨城県市長会では、県全体を原発事故子ども・被災者支援法の支援対象地域に指定するよう国に要望していくことを全会一致で決めておりますが、当市での具体的な取り組み状況についてお伺いいたします。

また、前議会で、積算線量計を用いた市民個人毎の年間被曝線量を推定することについて、モニタリング調査を実施することを要請いたしました。その検討結果の報告を求めます。

大きな2番目、総合的な子育ての支援策について。

親の雇用の悪化で、児童のいる世帯の平均所得は、1996年の781.6万円をピークに2010年の658万円へ、100万円以上も大幅に減少しました。しかも、日本の子どもの貧困率は先進20カ国中4番目の高さであります。社会の標準的な所得の半分以下しかない家庭の子どもは300万人以上に上ります。子育てしやすいかすみがうら市を目指すならば、子育てする家庭に対して具体的な財政支援を行うこととなります。

そこでお尋ねいたします。

小中学校の父母負担軽減の具体化と学校給食の無料化についてお伺いいたします。

小中学校の父母負担の軽減を何度となく要請してまいりましたが、改善の兆しが見えません。軽減の障害となっている点について具体的に説明をお願いします。

また、学校給食の無料化についてですが、当初は、学校給食法第11条の規定によって保護者負担は当然との対応でしたが、学校給食への補助を認めた文科省通知があることを示すと、一転して、財政的に困難だとの回答に変わりました。

一方、宮嶋市長は、5月17日のブログで「来年度の重点政策として、新規にメリハリのきいた1億円以上の子育て支援策を起案するよう指示した」とありました。民間委託や巨大センター方式など学校給食を効率化する動きが広がっている中で、直営方式を守り、町内全ての児童・生徒を対象に給食費を半額補助している自治体があります。人口6500人の千葉県でも最も小さな神崎町であります。当市では保護者の負担する給食費の総額は年間で約1億6400万円ですから、その半額となると約8000万円となります。学校給食を半額補助することも検討対象となると思いますが、答弁を求めます。

2番目に、就学援助制度の拡充について伺います。

就学援助制度とは、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費など学校教育法に基づいて資金を支給するものであります。当市では、今年度から、クラブ活動費、そして生徒会費、PTA会費についても拡充しました。加えて、生活保護基準の1.3倍から1.5倍にすること、申請について自己判断ができるような目安となる所得額を示すこと、市の広報紙やホームページに掲載することが必要だと思っておりますが、その3点の答弁を求めます。

3番目、学童保育の充実（小学校4年生から6年生まで）、その実施計画について伺います。

学童保育については、子ども子育て関連法案の成立に伴い、児童福祉法が改正され、小学校6年生までを対象とすることになりました。当市の現況と実施計画について報告を求めます。

大きな3番目、固定資産税のあり方についてお伺いいたします。

私は、平成21年9月と12月の定例会で、20年以来非課税の対象となっていた公衆用道路が雑種地に変更され、課税対象となった問題についてただした経過があります。

千代田地区の市街化区域には、起点・終点が公道に接道している行きどまりの道路が多数見ら

れております。今でも、市民から何とかならないかの声が上がっております。土浦市では、土浦市条例施行規則の固定資産の減免というところに「2戸以上の住宅の用に供している行きどまりの私道について何らかの通行制限を行っていないもの、当該固定資産税にかかわる税額の全額を非課税扱いに減免する」となっています。私は、土浦市の例に倣い、非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した問題について、もとに戻すべきだと考えますが、市長から答弁を求めます。

大きな4番目、国民健康保険税を命と健康を守る制度に。

国保税が高くてとても払えないとの声があふれています。市長は、近隣市並みに引き下げたと言いますが、人頭税とも言われている均等割を引き上げた結果、収入（所得）の少なく、家族が多い世帯にとっては大幅な引き上げとなってしまいました。

そこで質問ですが、国保税の減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担減免申請について、特に、収入の少ない被保険者に対する施策について伺います。

私は、土浦市の例を挙げ、少なくとも国保税の減免制度に生活困窮者分を含めた規定になるよう求めました。市民部長は答弁で、今年度4月実施に向けて整備を進めるとしましたが、その進捗状況について答弁を求めます。

また、医療費の一部負担減免申請については、加入者に対する徹底した広報が肝心です。どのような方法で周知したのですか。その後、市民からの減免申請はありましたか。答弁を求めます。

2番目、国保の未交付の状況の解消について伺います。

国保税が高過ぎて払えないために、無保険となって、必要な受診ができず命が奪われている。2012年の全国の民主医療機関連合会の調査結果で明らかにされました。当市でも、国保証の未交付状態は解消されておりません。その後の進捗状況と、国保加入者で事実上保険証を持たない方はどれだけいるのか、答弁を求めます。

大きな5番目、公共下水道の問題について。

まず1つ、県生活ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設整備計画についてお伺いいたします。

茨城県は、平成21年10月26日、生活排水ベストプランの改定を公表しました。前回の改定時から6年が経過し、近年の人口減少などの社会情勢の変化に対応する必要があるため、おのおのの整備区域について市町村ごとに見直しを行うということですが、当市の整備計画について、現段階の進捗状況と今後の予定、全体的な見直しについては考えているのか答弁を求めます。

2番目、下水道加入率向上に向けた目標設定について伺います。

下水道加入率については、千代田地区は99.9%ですが、霞ヶ浦地区は71.9%で前年比1.1%の伸び。問題なのは、私が毎回指摘している加茂・牛渡地域流域特環下水道の加入率であります。加入率53.6%で前年比2.2%の伸びで、全く改善されていません。市長はこの現状をどのように捉えていますか。そして、加入率向上に向けた対策を考えているのですか。加入率について年次の目標はあるのか、以上3点について答弁を求めます。

3つ目、特環公共下水道の加茂処理分区の問題について伺います。

特定環境保全公共下水道事業で、今年度も加茂地区の管路実施設計業務委託費が計上されております。私は、費用対効果を検証した結果この事業が行われたものとは思いません。まさに不要

不急な事業であり、全面的な見直しが必要だと考えますが、答弁を求めます。

6、安心・安全なまちづくり（防犯灯と生活道路）について伺います。

防犯灯の設置基準の策定について伺いますが、私は、前回、守谷市の例を挙げ、本来防犯灯などは全額市が負担することが当然だとたどしましたが、市長からまともな答弁はありませんでした。

そこで、改めて伺いますが、県内市町村における防犯灯などの設置及び維持管理についてはどうなっているのか。省エネの観点から、LED化の促進を図るべきだと考えますが、通常の蛍光灯からLEDにした場合、電気料金についてどうなっているのか。また、設置基準の検討結果も含め、3点の答弁を求めます。

生活道路の維持管理について伺います。

前回、生活道路の維持管理について基本的な答弁をいただきました。私は、新規建設中心の公共事業から道路、橋の維持補修など老朽化対策へシフトするべきだと考えております。改めて、住民からの要望などの現況について、年次的対策について答弁を求めます。

大きな7つ目の、向原土地区画整理組合事業についてであります。

この事業は、当初から、組合施行といいながら市当局が事実上組合を仕切り、半ば強引に推進してきたものであり、事業面積6ヘクタールに対して既に6億円以上もの公金が投入されております。しかし、保留地が完売されなければこの事業は終わりません。

そこで質問です。

保留地の一括譲渡による欠損額増加について伺います。

前回の答弁で、市長は、早期解散に向け一括譲渡を視野に入れた保留地販売の値下げを行うと述べました。その後、情報によれば、売れ残った保留地は不動産会社に一括譲渡販売したとのことあります。欠損金の増額も含めて、具体的な数値について報告を求めます。

2番目、損失補償について、税金投入の可能性について伺います。

この事業は、都市計画決定もされず、都市計画道路の一本もありません。地形的には全く袋小路の状況となっております。私は、この事業は、公共性が担保されない、一民間の宅地開発事業と同じだと考えます。しかし、市長は相変わらず、組合の負担軽減を図る必要が生じた場合は、市からの税金投入の可能性もあると答弁をしています。私は、さらなる税金の投入は一部地権者への利益の供応となると考えます。この点について、改めて市長からの答弁を求めます。

8つ目、水道事業について。

私は、これまで、県の過大な水需要計画（水のマスタープラン）の実態を明らかにし、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの無駄な水開発事業をやめるよう要請してきました。

そこで質問ですが、県のいばらき水マスタープランの実施協定の変更について、神立駅東部地域整備構想にかかわって伺います。

県が無駄な水開発事業を推進する根拠としているのが市町村との実施協定であります。市長は、前回、県企業局に対して協定の見直しについて申し入れたと答弁していますが、この協定が結ばれた当時と現在では人口想定は明らかに違っております。特に、市長が出島村長だった20年前、神立駅東部地域整備構想というのがあり、その構想を根拠に協定の増量変更を行っております。私は、この構想自体とつくと破綻しているわけですから、協定の縮小、変更は当然できると思

ますが、その後進展はあったのでしょうか。市長からの答弁を求めます。

2番目、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など水開発事業と水道料金の関係についてお伺いいたします。

安倍政権は、八ッ場ダムなど無駄な大型開発事業を復活させようとしております。復活した自民党型ばらまきのツケを払うのは結果的には国民です。一方、県企業局は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば維持費や減価償却費などは飛躍的にかさむとして、県からの水の供給を受けている関係市町村からの水道料金の値下げを拒んでおります。これらの大型事業が完成した場合、当市の水道料金はどのようになるのか試算しているのでしょうか。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時20分から再開いたします。

休 憩 午前11時48分

---

再 開 午後 1時22分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番の放射能のきめ細かな測定と除染の取り組み及び汚染土壌の保管対策については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番の学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制、検査機器の有効活用については、教育部長、保健福祉部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番の東電への農畜産及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求状況については、環境経済部長及び総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番の霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況については、環境経済部長、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

1点目5番の原発事故子ども・被災者支援法については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番の小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について、2点目2番の就学助成制度の拡充については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目3番、学童保育の拡充については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番の固定資産税のあり方についてお答えいたします。

ご指摘につきましては、平成21年度において非課税としていた公衆用道路を雑種地に変更して課税した件と承知しておりますが、当時の判断につきましては適切な判断と認識しているところでございます。

しかしながら、公益性が確保できると判断できれば、見直しも含め検討したいと考えております。

4点目1番の国保税の減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請等について、また、4点目2番の国民健康保険証の未交付状況の解消については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の公共下水道問題については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番の防犯灯の設置基準の策定については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目2番の生活道路の維持管理について、住民からの要望の現況と年次的対策については、土木部長の答弁とさせていただきます。

7点目1番の保留地の一括譲渡による欠損額増加については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

7点目2番、損失補償について、税金投入の問題についてのご質問にお答えいたします。

現在、向原土地地区画整理組合は、保留地の販売も全て終了し、認可期間も延伸申請をしない限り今年度をもって終了することから、解散に向かっているところでありますが、経済事情等の悪化を初めとする各種要件により最終負債額が増大し、理事及び組合員で対応することが極めて難しい状況にあります。

本事業は、千代田町の時代から民間事業ではありますが、公共性の高い事業として位置づけられ、当時の町助成金や国補助金を投入してきた経過があり、また、平成15年から現在まで、銀行への信頼性の向上を図るべく損失補償を認めてきた経過があります。これらは、当時の執行部からの提案案件ではありますが、議会側においても承認をしていただいたものであります。

このように、設立時やその後の市執行部の組合へのかかわりや議会のかかわりの経過を踏まえ、これ以上の債務を増大させないためにも、今年度中の解散を目指すべきであります。

先般、議長宛てに、向原土地地区画整理組合理事長名において解散に向けた助成の要望書が届いていると思いますが、市長宛てにも来ておりますので、今後、対応について議会側とも協議しながら考えていきたいと考えております。

8点目の水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員さんの質問にお答えします。

1点目1番、放射能のきめ細かな測定と除染の取り組み及び除染土壌の保管対策について、並

びに、放射線物質に汚染した当市の状況を記録し、報告書として残すことにつきましてお答えいたします。

まず、きめ細かな測定の結果の公表及び図式化についてでございますが、市では、163区画561カ所の地上1メートルにおける放射線測定を実施し、その結果を地図に落とし、放射線マップとして市ホームページにおいて公表をしているところでございます。

次に、除染土壌の保管容器の確保についてでございますが、保管容器につきましては、放射線の遮蔽能力などによりさまざまな種類がありますので、土壌の発生量、保管期間、経費、必要性を含め、担当部署とも協議しながら総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、一般住宅の除染についてでございますが、つくばみらい市におきましては、汚染状況重点調査地域の指定を受け、国の補助事業として実施しております。本市においては指定を受けておりませんので、今後とも、放射線測定器の無料貸出制度の活用によるマイクロスポットの確認と適宜除染をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、放射性物質に汚染した当市の状況を記録し、報告書の作成についてでございますが、ご質問のように、当市におけるこれまでの対策や測定データ等は将来にわたり貴重なデータであると認識しております。今後とも引き続き測定等を実施してまいりますので、過去の対策や測定データを含め整理を進めながらまとめてまいりたいと考えております。

1点目3番のうち、市の対策費用の請求状況についてお答えいたします。

市として行った東京電力株式会社への放射線対策費用の請求につきましては、これまで2回実施しており、合計1952万7566円となっております。これまでに支払いを受けた金額につきましては、合計で856万3824円ということになっております。

1点目5番、原発事故子ども・被災者支援法についてのご質問にお答えいたします。

東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律につきましては、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないため、一定基準以上の放射線量を計測される地域の居住者等、特に子どもに配慮をし、生活支援等施策を推進することにより、被災者の不安解消及び安定生活を実現させることを目的として、昨年6月に成立をいたしております。

この法律の中で、国の責務として基本方針の策定等が明記をされておりますが、現時点におきましては、支援対象地域なども明確にされていないことにより、本年2月28日に茨城県市長会からも要望書等が提出されているところでございます。

市としても、現在実施をしております放射線測定等を継続しながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

6点目1番の防犯灯の設置基準の策定及び全額市の負担とLED化の促進につきましてお答えいたします。

まず、県内市町村における防犯灯等の設置及び維持管理についてですが、県内44市町村のうち、防犯灯の設置及び費用を全て負担している市町村は25団体、そのうち電気料等の維持管理を負担している市町村は16団体、市町村と自治会がそれぞれ負担している市町村が9団体ということになってございます。また、市町村と自治会等がそれぞれ設置している市町村は17団体、そのうち

維持管理費を市町村を自治会がそれぞれ負担している市町村が16団体、自治会が負担している市町村が1団体となっております。また、自治会等で設置している市町村が2団体ありまして、そのうち維持管理費を市町村が負担しているところが1団体、自治会で負担している市町村が1団体となっております。

次に、従来の蛍光灯からLED電灯に交換した場合の電気料についてでございますが、本市に設置された防犯灯は約6000基ございます。そのうち約5600基が20ワットを超え40ワットまでの区分に分類されております。従来の蛍光灯と同じ照度のLED電灯の消費電力は蛍光灯の約2分の1と言われておりますので、仮に5600基をLEDに変更した場合、その区分はワンランク下の10ワットを超え20ワットまでの区分に該当をし、現在の年間電気料約2200万円のうち、年間約700万円程度削減が期待できる計算になります。

ただし、このLED化につきましては、相当の財政負担も伴いますので、効果的な助成制度や現行システムを総合的に整理しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯の設置基準についてでございますが、現在、市では、かすみがうら市防犯灯・街路灯設置要綱に基づき防犯灯の管理を行っておりますが、この要綱には具体的な基準の明記がなされていない状況です。

このようなことから、基準の設定につきましては、新たに制定するのではなく、従来の要綱の中で整合性を図りながら明確な基準を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

#### ○教育部長（金田康則君）

佐藤議員さんの質問にお答えいたします。

1点目2番のうち学校給食の安全確保についてお答えいたします。

学校給食に含まれる放射性物質については、各校週1回の頻度で、調理場で調理した給食を測定し安全性の確認をするとともに、市ホームページで公表を継続実施しているところでございます。1日当たり3検体を測定し、1週間で調理している15校全ての検査を実施し、これを現在も継続している状態です。

これまでのところ全て不検出であります。今後も安心して給食を提供できますよう引き続き測定を行っていきたいと考えております。

事前検査についてのご質問ですが、現在の給食の運営状況は、規模によっては、検査用の食材を必要量確保するために別途調達しなければならない場合も考えられることなどもありますので、当面は現在の体制での継続を考えております。

続きまして、2点目1番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について、2点目2番、就学助成制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

各学校においては、給食費を初めまして、遠足や宿泊学習、修学旅行の積み立て、学年学級費、PTA会費などの費用は、子どもたちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるために保護者の方に負担をいただき、活用されているものでございます。

実態としましては、給食費以外の負担を見ますと、小学校の平均では2年生が一番少なく、年間約1万6500円、6年生が一番多く、約2万7000円となっておりますが、昨年度と比較してやや軽減されております。中学校の平均では修学旅行までが多く、2年生が約9万5000円です。3学年になると約5万5000円となりまして、全体的に昨年度よりも負担としては軽減されてございます。

各負担金につきましては、毎年、学年学級懇談会等で保護者の皆様に提案され、ご理解をいただいた上で徴収されているものと理解しておりますが、校長会や学校訪問などの機会を捉えて、なるべく少ない負担の中で教育効果を上げるよう、より一層の配慮を指導してまいりたいと考えております。

学校給食の無料化につきましては、これまでもご質問いただいております。経済的に困難な保護者に対しましては就学支援により支援を行っておりますが、全児童生徒を対象とした無料化については現在のところ実施してはございません。しかし、ほかの子育て支援策との関連も踏まえながら、無料化については引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度につきましては、今年度から、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等を追加し、拡充を図ったところでございます。

ご質問の認定につきましては、生活保護基準の1.3倍を目安として認定を行っております。これら認定基準及び扶助項目につきましては、市町村によって設定が異なる状況ですので、近隣市町村の状態や本市の学校納付金の状況などを調査しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、自己判断ができるような所得額の提示の件につきましては、年齢や住宅に係る費用、障がいの有無など多岐にわたる分類に基づき計算を行うため、精度の問題はございますが、参考となるモデルケースの明示等、わかりやすい形で公表ができますよう工夫をしまして、公表については検討したいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

#### ○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

#### ○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、佐藤議員さんの1点目2番のうち、保育所給食の安全確保についてお答えいたします。

保育所の給食食材の検査につきましては、市立保育所4カ所及び民間保育所3カ所の7施設について、毎週月曜日から金曜日の午前中に調理前の食材を検査しております。

より安全な食材を使用し、なおかつ測定を実施しているため、これまでの検査の結果からは放射性物質は検出されておられません。今後とも、子どもたちの安全・安心を確保するため、関係部署と協議の上、引き続きよりよい方向で保育所給食の安全確保に努めてまいりたいと思います。

2点目3番、学童保育についてのご質問についてお答えいたします。

学童保育につきましては、各小学校を対象に、大塚、稲吉、新治の3児童館を含めて公設児童クラブ16カ所、民設児童クラブ4カ所、合計で20カ所で児童クラブが開設されております。

一部の小学校、児童館を除いては、高学年の受け入れができるよう関係部署や小学校との協議の上、小学校の余裕教室の確保をし、教室の整備を行ってまいりました。

しかしながら、児童数が多い下稲吉小学校区及び下稲吉東小学校区におきましては、教室の確保や施設整備が困難であるため、放課後児童クラブの拡充は厳しい状況でありますので、小学3年生までの申し込みとさせていただいております。

今後の対応といたしましては、下稲吉小学校区及び下稲吉東小学校におきましては、現在計画されている新設保育園に学童施設の併設が計画されております。それでも厳しい状況にありますので、関係部署や小学校、地域の民間事業者とさらなる協議を進め、高学年まで入所が可能となるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

#### ○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番のうち、農産物及び魚介類の検査体制、検査機器の有効活用についてお答えいたします。

まず、農畜産物及び魚介類等については、前回の一般質問でもお答えしましたとおり、一般の方からの持ち込みという形で検査実施をしています。

これまで、開始から本年4月までで約360件実施しており、品物としては野菜や果樹などを含む農産物がほとんどですが、水産物等の検査も実施しております。

ご案内のとおり、市で初めて機器を導入した平成24年3月ころは、検査依頼の数も多く、お待ちいただく時期もありましたが、その後、機器の増台等により検査体制の充実を図り、現在は安定的に対応できるようになっております。

今後も、地元産品の安全性確保をPRしながら、引き続き産地としての風評被害の払拭に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、一般の農作物の放射性物質検出に伴う対応は、原則的にそれが生産された当該市町村の対応とされております。また、食品衛生法により、食品取り扱いにおいては出荷制限の対象となる農産物などの流通、販売等は控えていただくことになっているなどの観点から、市民の方からの持ち込みでの検査については市内のみならず生産されたものに限定しております。

また、一方で、小売店等の事業者サイドが独自の自社ルートの中で基準値よりも低い自主規制値を設定し、検査徹底している例などもあり、数値が独自の自主規制値を超えた場合、たとえそれが食品衛生法上の基準以下であっても荷受けや契約をしないとしているケースがある場合もあり、生産者サイドにとっては、こうしたことで新たな風評被害につながっている場合もあると危惧されているところであります。

こうしたことを踏まえ、販売されているものや他人からのいただきものについては、市で管理する機器での検査対象とはしておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

次に、1点目3番のうち、東電への農畜産及び水産物にかかわる損害の請求状況についてお答えいたします。

これまでの情報収集の状況から申し上げますと、5月末までに請求済みの確認がとれた概算ですが、平成23年度分に対する請求としては、前回の答弁と同じ数字ですが、農作物関係については、市協議会を通しての請求額が2億1000万円、また、農協経由の請求として、土浦市生産者分を含んで7億2800万円、畜産関係が約2億600万円、水産関係が約2億2000万円という状況になっております。

また、平成24年度分に対する請求については、市の関連するものとして確認がとれた概算で、農作物については市協議会や農協を経由しての請求がほとんどなく、畜産関係は約6400万円、水産関係は1億1300万円という状況です。これは、あくまでも市で把握している関係機関や団体等に確認がとれたものの集計であるため、個人等で直接請求されている方の文は含んでおりません。

今後も、各機関で進めている損害賠償請求を含めて、情報収集に努め、そうした団体や県などとともに連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から、大変重要な施策と認識しております。

これまで平成23年から6回ほど、環境省と後に茨城県が、霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質及び底質のモニタリング調査を行っております。今年度におきましては、季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施する予定となっております。

いずれにしましても、対応方法を明確にできないという状況になっております。市としましても、早急に何らかの対策をとるという状況には至りませんが、引き続き県政に対する要望を行い、国、県や他自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と関連を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

**○水道事務所長（田崎 清君）**

8点目1番、県のいばらき、失礼いたしました。

1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況についてのご質問にお答えいたします。

千代田地区につきましては、霞ヶ浦を水源とする新治浄水場から受水しております。企業局では、新治浄水場を含む各浄水場の放射性物質の検査を週1回行っております。結果をホームページで公表しております。いずれも不検出でございます。

水道事務所におきましても、浄水場での放射性物質の検査を毎月2回実施しております。県と同じく、結果をホームページで公表しております。これまで不検出となっております。引き続き検査を継続することとしております。

検査費用につきましては、東京電力株式会社へ原子力損害補償として請求しております。平成23年度分のかかった費用194万5695円を請求し、領収しているところでございます。

続きまして、8点目1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の変更について、8点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

平成19年3月に改正されたいばらき水のマスタープランにおける水道用水の1人1日当たりの平均給水量、最大給水量の予測値につきましては、いずれも当市の水需要実態を上回っていると認識しておるところでございます。

実施協定の日量24万トンへの対応につきましては、水需要の見込みが難しいことから、今後検証していく必要があると考えております。

県企業局におきましては、現施設能力7万8000トン見合いでの暫定協定水量が検討されております。構成団体からは、受水費用の増加が見込まれるということから、このままでは受け入れは難しいとの意見が出されているところでございます。

いばらき水のマスタープランを含め、今後も引き続き県中央広域水道の協議会を通しまして、関係する自治体との連携を図りながら、受水費の値下げや適正な受水量の検討を県へ要望してまいりたいと考えております。

霞ヶ浦導水事業完成後の減価償却費等が算入された場合におきましては、受水費の増につながりますと考えておまして、今後の経営への影響があるものと認識しているところでございます。

八ッ場ダム事業につきましては、昨年12月に事業の継続が決定され、2014年度にもダム本体工事に着手するとの新聞報道がありましたが、霞ヶ浦導水事業につきましては現在も検証中であり、完成は未定となっております。

水道料金はどのようになるのか試算しているのかとのご質問につきましては、平成23年度決算ベースでの試算となりますが、県中央用水からの受水を協定水量6700立方メートルとした場合、平成23年度に比べまして給水原価が約75円高くなる、しかも、費用は2億8500万円の増となるとの試算をしているところでございます。

水道用水供給事業につきましても、今後の推移を注視していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木良道君）**

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

4点目1番、国保税の減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請等について、4点目2番、国民健康保険証の未交付状況の解消についてのご質問にお答えいたします。

国保税の減免に関する規定につきましては、本年4月からの実施はできませんでしたが、今年度の本算定後の国保税から適用できるよう準備を進めているところでございます。

具体的には、生活困窮に係るものと自然災害の被災者に加えて、疾病、事業不振、失業等による当該年度所得の減少に対しまして対応する基準で作成しております。失業等により職を失い所得が500万円以下で、なおかつ前年度比2分の1以下の所得となった場合で、しかも預貯金等がない状況である場合には減免に該当しますが、継続的に所得が少ない被保険者に対しましては、国保税の算定の際に税額が低く設定されておりますことから、対策については考えておりません。

医療費の一部負担金の減免につきましても、国保税の減免基準と同様の規定を適用しておりますので、新たな対策は考えておりません。

なお、減免申請についてはホームページ等で周知をしておりますが、現在まで申請はございません。該当者にはこの制度が活用できるよう引き続き周知をしてみたいと考えております。

国民健康保険の保険者証の未交付の状況につきましては、3月定例会で答弁させていただきましたが、その後につきましては、21件で平成24年度が終了となったところでございます。

今回、平成25年度分の保険者証7127件を3月15日に簡易書留で郵送しましたが、4月上旬までに135件が返戻されております。その後、返戻となった方へ保険者証の受け取りについての通知を発送しました結果、受け取りに来られた方、転出や社会保険への移行により資格がない方などの理由が判明し、41件は対応ができましたので、残りの94件が未交付となっております。引き続き実態調査等を実施し、未交付の解消に努めてまいりたいと考えております。

なお、保険証を持たない方の数につきましては、市では資格証明書の発行は行っておりませんので、未交付の94件ということでございます。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

#### ○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんの5点目1番、県生活排水ベストプランにかかわる市の生活排水処理施設整備計画について、現段階の進捗状況と今後の予定について、5点目2番、下水道加入率向上に向けた目標設定について、5点目3番、特環公共下水道事業の加茂処理分区の問題についてのご質問にお答えいたします。

1番であります。当市の公共下水道の事業計画は、昭和52年1月に霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道として事業を開始し、整備が完了した田伏・志戸崎地区による特定環境保全公共下水道事業を除く事業認可区域面積915.8ヘクタールに対する平成24年度末の整備済み面積は741.5ヘクタールとなっており、およそ81%の整備率でございます。

現在、社会資本整備総合交付金事業を活用し整備を進めております現事業計画の最終年度は平成28年度であることから、今後、引き続き霞ヶ浦公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図る必要がありますが、事業区域の縮小を含めた事業計画の変更等も視野に入れた対応策が必要であると考えております。

全体的な見直しにつきましては、人口の減少や合併浄化槽の普及、汚水処理能力の向上など、当初計画時との社会情勢の変化により見直しの必要性が生じてきているところでございます。特に、流域関連特定環境保全公共下水道事業については、加入促進とあわせ、区域の見直しを早々に図ってまいります。

今後は、上位計画である茨城県の霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画や霞ヶ浦湖北流域下水道計画、生活排水ベストプランとの整合性を図りながら、それぞれの計画見直しに反映できますよう協議、検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2番の下水道加入率向上に向けた目標設定については、平成24年度の整備済み地域における加

入状況は、新規接続では公共下水道144戸、農業集落排水28戸の合計172戸となっており、整備区域の加入率は農業集落排水を含め90.2%でございます。

加入促進については、昨年度、茨城県においても接続推進のための戸別訪問を実施することとなり、霞ヶ浦湖北流域下水道事務所の職員との同行訪問を実施いたしております。本年度も引き続き同行訪問を予定しております。

なお、第1回定例会にてご質問にお答えしておりますが、流域関連特定環境保全公共下水道事業区域につきましては、前年度対比5%以上の加入率向上を目指しております。参考までに、農業集落排水事業による低加入率となる千代田東部地区に関しましても、全体で65%の加入率を達成できますよう一層の加入促進に努めてまいります。

今後も、農集排事業を含めまして、接続率の低い地域への戸別訪問を継続し、関係機関と連携を図るとともに、広報誌やあゆみ祭り、かすみがうら祭などにおいて、下水道の仕組みや接続に関する相談などにより下水道事業に理解を深めていただき、加入促進、加入率向上を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3番の特環公共下水道事業の加茂処理分区の問題については、現在、整備を進めております加茂処理分区は加茂団地までが認可区域でございます。また、隣接する加茂工業団地については下水道整備が必要な市街化区域であり、全体計画に含まれておりますが、現在未認可区域となることから、整備エリアの大小や事業費にかかわらず、整備を進める上では認可変更が必要となります。認可変更については上位計画との整合性も図る必要がありますので、県の指導を仰ぎながら、変更内容について調整したく考えております。

なお、工業団地内の接続等によるアンケート調査の結果において、以前よりご指摘のとおり、早期接続も見込めない状況であることも想定されます。その点も含めまして、現在の事業計画年度内である平成28年度までに、ほかの認可区域の縮小を含め対応してまいります。

加茂団地の事業実施について、平成25年度実施計画、26年度より工事実施予定でありましたが、現在、幹線配水管口径等の見直しにより再検証を行っているところであり、事業費の縮減を図っております。

また、事業認可の変更が生じますことから、実施設計等により年次繰り下げが想定されます。加茂団地につきましては、地元において事業の説明会を実施するとともに、3年以内の接続意向による確認等を行い、接続が見込まれる場合のみ工事実施とする考えであります。

また、先ほど申し上げましたとおり、前年度対比5%以上の加入率向上を目指してまいります。

6点目2番、生活道路の維持管理について、住民からの要望の現況と年次的対策についてのご質問にお答えいたします。

生活道路の維持管理については、利用者が安全に通行できる道路環境を確保するため、定期的に職員によるパトロールや、市民からの連絡等による破損している箇所を速やかに発見し、職員による直営で補修可能な箇所は職員で補修し、職員で困難な場所につきましては業者に依頼し補修をしております。

平成24年度における各行政区からの要望の状況は、要望件数が合計189件であり、内訳といたしまして維持補修が136件、管理関係が27件、資材支給が26件となっております。

平成24年度中に対応いたしました維持補修工事は、過年度要望分とパトロール等により発見し

た箇所を合わせて60件、当該年度要望分40件、計100カ所の維持補修工事を実施し、維持補修費は5299万円となっております。

今年度の維持補修計画といたしましては、予算額4750万円で、前年度要望未処理分96件、過年度要望未処理分、道路パトロール等により発見した補修箇所と合わせまして、緊急性を重視しながら維持補修を予定しております。

7点目1番、保留地の一括譲渡による欠損額増加についてのご質問にお答えいたします。

保留地の販売については、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因から販売が進まない中、停滞状態が長期に続くことは借入金の利子が増大していく要因となり、早期に販売し借入金返済に充当することが必須であります。

このようなことから、組合は保留地販売あっせんの業務協定を提携している茨城県宅地建物取引業協会に一括での販売依頼を相談し、結果、同協会の会員の不動産業者に対し販売手法や販売額等の条件を付して販売を呼びかけ、入札により一括譲渡に至ったものであります。

ご質問の一括譲渡による欠損額増加につきましては、県認可を受けた第10回変更事業計画書に計上された保留地処分金と今般の完売による一括譲渡額による差額かと思えます。前回の認可計画書から見ると、その他収入金として計上している賦課金等は1億7679万2000円から5182万4000円増の2億2861万6000円となります。その増大した理由としては、一括販売をするに当たり、宅地建物取引協会との協議の中で、実勢取引価格やのり面を含めた区画などを考慮し、全てを一括購入することを条件とし協議の結果、認可計画書に基づいた保留地販売価格の半額4791万5000円で理事等が合意したものでございます。これにより、残り半額分が保留地処分金において不足額となり、ご指摘による欠損額の増加に反映したものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長にお尋ねしたところで、これは市長が答えなきゃいけないなというのがあるんです。霞ヶ浦の放射能対策なんですけれども、私が前にも話しましたように、霞ヶ浦問題協議会の役員会があるから、そこにぜひ対策を練るような議題にしてくださいと、5月に総会があるからというふうに言いましたよね。それやったんですか、やりましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦問題協議会で昨年会のほうにやって、一緒になった県のほうにモニタリング調査を実施するよという申し入れをしております。このことについては、今のところ、県のほうからは特別返事はありませんが、モニタリング調査そのものは実施している状況でありますので、その状況を今見ているところでありまして、特に今年度、今新たなアクションを起こすということはありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんです。ちゃんと書いてあるでしょう。5月に総会があるから、その役員会に、その霞ヶ浦問題の協議会での役員会の議題に取り上げるようにと。5月に総会があったんですか。そのときにこの霞ヶ浦放射能対策については議題にちゃんと上がりましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議題には上がっておりません。

それで、その他の部分で特に発言はしませんでした。その後別に問題が出ていることはないということで、発言はしませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、真剣さがない。質問して、ぜひ霞ヶ浦問題協議会を通じてそれを活用したいというふうの前に答弁しているんですよ。それで、私はそれに対して、ちゃんと役員会に話ししないと、正式に申し入れがないとだめだよというのが、田中さんでしたか、事務局長がおっしゃったということも伝えてお願いをしたんです。何も言っていない。霞ヶ浦の名前を返上すべきじゃないかと思うくらいです。あとはやっていないからしょうがないですね。そういう対応はまずいということですよ。

それと、これも答弁漏れなんですけれども、本来は市長が答弁してもらいたかったんです。公共性だ公共性だというふうに言うけれども、これ一部地権者の利益供与になるんじゃないか、供応になるんじゃないか、改めて市長に答弁を求めますというんですから、これちゃんと市長が答えるべきなんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

向原につきましては、答弁申し上げましたとおり、新たな税金投入の可能性は否定できないわけでありまして、ただし、このことについては今年度中に最終決着をつけるということを私は話をしております。

ただ、最終決着をつけるについては、まず不足金を確定しなくてはなりませんから、まず不足金を確定する第一段階では全部の土地を処分するということです、保留地を。そのことについては実行いたしまして、保留地はもうなくなったと、区画整理組合で持っている分はなくなったということでありまして。

ただ、まだ不足金が確定していないのは、今だに金利が発生しております。この金利についてはまた最終的に、金利分だけありますから、べらぼうもない、今から先、今年度中にその金利分でふえる分というのは膨大な金額にはならないと思いますけれども、いずれにしても、最終確定はしてはおりませんが、金利の分も今後確定して処理をしないといけない。最終的に法的整理というやり方もありますけれども、単なる法的整理だけでは済まないのではないかとというのが私

の認識であります。この点につきまして、議会側と今後協議をしていくほうがいいのかというふうにご意見を申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、順次再質問をいたします。

放射能汚染から子どもを守るという点で、これは一昨日というか日曜日、6月2日ですけれども、ノーニュークスデーと称して、全国から6万人の大集会がありました。私も行きたかったんですけれども、前回は行ったんですけれども。議会もあるので、なかなか行く余裕もなかったんですけれども、そのときに、反原連のミサオ・レッドウルフさんが、福島第一原発の大事故は風化も収束もしていないと、日本は地震国だと。再び事故が起こったら、安全な食べ物、子どもたちの健康が損なわれると、これは自分のこととして考えなければなりませんというふうに訴えたんです。そういう意味では、即時原発ゼロを決断して、自然再生エネルギーへの転換を図ることこそが現実的な選択だというふうに思います。この点は、宮嶋市長と意見が一致するということだと思うんです。

それで、質問なんですけれども、きめ細かな測量の問題について、小中学校はかなり丁寧にやっていたらいいんです。ところが、保育所のほうは丁寧じゃなかったんです。だから、丁寧にやれというふうに言って、保管容器の問題についても話をしたんです。

その後、きめ細かな測定はやりましたか。その点をお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

放射能の点につきましては、現在、毎週1回曜日を決めまして実施しております。ホームページのほうに公表をしております。そのほか、保護者の方にも保育所のほうからまとめて通知をしているような状況でございます。

保育所の庭につきましては、何カ所か選定いたしまして、高そうなところとか水がたまる場所、そういうところも実施してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その実施したデータはちゃんと保管してありますか。

その雨どい下だとかそういう水たまりのところ、つまり今まできめ細かくなかったと、何カ所か出たと、今度はこれだけの箇所をやっていると、数字的な根拠を示してくださいということなんです。それとあわせて、そのデータあるかどうかちょっと聞きます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

データはございます。後でお示ししたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それと、保管容器の問題については何回も言っているんです。ところが、なかなか改善されないということなんです。それで、さくら保育所の状況は、私霞ヶ浦支店に行くので何回もPRしています。どういうことだという声が今でもあります。

それともう一つ、保管している保管のやり方について問題だと思うのが、これ菅澤教育長にこの前会ったときにお話ししましたが、下稲吉小学校の汚染された土のうの保管状況は確認しましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先日、佐藤議員さんからご指摘をいただきましたので、早速現地のほうを確認しまして、当面の処理としましてビニールシートで覆うように指導して、学校のほうも既に対応が終わったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ写真、私土曜日撮ってきたんですけれども、ビニールで覆ったのはつい1日か2日前じゃないですか。これ土曜日のときには雨ざらしですよ。これは前に1回質問しているんですからね。それで、どれくらいの放射線量だったかはかりましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現在の放射線量を測定したかどうかの今確認がとれておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私はいつも、これ堀場製作所の放射線測定器なんです。これではかりました。さくら保育所のあのビニールシートで覆っているところ、そこに近づけました。はかりましたか。ここでは平均0.446マイクロシーベルト、時間当たりです。下稲吉小学校、雨ざらしになっているところ、そこは土のうが何か所かありますから、どの箇所とはいいません。今しゃれたんですけれども、3つやりました。そうしたら、1カ所は0.447、もう一カ所は0.620、もう一カ所は0.581です。この地表面、約、近づいて。それで、50センチの高さでやりますと0.382なんです。それが地上1メートルだと0.288です。子どもたちが、幾らこの図でわかるようにトラロープを張っていても、興味があれば近づくことはできるわけですよ。そういう意味で、私は何回も、検討します、検討しますじゃなくて、ちゃんとした容器を確保して、大した量じゃないですから、その分をやっ

たらどうですかと言っているんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

今回の佐藤議員さんのご指摘によりまして、一部、教育委員会のほうで示しております除染マニュアル等に沿った保管がされていない学校の事例もございましたので、これから各学校に改めて周知をしたいというふうに考えてございます。

あと、保管につきましては現地での保管になりますので、当面は現状のような保管方法をとるということで考えております。なお、保管容器につきましては、これから検討課題ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

検討課題が長いから早くやれと言っているんです。

それで、この図どういうことなのかということなんですけれども、これは除染効果をあらわしたやつなんです。お手元に資料がありますよね。図があると思うんですけれども、これはセシウム134と137の空中線量の時間的な経過なんです。これ縦軸が線量を示すんです。横軸は時間を示しています。一応縦軸のところについては1マイクロシーベルトと、1、例えばそう仮定した場合に、除染はしたと。除染したら、例えば0.18ぐらいになったというふうに想定しますと、ぐっと下がります、除染して。そうすると、除染した後、この曲線はぐっと低くなるんです。除染しないままだと、いわゆるセシウム134は半減期が2年で137は半減期が30年です。こういうふうになるわけです。除染するとこの間が、これは積算線量なんです。積算線量が低くなるということなんです。ですから、そういう意味ではホットスポットと言われるところはできる限り除染をして、その分はきちっと保管をする、仮置き場に置く。その置くについてもやはりきちっとした容器でやったほうがいいんじゃないですかということなんです。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、改めて各学校の除染マニュアル等の周知をする中で、そういう保管容器、そういったものも少し検討させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、民有地の除染について、やっぱりこういうこともあるんです。ですから、小さい子どもを持っている小中学校、幼稚園、保育所、小さい子どもさんを持っている家庭については、できる限り除染の支援をすべきなんじゃないかなと思うんです。土浦ではやっていますけれども、その前の土浦どういうことやっていたかということ、個人住宅のスポット除染については除染費用や

土のうの提供を行ってまいりたいということで、土のうの提供をしているんです。こういう支援をやる必要があると思うんですけども、どうですか。市長でも、木村さんですか、放射線対策部長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今までそういうことは当市ではやってこなかったかと思います。

[佐藤議員「だから言っている」と呼ぶ]

○総務部長（木川祐一君）

そこまで本部のほうで考えておりませんでしたので、測定器の貸し出し、それから、ホットスポットについては、先ほども申しましたように個人の方をお願いをしているということもございますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私もいろいろと勉強させていただきまして、いろいろな本を読みましたが、実は、これ土浦のまちづくり市民の会の放射線測定グループというこういう、物理学者も含めているんですけども、土浦の放射能をはかるという冊子をつくったんです、5月に。これを私参考にしているいろいろ質問をしているんですけども、この中にこう書いてあるんです。私たち市民が放射線物質に汚染した土浦市の状況を記録し、報告書として残す必要があると。だから、その20年後、30年後の市民の皆さんにあの原発事故でこんなことがあった、土浦市の放射性物質の汚染状況はこうだった、そのときに市民や行政はどんな活動をしたかということ記録に残すんだというふうに言っているんです。

ですから、こういう取り組みで、やはりもうちょっとどういうふうな形をとるんだというのを考えてみると思うんですけども、今回の質問で具体的な報告書までつくるといってお考え、改めて聞きたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

報告書につきましては、各施設の放射線の測定等も6月で2年目となります。貴重なデータですから、それらをどういうふうにとまとめるかということはまだ事務方としてもまとまっておりませんが、何らかの形でまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、内部被曝の問題なんです。市のほうは、生産者じゃなければ検査をしませんというふうに冷たく、今回も同じように言いましたよね。私のほうがそういうもらったものを検査してほしいというふうにお願ひしたんですけども、それができないというわけなんです。

ただ、私、やむを得ず土浦の白鳥というある農家からいただいたタケノコとシイタケを民間の分析センターにお願いしました。そうしましたら、タケノコが33ベクレル、シイタケが587ベクレルだったんです。こういうのが、もらったりもらわれたり、出回っちゃっているんです。ですから、そういうときにそれなりの対応としてやるべきなんじゃないかなというふうに思うんです。あと、ほかのものについても、山野草がありますね、ワラビだとかゼンマイだとかいろいろありますでしょう。こういうものについても生産者はわからないじゃないですか。とったものですよ。こういうものについて同じように検査機器でやってもいいんじゃないですか。民間に頼みますと、これ1回6000円ぐらいかかるんです。今回は2つやりましたので、1万2000円かかっています。これも検討するということができませんか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

農産物等の放射性物質の検査に伴う対応は、原則的にそれが生産された当該町村の対応とされており、また、食品衛生法により、食品取扱店において……

[佐藤議員「同じ答えはいいよ」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

出荷制限の対象となる農作物などの流通販売等は控えていただくことになっていることなどの観点から、市民の方からの持ち込みにての検査については、市内のみずから生産されたものということで限定されてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1回目の答弁と同じ結果示したってしょうがないじゃないですか、私がこうやって具体例を示しているのに。検討できませんかと言ったんです。検討できませんと言えばいいんです。それが一番簡単です。やる気がないということです。

山野草なんかもあるんです。生産者はわからないでしょう。

それで、内部被曝というのは、飲料水とか食品から子どもや大人が毎日1ベクレルずつ、例えばセシウム137を長期間摂取し続けた場合に、セシウム137の生物学的半減期を子どもが40日、大人は70日に仮定すると、1年ほどの蓄積量は子ども60ベクレル、大人は100ベクレルになるんです。大人は子どもの1.5倍の食物を摂取しますので、大人の蓄積量は150ベクレルということになって、子供と比べると、相対的に2.5倍なんです。もし、1ベクレルのかわりに毎日10ベクレル、もしくは20ベクレルを摂取した場合に、1年後の子どもと大人の蓄積量はどうなるかというと、大人は、例えば10ベクレルをやった場合には蓄積量が体重当たり25ベクレル、子どもは20ベクレル、20ベクレル摂取しますと、子どもは40ベクレル、大人は50ベクレルなんです。

何が言いたいかというと、ベラルーシ、いわゆるチェルノブイリの事故で大変な放射線を浴びて、放射能、いわゆる内部被曝をやったんですけれども、そのときにセシウム137の蓄積量が20

から50ベクレル、体重当たり。この子供が60%から80%、大人では50%、心電図の異常、それから白内障、これがあらわれたというんです。こういう報告書があるんです。だから、食品の安全性の必要性があるんです。

市長、どうですか。今言ったように、もうちょっと柔軟に検査体制というか活用したらどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射能測定器の活用ということではありますが、私も今聞いてびっくりしたんですが、実は、この測定器を導入した当初、すごく混んだわけです。その際には生産者側を優先で、いわゆる出荷物について優先してやったわけです。それはもう大分前から、もう緩くなってから相当 過ぎているんじゃないかと思うんですが、混む時期は過ぎた。そういうことですから、当然持ち込まれるものについては贈答品などが、自分で遊びに行つてとってきたものなどが、これ食べるの心配だったらやってくれと持っていったらやっているんだと思っていました、実は。ところがやっていないということなので、今後はそういうものについてももし心配であると、ただ規定量だけないと検出できませんので、あれは多分1キロぐらいの量がないとだめだと思うんです。その1キロを持ってきてもらえれば、やるように早速改めたいと思います。それはすぐ指示します。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱり市長ですね、そういう認識なんです。ギャップがありますね。大体、千代田地区の検査器は500グラムだそうです。霞ヶ浦のほうにあるのは1キロ検体が必要だそうです。そういうことですから、すぐできるということですね。

それと、今内部被曝の問題について話しましたが、やはり学校給食、これも非常に大事だということです。5ベクレル以内に抑えるということの必要性がよく理解できたと思うんですけども、ちょっとお願いなんですけれども、前にもお願いしたんですけどもなかなかやっていただけなかったんですけども、牛乳、これ牛乳を1回ゲルマニウム半導体の検出器で、1回はかってみていただけませんか、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

牛乳の検査につきましては、前にもご質問いただいたということもございますけれども、今、原乳のほうで測定しまして、それをホームページで県のほうで公表されておりますので、製品については検査をするというような予定は今のところございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

予定がないから、今聞いているんです。同じ答えばかりやるんだよね。1回やっている、だ

から、原乳、原乳といったって、どこなのかよくわからないんですから、今ある　、今飲んでいるやつを1回ゲルマニウム、つくばにありますから、つくば市に。ゲルマニウム半導体で検査してみてくださいと言っているんです。それぐらいやったらどうですかと言っている。何でそんなに抵抗するのか。何かわからない。だから、真剣さが無いというふうに私は言いたい。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

牛乳につきましても、学校給食と同様にまぜた検査ではございますが、一応検査をしております。そういう中では不検出になっております。ただ、佐藤議員さんの単体でというお願いという形でございます。私のほうもよく持ち帰って検討してみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保育所のほうは、月曜日から金曜日、調理前に検査を行っていると言いましたよね。ということは、それ全部単体じゃないんですか。どうですか、単体じゃないんですか。あれミキシングしたやつをやっているんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

単体ではございません。ミックスしたものを検査してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、ちょっと確認ですけれども、シイタケがかなり放射線量が高かったということで、かすみがうらでもシイタケを栽培している生産者がいると思うんですけれども、その生産者はかすみがうらの農家にはいらっしゃいますか。それと、実際にその被害の請求は、やっていることが実質ありますか。

それともう一つは、もう事前に言っておりますから答えられると思いますが、原木をとにかく改めない、新たにしないと、これはなかなか難しいんです。これについてはどういうふうな補償をするように東電に請求しているかお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

原木シイタケにつきましては個人的に請求しているということで、農林水産課においてもその金額とかそういうものは把握してございません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事前に調べておいてくださいと言ったじゃないですか。何戸あるんですか、その農家が。それは生産者団になっているんじゃないんですか。それを具体的に、どういうふうな生産をまとめる、フォローしてあげるんですかというふうに、そういうところまでやらなきゃだめなんじゃないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

大規模な農家が2名と農協販売の方が17名、その他の販売の方が5名ということでございます。あと未販売、個人消費という方もいらっしゃいますけれども、実際に販売という様子は大規模な2名の方と農協の17名ということでございます。

今後どうするかということでは、その原木に対する補償とかそういうご質問だと思うんですが、それについてはまだ検討はしておりません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東電がなかなか賠償に対して渋っているんです。今、総務部長のお話、答弁だと、2回やって1952万円だけれども、支払いが856万円だと。半分だよ、実態が。とにかく余りにもひどいので、環境省が抗議をして東電を提訴するかなんていう、こういう節まであるわけです。だから、そういうところでは煩雑なんですよ、東電の請求が。それを具体的にやはり市のほうで窓口になって、請求のやり方を教えてやるとか、ちゃんと東電に接触するとかをやったほうがいいと思うんです。私なんか1万2000円検査費用かかっちゃいましたから、請求したいんですけども、どうしたらいいんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

実際には個人的に請求をしてしまうということなので、そういう応援体制とかそういうものもできておりませんし、周知もできていないということなので、そういう応援体制とかそういうものが必要ということであれば、今からそういうふうには、応援的なものはできると考えております。

また、先ほど生産者 と言いましたけれども、大規模が2名、農協販売が17名、あとその他の直売所なところに販売を行うということで計24名ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最初からそういうふうに答えておいてね、何回も質問させないように。

それと、次いきます、時間がありませんので。

総合的な子育て支援のところを出たんですけれども、就学援助のほうなんです。これに限って言いますと、市の広報にきちっと出されているのか。つくばみらい市のほう、それから土浦市なんです。ここにはちゃんと書いてあって、家族の人数、そして家族構成、年間総所得金額、これがきちっと書いてある。そうすると目安になるんです。こういうことについては提携しましたか、ほかの市と。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

ほかの自治体の条件につきましては、今年の8月現在の資料でございますが、県内の自治体がどんな事務手続をしているかということに関しましては確認をしておりますが、ホームページ上で公表しているかどうかということまでは確認しておりませんので、先ほどもお答えしましたけれども、周辺の市町村の状況を見ながら、モデル的なケースを想定して公表できるような資料というものが検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り他の市町村、他の市町村と私は言いましたけれども、必要だったら率先してやりなさいと言っているんです。

それと、生活保護基準の1.3倍となっている。あとは、特別な事情があった場合1.5と言っているんです。これ1.5にしたほうがいいと思うんです。何でかということ、今度生活保護費が下がりますよね。これが、調べますと、かなり厳しい環境になってしまうんです。これは守谷市のほうで試算してもらったやつをデータいただいたんですけれども、今回の生活保護基準の引き下げに伴う影響額は、子ども2人と夫婦、合わせて4人ですけれども、これ見直しになると、平成27年見直しになると、何と1万5000円も下がっちゃうんです。そういうことで、1.3じゃなくて1.5にするということが必要だと思います。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

1.3倍と1.5倍のお話につきましては、1.5倍につきましては、家族内で病気等の養生が必要な人がいるとかという事情がある場合には生活保護基準額の1.5倍ということが重点の取り扱いでございました。県南の状況を見ましても、1.3倍となっているのが10自治体ということで、1.5倍はまだ3自治体という状態しか確認されておりません。また、県内の状況を見ましても、1.3倍という自治体もかなりあります。また、土浦市さんなどにつきましては、独自の基準をつくって運用しているところもございますので、そういった事情も、あるいは、先ほど佐藤議員さんから質問ありましたように、生活保護制度の見直し、そういったこともあるということも踏まえて、

その辺についての検討をしてみたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、土浦なんかは、ですから適用率は高いですね。私の調べた、つくばみらい市の市議団がおっしゃっていたのでは11%を超えているんです。ちなみに、かすみがうら市は5.3%ですから、そういう意味ではこのほうが、やはり移行してあげたほうがいいなというふうに思います。

それと、学童保育なんですけれども、大変困っているんです。下稲吉小学校と東小学校が人数が多いでしょう。学童も多いんです。それが3年生まででしょう。ですから、4年生まででも、少しでもというそういう声が高いんです。何でかという、ほかの民間の児童クラブだと高いんです。これは調べたことありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

児童保育の料金につきましては、市内のほうは調べてございますが、民間の施設が7000円、公立のほう3000円という内容でございます。また、内容については、おやつ等に使われているという話は聞いておりますが、そこら辺の内容が違う関係で金額が違ってくると思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことも視野に入れて、やはり公設の児童クラブなんかでやっぱりフォローするということが必要だと思います。

時間がありませんので、今度は固定資産税の問題について振り返りたいと思うんですけれども、もう既に市の用紙やったのかなと思うんですけれども、今回対象課税となっている件数と課税の調定額、総額幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

今回の私道の関係でございますけれども、筆数にしまして約240件ほどございます。ただ、金額につきましては、土地1筆について免税点が1筆ではなくて、土地については課税標準額に30万円未満は免税ということの規定もございますので、単純に240件の課税標準額に税率1.4%をかけている場合を想定しますと、約33万円が税額ということになります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大ざっぱにすると、240件あって33万円だというふうな理解でよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

筆数で言っていますので、箇所数で言うと約……

[佐藤議員「いいですよ、金額は33万円ですね」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

はい、間違いないです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

固定資産税、平成23年度決算は幾らでしたか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

固定資産税の総額は約25億円程度だったかと思えますけれども、私道に関する税額につきましてははじめてございませんので、大変申しわけありません、後ほど、調査が可能、できれば報告させていただきたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

別にいいんです。25億円だと、総額が、固定資産税。そのうちの33万円です。ですから、市長が見直しを検討するというふうに言いましたので、こういう重箱の隅をつつくような課税の仕方はやめて、ほかの市町村、これは土浦も石岡も同じように、2件以上ある場合は非課税、いわゆる公衆用道路に認定していますので、そういうふうな形にしておいたほうがいいと私は提案したいと思います。

それと、次なんですけれども、公共下水道の件でございます。

生活排水ベストプランにかかわって、まだまだ未整備のやつがあるわけですよ。この図を私にいただいたんですけれども、かなり広い範囲で未整備のところがあります、この地図を見ますと。これを整備しようとする、どのぐらい一体お金がかかるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

全体計画面積に関します事業費につきましては、現在のところ把握してございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういった意味では、生活ベストプランの見直しというのもあるというふうに言っていますが、県は見直しの時期はいつなんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

前回の見直しから第1回と第2回の改定の間に6年ございました。その中で、私どもは平成26年か27年には見直しがあるのかなと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱりこの加入問題が、またグラフがあると思いますが、これ24年調べたやつですね。ここで112件の回答からいうと、当分接続の見込みなしが50%超えている。接続見込みがあるのが13.4%なんです。不明が26%。そしてまた、この接続を未接の理由が接続資金がかかる。その他未接続の理由、浄化槽があるというふうになっているでしょう。大体30件ぐらいずつありますよね。何のために公共下水道をやったんですか。こういう現実があつて、前年比対比5%だったら、いつまでその99%になるんですか。土浦は約100%です。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

5%ということで申し上げております。5%向上するためには、年間48件ほどの加入が求められておりますので、その中では対象住民が947件ございまして、加入残りが400件ということは、50件でいっても8年ほどかかる計算になってございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ほど遠いですよね、そうすると。

加茂処分区域のこれも松本、御殿まで例えばやるとすると、1戸当たりの概算工事費が900万円ですよ。これで間違いなく接続しますよということとなったら進めるという答弁だったような気がしますけれども、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、加茂団地につきましては認可区域でありまして、計画しておるところでございます。その中で、先ほど申し上げましたとおり、幹線排水路の口径の見直しにかかっているところございまして、その中で、加茂団地につきましては地元説明会を設けまして、各戸の接続の意向等を調査しまして、3年以内に接続する意向調査の結果を受ければ工事着手という段階で進めたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、向原土地区画整理事業のことについてお尋ねします。

区画整理事業の仕組みというのは、これ簡単な中身なんですけれども、こういう雑多な整理前を整理後にする。この保留地がポイントなんです。これに市町村の補助金が、国からの補助金、そして保留地の補助金、これで工事を進めるわけです。だから、保留地を処分する、これが大前提なんです。ところが、仮換地をどうも売っちゃったということなんですけれども、実際はどうですか、仮換地の実態は。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地の処分は行われている実態はございます。前回の定例会でもお伝えしているとおり、仮換地につきましては、条件等がいい場所もありますし悪い場所もございますが、その販売が多分に影響し、保留地販売に影響していると思われまます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、保留地販売をしなきゃいけないのにそれをやらなかった。逆に、仮換地を売り払っちゃって足を引っ張った。これを組合なんです、当初の。ここに問題があるんです。一番多く仮換地を販売したというか、した人が今回の組合長です。これが問題です。

ちょっと時間がありませんので、宅建協会によれば、この場所は袋小路状態であるため実勢価格の3割区の相当だと言ったようですが、本当ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

私は直接は聞いてございませんが、その組合との協議の中で、保留地販売価格の半額程度で販売してもいいというのが自治会等の考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一緒に整備課長とあなたと会ってこの話も聞いたんです。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ちょっと私もその宅建協会のお話はちょっと直接は聞いたことではございませんので、最終的には自治会のほうで合意がなされたということで聞いておりました話でございます。

[佐藤議員「あと何分」と呼ぶ]

[「2分半です」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか時間がないので、ちょっと簡単に言いますけれども、これを技術的な支援をやっているというふうに言うんですけれども、実際に土地区画整理法第125条監督権限、これはどこにありますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいまの佐藤議員さんの125条につきましてはちょっと私も把握してございませんが、法的に技術的援助をしなければならないということはございません。土地区画法第75条のほうで、個人施工者、組合または区画整理会社は知事及び市町村長に対し職員の技術的援助を求めることができることされており、本区画整理事業につきましても、組合から平成2年3月5日に当時の千代田村村長に技術的支援の援助の申請が出されております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと時間がないと思いますので、最後に、平成15年度第4回の12月の定例会のときに、私が質疑応答したところだけちょっと話します。

私が質問をしたのは、保留地がもう今も、当時から15万6000円で売れるというふうに言ったけれども当然無理だよと、12万円程度でしかできないよというふうに言ったんです。そうしたら、当時の都市整備課長どのように答えたか、議事録見たことありますか。

[「休憩だ」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時02分

---

再 開 午後 3時03分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

大変申しわけございませんが、見てございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本当は見るように私言おうと思ったんだけど、忘れちゃった。

実は、ここ15万円じゃ売れないよと、でも当初の分5億3000万円であれば課長は大丈夫だと言ったのが都市整備課長の今のコワタリ課長なんです。そのときに答えたのが、保留地を売れないという件だが、1点もう既に8区画売れているよと。売れる保証がないなんていうのは誰も言えないというふうに答弁しているんです。

ところが見てください。

1分前。

これは土地区画整理区の販売状況なんです。これ、9、2、10、5、5、1、3、8、12とある。この9が8区画の1つなんです。これは大和ハウスが買ったんです。その大和ハウスの下で買ったのがこの事業者の工事をやった業者が2つ買った、8区画買ったということなんです。

そういう意味では、この区画整理事業そのものが、かなり当初の計画からいって大幅に損金が出るということが明らかだったということがわかると思います。

こういうものを無理やり監督権限もない技術的な支援と称してやっていた市当局のこの責任は追及されると同時に、組合員が仮換地を先に売ってしまったということについては、これは許せないというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時05分

---

再 開 午後 3時19分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、こんにちは。

遅くの時間になりました、お疲れでしょうけれども、しばしの間お聞きいただきたいなと思っています。

昨晚のサッカーは皆さん見て感動したかと思うんですけど、私も、劇的なロスタイムで決めたエース本田のまさにと真ん中に差し入れるあのW杯必勝打をこの日本列島がみんな最高に喜んで、そして、その余韻に酔いしれた一夜だったのではないのでしょうか。そのようなすばらしい決定打、日本によりよい勢いを持たせてくれたらいいなと思っておるところでございます。

それでは、平成25年第2回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

もう既に梅雨に入りまして、宣告されておりますけれども、ここ数日梅雨とは思えない好天が続いております。今ごろはちょうど麦秋とも言われるように、大麦、小麦の実りの時期であったことを思い出させてくれますが、今の子どもさんたちはそのような光景は及びもつかないほど、農村部の光景も一変してしまっただけでございます。

このような中において、今議論されている小中学校の統廃合の問題について、最初に質問させていただきます。

この問題は、特に人口減少の著しい農村部の問題として、誰も本来は望むべくもなく、そのような問題であります。今ここに至っては余りにも小規模小中学校が際立ってまいりましたので、十分な教育成果を上げるためには何らかの改革をしなければなりませんし、行政上の効率化を図る観点からも英断を下さなければならぬ時期に差し迫っているものと考えています。一言で言うならば、それは小中学校の統廃合であります。

きのう付の、6月4日付の南北中学校統合委員会についてという冊子は、どういうことかまだ何の説明も受けておりませんが、ここで改めて議会に報告する予定になっているのかどうかもわからず受け取っておりますが、何か説明はなされるのでしょうか。

確かに、南中学校に北中学校が統合されるということは議会においても合意してきました。しかし、具体的な統合の内容等については、1つの質問として地域住民の十分な議論と合意がなされているのか伺います。

2つ目の質問として、近隣市町村は小中一貫を視野に、既に実施している市と計画を実行に移す市とあるが、当市は小中一貫についてどのような考え方をお持ちなのかお伺いいたします。

次に、市町村合併についてお伺いします。

前回の3月の定例会のときも、つくば市長の合併の前向きな発言があったのを受けて、市長の考え方をお伺いいたしましたが、その後の発展性のある所見をお伺いいたしたく思います。

つくば市と土浦市、それから土浦市とかすみがうら市、それぞれに合併に関する有志議員の会合が持たれ、徐々にではありますが、合併に関する話題もちまたにふえてきつつあることは非常に喜ばしいことと受けとめておるところでございます。

今、アベノミクス効果であろうかと思いますが、円安株高によって経済界もかつての閉塞感からやっと抜け出す、そのような兆しが見えてまいりました。こういう折にこそ、土浦、つくばなどは、本市を含めて行政界を取り払い、ダイナミックな経済活動が行われるようにしなければなりません。この地域は、圏央道などの交通インフラも急速に整備されつつあり、国内では最も躍動感のある地域ですから、できるだけ行政界が邪魔になることのないよう努めることが、地方政治を担う者の責任であろうかと思うところであります。

そして、一例を挙げてみますと、こちらの質問に答えていただきとう存じます。

平成27年度には土浦協同病院も開院するので、交通面のアクセスも、当市の発展の上から跨線橋の件はどのようにになっているのか伺います。また、合併当時、合併協定書ではどのようにになっていたかもお伺いしたいと存じます。

合併も地方における規制改革を認識し、推進しなければなりません。しかしながら、本市が他市町村と合併する場合においても、本市のやろうとしていること、また、本市が市民のためにやらなければならないことが合併によって一層推進されるというのでなければ、市民の理解を深め

るわけにはいかないと思います。合併によって本市の区域がどのように発展して、幾つかの青写真を描いていく必要もあります。そして、そのこと自体が市民の共感を呼び、合併が成就する性格のものと思っています。

そこで、逆になりましてすみません、1番目が、事業を拡大展開するには予算が必要となる。よりよい市民の負託に応えるための方策を伺います。

また、リーダーシップは市長が担っていかなければならないことは当然であります。今ここで、合併の様態によっても異なるかと思いますが、合併による一部事務組合は必要がなく、執行部内の企画構成ができるなど、一括することにより、スピード、調整もスムーズに運ぶと思われま。市長の見解をお伺いさせていただきます。

市長の考える合併のメリットで、市民に訴えることはどのようなことかお伺いいたします。あくまでも今の段階のおおよその考え方で結構ですので、答弁のほうよろしくお願い申し上げます。次に、住居表示についてお伺いします。

私は、長きにわたり、住居表示を毎日取り扱う郵便局に籍を置いてまいりました。その間、一方で住宅がどんどんふえ過密化した地域もあれば、若い層が異常に少なくお年寄りばかりが目立つ、いわゆる限界集落とも言われるような過疎の地域もたくさん出現していることは、このかすみがうら市に限らず、少子高齢化にさらされている全国的な課題であることは今さら申し上げるまでもありません。このことは、都市計画によって市街化区域、市街化調整区域に線引きされて以来、顕著にあらわれた現象ということが言えると思います。

昔は、二、三キロ先のお宅まで道を尋ねられれば教えることもできましたし、また、教えていただくこともできました。しかし、最近は、長く地域に住んでいる人でも、住所を聞いただけではわからなくなりつつあります。こういう現象を踏まえた明確な住居表示をするには、都市化の進展とともにますます重要になってまいります。

この際、大切なことは、思いつきや取ってつけたような住居表示であってはますます混乱のもとになりかねません。歴史的に使われてきている地名もまず尊重する必要がありますし、それに加えて、地図の上でも明確であるばかりでなく、現地においても迷わずわかりやすいというのが理想であろうということは、誰しも異論のないところだと思います。

それでは、本市の現状を見た場合に、この理想にかなっているのでしょうか。私は、特に旧大字下稲吉及び穴倉等の例をとると、そこの住民の皆様方やそこを探し尋ねる方々からわかりにくいとのお話をたびたび伺っております。この点について、市当局はいかがお考えになっておられるかお伺いいたします。

一度決定するとたびたび変更することができないのも、住居表示の性格から見て当然であります。それだけに、地域に在住の皆様はもちろんのこと、このようなことに詳しい有識者の意見を取り入れて、将来の人々の評価にたえられるよう常ふだん検討を加え、蓄積し、大きな開発や区画整理などを行った際におかしいところはきちんと是正し、よりよい住居表示にするように願うものであります。これに対する担当部長の覚悟のほどをお伺いいたします。

土浦に長いこと在籍しておりましたけれども、土浦市の古い町名の由来をご存じの方もおいでになるかと思いますが、本居宣長の歌をもとにつけた地名が土浦の町には今も存在しております。その歌をちょっとご披露させていただきますと「敷島の大和心を人間はば朝日に匂ふ山桜花」。

そう、敷島町、大和町、朝日町、匂町、桜町がそうです。今でもきちんと残っています。優雅な心を持って、このように長く愛される町名をつけていただきたいものと希望いたしております。

次に、4番目として、40歳から74歳までの国保加入者を対象として実施している特定健康診査について、その問題に関係する問題についてお伺いいたします。

まず、この特定健康診査というものはどういうものかお伺いいたします。また、どのような趣旨のもとで、このような疾患を対象に実施しているのか。また、その結果がどのようなものであったかをきちんと説明していただきたい、そう願います。

次に、市当局が作成しました特定健康診査等実施計画を一通り読ませていただきましたが、内容は、この名称からして余りにもお役所用語で書かれておりますために、非常に理解しづらい冊子になっており、最も市民にとって重要な健康と医療に関する問題が取っつきにくいものになっていると感じました。計画ですから、これはこれでやむを得ないかと思いますが、市当局として、市民に訴え理解していただけるよう要約して、重点的な部分を図解したり、市民に身近な用語に改めるなど工夫を凝らし、パンフレット等にまとめ、広く理解が進むよう配慮することを希望します。

かつて、NHKのこどもニュースの解説者を務めていた池上 彰さんのように、難しい問題を子どもにもわかるようにかみ砕いて説明し、今では、たくさんの著作で多くの人々の評価を受けております。また、池上 彰さんの例を挙げるまでもなく、市長が3年前の市長選のとき、政策を訴えるために活用した漫画の冊子はとても好評でしたし、私はあれが当選の決め手になったのかと言っても過言ではないと思っております。

私は、あのようなアイデアを日常の重要課題についても応用するなどして、市役所もこれを大いに参考として学び、行政に取り入れたらいかかと思っております。そのような考え方がおありかどうかお伺いいたします。

そこでお伺いいたします。

医療費総額が年々増加しているが、どうしたら削減、もしくは下降線を描くようにできるか、施策があれば伺います。

また、2つ目として、予防医学についてどのように考えているのか、また施策をお伺いいたします。

これからは健康長寿社会を求めていかなければなりません。増加する医療費や介護費用は、それだけで将来にわたって国、県、市町村の財政を圧迫することは自明のことです。そのためには、疾患に対する早期発見、早期治療が望まれることはもちろんのこと、疾患を未然に食いとめる予防医学を含めた健康増進策が最も重要であることは申し上げるまでもありません。市当局は、一般市民を対象とした健康づくりのため、健康を維持するためには、自助努力も大切であることなど息の長い啓発活動を展開しなければならないと思うところでございます。

既に、旧大洋村など、先進的な市町村ではかなり以前から大々的に村を挙げて取り組んで、医療費の削減に効果があったと聞き及んでおります。

当市も4月20日、雪入山の山桜ハイキングが行われました。私も参加しましたので、そのことはよくわかっておるつもりでおります。また、5月には牛久沼ハイキングに、11キロコースと20キロコースがありまして、11キロコースのほうに参加してまいりました。牛久市も、市長を初め、

牛久市を挙げて参加の皆さんを歓迎しておりました。どちらの会場もたくさんのハイカーでびっくりいたしました。このように健康を考えている人が、自助努力を考えている人がいるのだなど驚いた次第でございます。

つい6月3日の朝のNHKのテレビで拝聴した方が大勢いるかと思いますが、見た目の年齢、血液の年齢のことを報じていました。93歳のおばあさんは見た目が69歳、血液年齢が71歳とのことでした。既にこの方は自助努力をきちんとされて、食事も運動もご自分の生活の姿勢も規律がきちんとされておりました。また、80歳でエベレスト登頂に成功された三浦雄一郎さんにあやかるとは言わないまでも、市民総ぐるみで健康長寿社会を目指した具体的な方策を講ずるべきだと考えますが、当局の考え方をお伺いいたします。

最後に、市政一般についてお伺いいたします。

市長も病み上がりの中、重責を担っての今定例会における数々の質問に対する真摯なご答弁に敬意を表します。

前回3月の定例会において、私は、空き家等の放棄物件についての調査及びそれに基づく条例の制定を検討し、確固たる対策を講ずるべきだと指摘したことに対し、市長から、担当部署にそれを準備するよう指示したとの答弁をいただきました。年度も変わり、既に2カ月が過ぎております。担当部署においてはいつごろまでに調査や条例案がつけられるのか、一応のスケジュールについてお伺いいたしたく存じます。

この問題については、多くのメディア等でも報道されており、また、今後ますます増加すると予想されますので、私が口火を切った関係もあり、また、これから多くのほかの議員さんの関心を寄せて、ぞくぞくと質問が寄せられるかもしれません。そればかりでなく、いざ条例化という形で具体化すれば、全議員がその議員審議に加わることになるわけですから、私に対する答弁というだけでなく、全議員に、皆さんにわかるよう答弁するよう求めるものであります。

次に、今、国ではアベノミクスの名によって、3本の矢、金融緩和、財政出動、そして成長戦略が進められ、早期のデフレ脱却が目指されております。その中でも特に成長戦略は、きょう、安倍首相が第3の矢が放たれたと聞きました。今ごろ、その安倍首相の講演が終わったころかと思われまふ。国、地方を通じて、医療や女性を軸とした取り組みを強めるという方向づけがなされておりますが、その中でも、労働力が製造業から医療・介護サービスといった成長産業に移行しやすくなる施策にも取り組んでいくことが表明されておりますが、本市においても、若い労働力を吸収し、医療や介護サービスの機能を強化することは、若い世代の人口をふやす意味からも検討に値することと思ひますが、このようなことを踏まえて、少子高齢化対策と活力ある地域社会づくりについて市長の見解をお伺いいたします。

以上で、私の第1回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小中学校の統廃合については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、市町村の合併についてお答えいたします。

市町村合併の推進につきましては、私自身、特に土浦とつくば市を初めとする県南地域における取り組みの必要性については、機会あるごとに考えを示してきたところでございます。

去る3月議会でも申し上げたとおり、つくば市長の発言により、こうした動きは県南においてさらに加速化されるというふうには私は考えておりました。来月11日に県南首長会議が土浦で行われますが、ここにおきましても、私は、県南政令市もしくは県南50万の中核都市を目指した勉強会をやるべきであるということを提言をしようと考えております。

また、茨城県におきましても、平成19年11月に取りまとめられた「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の中で、水戸市、ひたちなか市を中心とした地域、また、土浦市、つくば市を中心とした地域に、人口50万人程度の2大中核拠点都市を育成するとしております。県民がどこに住んでも、等しく便利で文化性の高い快適な生活を送れるような地域を創出することが必要であるというふうには言及しております。

このようなことから、市民の生活圏域の実態に合わせ、例えば、医療や福祉、教育など市民生活に密着する公的サービスに関しては、近隣市の動向、また市民ニーズの把握、行政サービスとしての妥当性などを踏まえるとともに、土浦市やつくば市などの中心市に求める役割、周辺市町村の役割の検討などを行いながら段階的に対応していくことによって、着実に市民の負託に応えていくことができるものと考えております。

次に、一部事務組合であります。このような事務の共同処理については、後期高齢者医療広域連合、または租税債権者管理機構、最近では消防救急無線指令センター運営協議会などが、広域的な規模で運営がされるようになれば、専門性や事務処理の効率性の観点から有効であると考えておりました。このことについても、今着々と進んでいるところでございます。

そういった一環で、かすみがうら市は、今、かすみがうら市の消防本部を土浦市の消防本部と一緒に事務処理を行っていったらどうかということで土浦市との協議に既に入っております。

一方、当市のそのほかであります。ごみ処理など旧町から継続して近隣市で共同処理している事務がありますが、こういったものについても、今後の共同処理について新たな道を探るということも必要ではないかというふうには考えております。

また、最近の動きであります。水道事業についても土浦に稲敷、美浦等と協議してはどうかという話が、今、暗に美浦、稲敷方面から寄せられておりました。これについてもぜひにということで、土浦市とともに今話し合いに入ろうとしているところでございます。

こういったいわゆる広域連合的な考え方も合併に先立ちまして必要なことであろうと考えておりますので、今後もこういったものを進めていきたいと考えております。

2点目3番の跨線橋については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目の住居表示については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目1番の医療費総額の増加については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

4点目2番の予防医療については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目に質問されました空き家条例のその後についてであります。

[「通告外の質問だったでしょう」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

市政一般だからいい。

[「いや、通告外ですので」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

市政一般じゃないのか、これ。

[「通告内容に載っていないんですよ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

市政一般だよ。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時43分

---

再 開 午後 3時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮嶋光昭君）

ということで、5番の市政一般についてということであります。

アベノミクスも出ましたが、アベノミクスはどうなんですか。いいのかな。

では、アベノミクスにつきまして、まず申し上げます。

アベノミクスは、ご案内のように3本の柱ということですが、その中で特に新産業の創出ということで、いわゆる金融財政政策だけでは景気浮揚はなかなか今難しくなっております。いわゆる最終的には新産業がどう立ち上がってくるか、そこにかかっていると報道等でも言われているところでありますが、私は、かすみがうら市においては、ご指摘のように協同病院の移転等もありまして、いわゆる飛躍的に医療環境がよくなる、そういったことを考えたときには、今後、かすみがうら市の地域有利性の中で、医療・福祉・介護の産業の新産業としての取り上げ方がこの市に合っているいわゆるアベノミクス対応ではなかろうかというふうに考えております。

そういった意味で、従来からいろいろ発信をしておりますが、プラチナタウン構想。東京の高齢者がもう爆発的に今後ふえる可能性があるわけでありまして、都内だけではいわゆる介護できない状態が、必ずそういう時代が来るということで、私は、就任以来そういったことをかすみがうら市のいわゆる産業として取り入れてはどうかということを考えておりました。それが具体化したのがプラチナタウン構想であります。こういったプラチナタウン構想の中で、市の振興策等も図っていききたい、こういうふうに考えております。

また、少子高齢化対策と活力ある地域社会づくりについてということですが、少子化は、若い世代の晩婚、未婚化、また出生率の低下などにより、今後も続くと言われておりますが、これをほっておいて続くという話でありまして、これをとめることが行政あるいは政治の役割でございます。この少子高齢化が長く続くということは、将来の社会経済にとっても壊滅的なマイナ

ス要因になるわけであります。

こうした少子化の流れを変えて、活力ある地域づくりをするために何よりも必要なのは、いわゆる戦前型の産めよふやせよということではなくて、生まれてきた子どもたちをいかに社会で育てていくかと、社会で育てるといふ観念が、理念が大事ではないか。そういった意味で、社会全体で支えていくためには、やはり子育てのしやすい環境をつくっていくということであります。

そういったことから、私は、当面かすみがうら市でできることはどういうことかということで、この前、ブログ等でも載せさせていただきましたが、この3年近くの間には徹底した行財政改革、事務事業の見直し、補助金の見直し、また人件費等の見直し等を徹底してやった結果、4億5000万円程度の成果を上げることができました。

これは先般、佐藤議員にも評価をしていただいたところではありますが、その成果の一部が国保税の値下げであるとか、あるいは、中学生以下の医療費の無料化の実現といったことで今実を結んでいるわけではありますが、さらに1歩進みまして、いよいよいわゆる子どもたちへの、子どもたちを持つ家庭への負担を和らげるという意味で、保育料の最終的には無料化に向かって施策を展開する。あるいは、学校給食の無料化に向かって施策を進めるという必要があるかと思っております。保育料の無料化については2億円程度、また、学校給食の無料化についても保育園までを含めると2億円はかかると積算されております。

とりあえず、保育料の無料化の全面無料化はなかなか難しいと思ひまして、1億円程度の財源を使ってこの施策を検討してみろということ、先般、指示を出したところでございます。ということは、今、2億円の保育料を半額にするということにつながるわけではありますが、これにはマイナス要因があるわけでありまして、保育料が無料になって、土浦は有料だからかすみがうら市にみんな行けということで、小学生になったらみんな土浦に戻っちゃったら何にもなりませんから、そういった対応も一方で必要であります。

そうこうしているうちに、実は、極めてこれが現実味を帯びた政策になってきたと私は思ったんですが、自民党の教育再生会議というのが先般提言を行いました。これはまだつい2週間ぐらい前だと思うんですが、その第1番目に、実は3歳から5歳児のいわゆる家庭負担の軽減ということであります。これは即平成26年から保育料を無料化しろという提言を自民党が行いました。これを自民党が実際に政策の上で実現するということになりますと、かすみがうら市があえて無料化しなくても、国がその分を出してくれるということになりますから、来年から。そういうことになれば、私はその前に1億円の財政支出を検討しろということをお願いしたわけですが、その必要がなくなります。これは国が出してくれるということですから。その場合は、その1億円を学校給食のほうに振り向けてはどうかと今考えております。しかし、これは自民党が言っているだけで、安倍政権が言っているわけでありませぬのでどうなるかはわかりませんが、かなり実現の可能性が出てきたということであります。

それと関連しますが、ちょっとこれまた議長にとめられるかもわからないけれども、教育再生会議の3つの柱があるんです。この教育再生会議の3つの柱は、1つは、今言った3歳から5歳児のいわゆる家庭負担の軽減です。あと一つは、実は6・3・3・4制の抜本的見直し。それと3番目が、誰もが大学行く必要はないよと、いわゆる社会で生きる力をどう中等教育の段階でつけていくか。いわゆるマイスター教育、職人教育的な生きる力の教育をもっと強化しろというの

がこの自民党の教育再生会議の3本の柱でございます。

そういった意味で、私は、この学校の統廃合が、後で教育長答弁すると思うんですが、学校の統廃合と、学校の統廃合は既にもう何年もかけてかすみがうら市も検討しているところです。

**○議長（鈴木良道君）**

市長、申し上げますが、やっぱり少子高齢化の問題です。

**○市長（宮嶋光昭君）**

学校統廃合と今関係しているのです。

学校統廃合が進むわけですが、それとちょうど時期が一緒のところに、一緒のところにですけども、まさに今、6・3・3・4制の見直しが出てきたんです。これはもう以前から言われているんですが、今回安倍政権で、しかも自民党の教育再生会議がそういうことを前面に強く出してきたということは、急速に進む、急進展する可能性があると思います。ということは、学校統廃合の中で、今の6・3・3・4制が、6・3制の中で統廃合だけ考えて教室つくったりなんかしたら、もしかしたら6・3制が4・5制に変わる可能性があります。自民党がそうやって言っています。中学5年生までやれと、小学校は4年生でいいんだと。これを自民党はまさに今度出したわけです。

ですから、今事務方に指示しておりますが、教育委員会に対して市長部局として、この6・3制の見直しも視野に入れて、英語教育の水準であるとか、この学制改革を、学制改革もう長いこと通じてきたこの学制改革の見直しも含めて、統廃合を検討してくれるようにという申し入れを教育委員会に市長部局としてやるべきではないかということで、この申し入れ書の原案をつくるように先般の部長会議で、庁議で指示したところでございます。

これは教育委員会のほうの所管でございますので、教育委員会はいろいろ考えてくれると思いますが、そういった今日本の社会は大きく少子高齢化対策、次のこの新しい時代に、今まで世界が経験したことないような社会に今日本は入っているわけでありまして、その中でどうやってこの地域振興も含めてこの新しい社会をつくっていくかという、まさにそのことに国も取り組んでいる。かすみがうら市もそれに絶対おくれることなく対応してまいりたいとこういうふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

**○教育長（菅澤庄治君）**

田谷議員ご質問の1点目、小中学校の統廃合についてお答えいたします。

今回の小中学校の統合につきましては、学校統合を含めた小中学校の適正規模化の進め方を定める小中学校適正規模化実施計画に基づいて実施することとしております。

地域への説明といたしましては、昨年8月に対象となる13校を会場に、保護者と区長を対象として意見交換会を開催しました。そして、いただいたご意見の反映に努めまして、作成した計画案による地域説明会を11月18日に南中及び北中学校、12月9日には千代田B&G海洋センター体育館において開催をしております。

これらの会議の中で、一般論としての反対意見や手続に対するご指摘などはありませんでしたが、本市における学校統合の必要性についてご理解いただいたと考えております。

計画の実施に当たりましては、保護者のみならず地元区長や学校運営協力員など、地域の代表を含めた統合委員会を設置して検討していただいて、さらなるご理解、ご協力のもと、準備を進めさせていただきたいと考えております。その資料につきまして、先にお分けしたとおりでございます。

既に、5月30日に、南北中学校の統合委員会を開催いたしました。6月19日には南中地区の小学校、6月20日には北中学校区の小学校、6月25日には千代田中学校区の小学校の統合委員会を予定しております。その統合委員会の経過につきましては、保護者や地元の皆様を初め、議員の皆様にもお知らせをしておりますので、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思っております。

小中一貫教育の実施につきましては、つくば市で平成24年度から、つくばみらい市で平成25年度から、中学校区を単位に小中一貫教育が始まりました。

つくば市では4年間の研究実践を経て、春日小学校と春日中学校の小中一貫校となる春日学園の開園に伴い、また、つくばみらい市では2年間の研究実践を経ての実施となったわけでございます。

当市では、今のところ指定校を決めて研究実践は行っておりませんが、かすみがうら市学校教育指導方針に学校間の交流の推進と教育資源の共有ということを明記しまして、各学校に対して、小中連携の推進をお願いしているところでございます。

その結果、現在、小中学校教員の相互授業参観、生徒指導情報交換会、小学校への中学校教員の派遣と授業の実施、中学校の部活動見学、入学説明会、6年生児童と中学校職員との交流会等を行っているところであります。

今後は、小中学校の適正規模化に伴いまして、中学校職員の専門性を生かした授業を系統的、連続的に計画性をもって行ったり、行事を調整し、ボランティア活動やフォーラム等、交流活動の推進を図ったりするなど一層の連携強化に努めまして、小中一貫教育の基礎づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、先ほど市長がおっしゃいましたことについては、統合についても小中一貫についても関連することですので、世の中の動きを注視しながらやっていきたい、そう考えておりますので、よろしくご協力を願います。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

**○市長公室長（高田 忠君）**

2点目3番、跨線橋についてのご質問に答えいたします。

跨線橋につきましては、合併時に作成しました新市建設計画において、旧2町間を結ぶ（仮称）市道穴倉下稲吉線としまして合併特例債を活用した整備を計画し、茨城県知事から合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の指定を受けておりましたが、合併後の当時の判断として、新たな行政

課題への対応や社会経済情勢の変化、厳しい財政状況への影響などを理由としまして、平成21年2月に新市建設計画の変更を行い、事業を凍結し、計画から削除した経過があります。

このようなことから、現在、市としましては跨線橋整備の計画はありませんが、当面は土浦協同病院の移転に合わせ、土浦市において進められる病院移転先から神立駅東側への道路整備と連携しまして、接続する市道の改良事業を国の補助制度を活用しながら進める予定をしております。

また、広域的な道路の整備につきましては、近隣市や茨城県などとも引き続き協議をしながら、多方面にわたる将来的な可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

**○総務部長（木川祐一君）**

田谷議員の3点目、住居表示についてのご質問にお答えいたします。

住居の表示につきましては、従来、土地の番号である地番が住居の位置を表示する目的に転用されてきました。このため、地域によっては、地番が順序よく並んでいない地域、同じ地番の中に多くの家屋がある地域、1つの地番の中に多くの枝番がある地域などがございます。これらの地域においては、誰にでもわかりやすい住居のあらわし方にすることが望まれているところでございます。

こういったところにおいて、住居表示を実施することにより、訪問者が目的の建物を探すことが容易になるほか、郵便や宅配などの配達も容易になり、また、消防自動車等の緊急車両はいち早く目的地を特定することができるようになるなどの改善が図られるところでございます。

本市におきましては、こういった状況を改善するため、稲吉、稲吉南、稲吉東の3街区で住居表示を実施してきたところでございます。

今後、住居表示の拡大につきましては、一定の街区が形成されている地域において、家屋の密度、街区の成熟度などを勘案し、議会の皆様のご協力を得て地区を決定するものではありませんが、あわせて、対象地区の皆様の意向を踏まえ、合意形成を図っていく必要があると考えております。

さらには、費用対効果についても十分検討をさせていただき、整備のあり方、対象地域の適否などの住居表示整備の必要性について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

初めに、4点目の特定健康診査等実施計画についての前段のこの計画はどのようなものかというご質問にお答えいたします。

国民の死亡原因の約6割を占めると言われております生活習慣病の発症や重症化の過程で、メ

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が大きく影響していることから、該当者及び予備軍の減少を目的とした生活習慣病予防対策が必要となるため、医療保険の保険者は、国が定めた基本指針に即して、特定健康診査及び特定保健指導を実施するための特定健康診査等実施計画の策定が高齢者の医療の確保に関する法律により義務づけられております。

このため、平成20年度からの5年間の計画期間とする第1期計画を策定して、生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施してきましたが、平成24年度で計画期間が終了となったため、平成25年度からの5年間の計画期間とする新たな特定健康診査等の実施目標を定めた第2期目となる特定健康診査等実施計画を策定したものであります。

また、わかりにくい計画との指摘もありましたので、3期目の計画策定の際には、できるだけわかりやすい表現となるようにしていきたいと思っております。

次に、4点目1番、医療費総額の増加についてのご質問にお答えいたします。

医療費を削減することにつきましては、現在のように高齢化が進んでいる状況では困難と考えられますが、特に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化には、先ほども申し上げましたように、メタボリックシンドロームが大きく影響していると言われておりますことから、特定健康診査及び特定保健指導の受診率を向上させることにより、多くの方にみずからの健康状態を把握していただき生活習慣の改善を図ることで、健康で長生きができ、医療費の適正化が図れることを期待しますとともに、ジェネリック医薬品の使用による医療費削減につきましてもPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

**○保健福祉部長（木村正美君）**

それでは、4点2番目、予防医療についてのご質問にお答えいたします。

保健予防につきましては、平成24年度から28年度を計画期間とする市健康増進計画において、一人一人の心がけによって健康づくりを推進していくために「運動」「栄養・食生活」「生活習慣病対策」「飲酒・喫煙」「歯の健康」「こころの健康」の6つを具体的な取り組み項目として掲げ、生活習慣の改善によって、みずから健康をつくったり維持したりするという1次予防に重点を置き、乳児から高齢者まで市民の皆様の健康管理の一助として、乳児訪問指導に始まり高齢者に至るまでの健康づくりを目指し、各種の保健予防事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、母子を対象とした乳幼児健康診査、乳児全戸訪問、育児相談等、成人対象の各種がん検診や生活習慣病予防健診、各種健康教室・健康相談、さらには、感染症予防としての各種予防接種、乳幼児の歯科健診・相談・教室、成人の歯周疾患検診、寝たきり訪問歯科審査事業などを実施しております。

食生活の改善につきましては、健康づくり推進事業といたしまして市の食生活改善推進員連絡協議会にお願いし、会独自の活動とあわせて、積極的な啓発活動を展開していただいているところでございます。

具体的には、かすみがうら祭での試食提供、あるいは食育普及活動を初め、健康増進課の子宮

がん・乳がん・骨粗しょう症検査会場での予防食試食や育児相談等の手づくりおやつ等の試食提供、さらには、健康教室での生活習慣病予防食の指導を実施しているところがございます。また、地域包括支援センターや社会福祉協議会の主催教室でも生活習慣病予防食の指導等を実施しております。

なお、今年度からは、特定健診の会場において減塩みそ汁の試飲等も予定している内容でございます。

以上です。

#### ○議長（鈴木良道君）

田谷文子君に申し上げます。

先ほどの質問における発言は、議題外、通告外にわたっておりましたので、通告に従って質問されるようお願い申し上げます。

4番 田谷文子君。

#### ○4番（田谷文子君）

真摯なご答弁をいろいろありがとうございました。

第1点目の小中学校の統廃合について、第2回目の質問をさせていただきます。

今、教育長さんのお話がありましたけれども、私はこの適正規模の統廃合には大賛成の立場を最初から明確に打ち出しておりますけれども、実は、私が在住しております上稲吉の子ども会の総会に出させていただきます。それは、教育長さんおっしゃっていましたが去年、24年8月にシェウシの会合が持たれたということで、上稲吉地区からは6名しか参加がなかったということなものですから、どのような状態なのかちょっと伺いに行きましたところ、積極的な発言はなかったんです。ですけれども、どのようなことなのか、せっかく来たんですからお話しさせていただきますけれども、要は、自分の子どもは卒業しちゃうからもうどうでもいいよというような投げやりの考え方でいた方がおられました。ですので、私は、この統廃合というのは30年も40年もそれこそ100年も続くであろうシステムでありますので、この方向づけは本当に大事なところだと思います。学校ほど古いも若きもお子を通じて育まれる郷土愛の原点というように捉えておりますし、身近に感じさせるあり方を求めているのではないかなと想っているところです。

それで、小中一貫校が既につくば市でも開校してしまっていて、先ほど、春日学園、私も体験させていただきました。それで、4・3・3で今こちら春日学園のほうは教育なさっていますけれども、要は4年生で、最高学年である6年生の体験を身近に感じさせる、早目に感じさせる。そしてまた、中学校のお姉さん、お兄さんと一緒に体験できるというような、先ほど市長がおっしゃっていましたが教育再生会議には、今度6・3・3制のその見直されるような状態であるところへ持ってきて、ここで本当にこの統廃合が、私はいつも疑問を抱いているわけです。要は、統廃合は大賛成ですけれども、これをこのアンケートを見ますと、要は拮抗しているんです。要は、賛成の方とどちらかといえば賛成の方と、反対の方とどちらかといえば反対の方と、どちらともいえないよ、どちらでもいいよというような方、三人三様に拮抗しているということは、もうちょっと周知が足りなかったのではないかな。今じゃなくてももうちょっとずっと前に、ちょっとお聞きしますと10年前からの話でして、その当時、もっと膝を交えてみっちり話し合うことが大事だったのではないかなという気がしています。

前回、3月の一般質問のときもお話しさせていただきましたが、私は、ちょうど中学校あたりを学園の場所としてつくっていかれたらいいんじゃないかというようなことを考えています。どうして上稲吉の人たちがこの統合に対して積極的じゃないのかなというのを聞き及びますと、やはり千代田でも、どうして端に、中心じゃなく、どうして新しくつくるのに端のほうにつくらなくちゃならないのかなというその疑問がまだまだ根強くなっているという気がしています。

ですので、方向転換ということになりますと、いろいろな面で大変でありましょうし、私も一議員として、その方向転換までのことは申し述べたくはないんですけども、そのような疑問があるということだけは市長にも、また教育長にも知っておいていただきたいなと思うところです。

そのことに関して、市長はどのように考えておられますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

教育委員会で検討していただくべき問題ではありますが、先ほどもちょっとお話ししたように、志筑小学校を新築するに当たってそれなりの長い年月をかけてやってきた経過がありますが、それはそれとして、考えるべきところはやっぱりきちんと考えなくちゃならないと思います。単なる建築費だけの問題では人間はつくり上げられませんので、1人の人間の一生というのは重いものでありますから、そういった意味ではちゅうちょなく、もし教育委員会等で十分な討議がなされて方向転換を図るのであれば、それはそれで執行部としても考え直さなくてはならないのかなと考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

教育長さんのお考えもお聞きしておきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

現時点におきましては、今の予定どおりに進めることが一番だと考えておりますが、確かに七会小学校区の方々は北に寄り過ぎているというようなご意見が根強くあったかと思えます。これは学区審議会でも随分検討いたしました。最善の策ではないと、最善は千代田中学校に新築すべきだと、そこが真ん中だと。ですが、先ほど市長も申し上げたように、長い年月をかけて17億円の巨費を投じていい学校が、一昨年、新築小学校として開校したわけです。ですから、あれを使わないということは現実的ではないというようなことで、次善の策ということで、志筑小学校に決定をしたわけです。

そのように私どもも進めていきたいと考えておりますが、その小中一貫教育に伴って、学区制の6・3・3・4制の見直し等が早急に行われるというようなことであったときには、これはまた考え直すしかないこともあると思います。これは、市の主体性として、小中一貫教育をこのようにやるんだというしっかりした教育方針が立たないとできないことであります。英語教育でやるんだとか、理科教育で小中一貫をやるんだとか、そういうことをしっかりした上でそういう方

向に行く場合もなくはないと思いますが、現時点においては、やはり志筑小学校に6教室増築して、そして行く。

七会小学校区の方々遠いということですが、千代田中学校に仮に校舎を建設したとしてもバス通学になるわけです。スクールバス通学になります。そうしますと、千代田中学校から志筑小学校までバスで七、八分というところでしょう。その時間を乗ればそれで済むわけですから、ですから、通学のことについてはスクールバスということでご了解いただければありがたいと考えているところです。

この先、不透明な部分はこれは自民党の教育再生会議の動向でございますが、現在、教育委員会としては現行どおりに進める、統合委員会を開いて進めていくという方向でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よく承知しました。

自民党の教育再生会議の6・3・3制の見直しが待たれるところでございます。

次、市町村合併についての答弁をいただきました。

これは、私はやはり、先ほど市長がおっしゃいましたとおり、 に を加えて、そして、つくば、土浦を中心とした中核都市になれることを切に願っております。

この間、横浜市の林文子市長は、要は、ゼロにするとおっしゃいましたね。

[「待機児童」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

待機児童をゼロにするという公約をまさしく実現しまして、今、安倍首相が横浜流に倣おうとしているようなわけで、要は、その中核都市になりますと、ご自分の考えで、ご自分の企画構成できちとなされていくということが1つ本当に魅力ですし、財政面にかけても、3月のとき話しましたがけれども、大きな事業も思いどおりにできるということで、市民にもよりよい市民生活ができるというもとの、この合併も市長の、つくば市長が波紋を起こしましたけれども、あの波紋が本当に大きな波紋で、よりよい周知になるように願っているところです。

次、住居表示についてご答弁いただきました。

これは本当に長い間かかると思いますし、時間も労力も、そしていろいろな合意形成を得ないといけない部分があるかと思いますが、ご苦労でしょうが、よろしく願い申し上げます。

次、4番、特定健康診査実施計画についてですが、これはふだんの生活をいかにしていくかということがよりよく、メタボリックなり、食生活なり、 、そういうふうなところで、要は、市民に訴えかけていかないことにはこの医療費は増大していくようなわけですので、これはさっき、私の場合はうちにいますと、すごく料理の番組が多いんです。ですので、私すぐやる課ですから、すぐやります。テレビで映っていますとすぐつくるんですけども、要は、そういうふうなレシピなんかもちきちん、要はレシピを公開したりして、そして、こういうものをつくるとこういう効果があるんですよというところをきっちり目で見せていくようになさったらいんじゃないかなという気がしています。

それから、ちょっとお尋ねしますけれども、受診率が年々減少傾向にあったけれども、その後受診率が上がったんですか。解決策を講じたら、受診率が上がったのかどうか、その辺ちょっと部長さんにお聞きしたいんですけれども。土曜日に受診をするようにしたり、あるいは、未受診者に勧奨のはがきを送ったり、イベントにいろいろなこういう受診をしていますよというようなことを配布したり、あるいは、敬老会でアプローチしたりということをしてしましたら、その受診率が上がったんでしょうか。その辺のところの結果がちょっと出ていなかったの、お聞かせ願います。

**○議長（鈴木良道君）**

保健福祉部長 木村正美君。

すみません。

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

健康診査の受診率につきましては、年々下がっているということではなくて、多少のばらつきはあります。平成20年度で29.9%、21年度が34.3%、22年度が35.4%、23年が32.2%ということで、目標値に比べましてかなり低い状況でございますので、平成29年度までには受診率を、受診率の目標値でございますけれども、60%という目標を掲げて、年々受診率が上がるような方向で進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、健診の通知を各戸に配布したり、それと、集団健康診査体制をつくっていくとか、健診の際に大きな施設を利用して健診を勧めていったりというようなことを続けながら、受診率を上げていくことによって、健康への自覚を掲げていきたいというふうに考えております。

**○議長（鈴木良道君）**

4番 田谷文子君。

**○4番（田谷文子君）**

やはり受診率といっても、本当は自覚がないとなかなか行けないなというのがありますし、目で見るところで必要さを訴えていただけたらと思います。

それから、もう一つお聞きしたい。

健康教室をしているというんですけれども、どういうふうなことをやっているんですか。

**○議長（鈴木良道君）**

保健福祉部長 木村正美君。

**○保健福祉部長（木村正美君）**

健康教室としまして、具体的に申しますと、母と子どもさんの健康教室、例えば4歳児健診、あるいは育児相談とか、栄養相談とか、要するに事細かに実施してございます。また、大人の方につきましては健診が主な内容になってございます。そのほか、健康教室ということで相談、健康に対する相談、こういった事業も行っております。

**○議長（鈴木良道君）**

4番 田谷文子君。

**○4番（田谷文子君）**

健康教室だったり、あるいは、先ほど来話ししました歩け歩け、ハイキングとか、そういうこ

とのほうが大事であるんですね。予防医療ですよね。何度も私、予防医療のことお話ししているんですけども、あるいはタオルを使ったり、あるいは、お互いに背を伸ばし合ったりということで、集団で健康教室ができるようなそういう方向づけをしていくというようなことは考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

健康ということで、健康増進課が担当していろいろな施策を実施しておりますが、ただ、市役所全体で見ますと、ただいまおっしゃられたようにハイキングとか、ほかの部署でもいろいろ、健康、そのほかの目的もあると思うんですが、そういった面で開催されていると思います。ですから、そこら辺は健康増進課といたしましても、重複しないで、効率のいいようなそういった教室事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ぜひ取り組んでほしい。それは、毎週何曜日とか、1カ月に何日とかきっちり日にちを決め、曜日を決めて、そして、この日は健康教室に通うんだというように、市民の脳に訴えるような方向できっちり周知して、そして実現してほしいと思いますので、部長さん、ぜひこの点お約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

なるべく効率のいいような方法で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よろしく願いいたします。

最後に、先ほど来からちょっといろいろございました市政一般についてをお伺いしたいと思います。

市長、要するに、少子高齢化対策に対する市長の考えはやっぱりすばらしいなと私は思いました。

私は、お金を寄附することではないと思うんです。要は、保育料を全部無料にする、あるいは、学校給食を無料にする。そういうことが母親、子供を育てる側に立つと、一番の心強さだと思っています。

ですので、ぜひ学校給食の無料化、あるいは保育料の無料化、アベノミクスもいろいろ考えていまして、その辺は少子高齢化に対する一番の力強い味方であると思いますので、ぜひ実現に向

けて、4億5000万円もの削減をした市長ですので、ぜひ国に先駆けても頑張ってくださいな  
とあって、希望しております。

本日はありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

---

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月6日、定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時39分

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

---

平成25年6月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 加 固 豊 治 議員
- (3) 中 根 光 男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 加 固 豊 治 議員
- (3) 中 根 光 男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(4)	小松崎誠	1. 宅地周辺における民有地の空き地について
		2. 小中学校統廃合の住民への説明責任と今後のスケジュール等について
		3. 市民が心配する保育所の民営化について問う
		4. エンディングノートについて
		5. ネット選挙について
		6. 復旧特別所得税について
(5)	加固豊治	1. 観光帆引き船について
		2. 道路整備について
(6)	中根光男	1. 空き家条例の制定について
		2. 地域のつながりを深める読書条例の制定について
		3. PM2.5独自観測について
		4. 風しん予防接種の助成、実施について
		5. 徒歩通学の安全対策にヘルメット導入について
		6. 自治体が防災、復興計画に女性の視点で反映させるための政府指針案について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守して質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁されることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆様、おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、宅地周辺における民有地の空き地についての雑草が繁茂している空き地の美化についてお伺いいたします。

この件は、市内全域の課題であります。特に市街化区域での問題が大きいものと考えてご質問いたします。

空き地に雑草等が繁茂し、それが放置されているケースが数多く見受けられます。これにより、害虫の発生場となったり、ごみの不法投棄を助長したり、火災の原因となりかねません。また、交通等の障害となったり雑草の花粉などで健康を阻害するおそれがあり、防犯上も好ましくなく、農作物害虫の発生場所となったりしている現状があります。

これらに対応するため、本市は環境美化に関する条例の空き地の管理の適正化により、指導、助言を行っていることと思います。

そこで伺いますが、この第13条の市長は当該空き地の占有者に対し、防災上の危険排除の見地から必要な措置を講じることを命令することができるとされていますが、この措置とはどのような措置なのかご説明願いたいと思います。

また、現実問題として、行政指導、つまり通知書のみでこれらを徹底できるとは到底考えられません。結果、そのまま放置せざるを得ない状況であるのではないかと考えられます。

これは一例であります。宇治市には空き地の雑草等の除去に関する条例があります。内容としては、まず、市長の指導、助言があり、所有者が除去できないときは除草を市長に委託することができます。そして、空き地が不良状態にあるにもかかわらず所有者等がこの指導、助言に従わないときは、市長は措置命令を出せます。そしてさらには、市長の措置命令を履行できないことは代執行することができるような仕組みとなっております。

このような先進地の事例を参考として、市の環境美化を向上するためにも、このような条例を検討してはどうかと考えますが、その考えについてご答弁を求めます。

次に、②雑草が繁茂する空き地の防火・防犯対策について伺います。

雑草が刈り取られずに繁茂し、その雑草が枯れて放置された場合、何らかの原因により火災になる危険性があります。また、ごみの投棄、交通上の視覚の妨げ、さらには犯罪の温床になることも指摘されております。

そこで、市として、そういった空き地の防火・防犯を強化するといった何らかの対策を講じる考えがあるのかどうか伺います。

次に、2番の小中学校統廃合の住民への説明責任と今後のスケジュール等について伺います。

先日の全協の学校統合に係る手続についての説明によれば、現在の霞ヶ浦地域の南北中学校の統合は、本年度中に校舎及び屋内運動場の改修設計と外構設計を行い、翌年度に校舎改修工事、

平成27年度に屋内運動場改修工事と外構工事を行うとのことであります。片や、その学校統合は平成26年4月に行うとのことであります。つまり、学校を統合してから校舎等の改修工事を行うような計画になっているわけであります。

そこで質問いたしますが、今後の南北中学校の統合の進め方とスケジュールについて伺います。また、そのスケジュールの中で課題とする点はあるのでしょうか。また、この改修の内容については詳細に説明をお願いします。あわせて、統合してからの改修ということなので、教育上の支障がないのかどうかも答弁を求めます。

次に、②として、市内小学校統廃合の今後の進め方について伺います。

小学校の統廃合計画の内容は、佐賀、安飾、志士庫の3つの小学校を1つの小学校に、下大津、美並、牛渡、宍倉の4小学校を1つに、さらには志筑、新治、七会、上佐谷の4小学校を1つに、それぞれ平成28年度に統合するとのことであります。

また、今後建築や学校運営、教育活動の各検討委員会を組織し、地域の実情を踏まえ、きめ細かな対応を図るとの説明でありました。

私としては、統合は関係者の意見を集約し、その上でさまざまなご意見に対応しつつ、ご理解を得た上で実施することが肝要であると考えます。そのためにも、その後の各検討委員会における具体的な協議の経過について、問題点も含めご説明願いたいと思います。

次に、③として、説明会の出席率が低いのではないかと、周知は行き届いていると考えているのか、小中学校統廃合は地域において大きな問題であると考え、円滑な統廃合のためには関係者に対し、各種アンケート調査を実施すべきではないかということで、説明会への出席率から見た関係者への周知度及びアンケート調査の実施について伺います。

これまでの小中学校統合に向けた流れは、学区審議会において統廃合を決定した後、各小学校単位の意見交換会を実施した経過では、出席率は全体平均で12%程度と低く、一番出席率の低かった学校に至っては3%程度の出席率であり、必ずしも学校統合の考え方が市民に浸透している状況とは言いがたいと思っております。

今後、計画を進めていく中で関係者から統合に対する苦情などが出ないように、円滑な形で進めるためには意見交換会に出席してもらえなかった方を対象にアンケート調査なども実施して、意見を聞くことも一つの方法と考えます。

そこで、説明会への出席率から見た関係者への浸透を深めるため、どのような対策を講じているのか伺います。

また、アンケート調査を実施する考えがあるかどうかについても伺います。

次に、④として、放課後や休日にクラブ活動のために学校に通う児童生徒の交通手段と関係者からの意見聴取の方法について伺います。

学校を統合するに当たっては、今までよりも通学距離が遠くなる児童生徒の対策として、スクールバスを回す考えであるとの説明がありました。かすみがうら市においては、スクールバスを回して通学の足を確保するのは初めてのことであり、その具体的な方策は現在手探りの状態なのではないかと思われまます。

つきましては、通常の通学におけるスクールバスの運行の基準のようなものはどのように決定したのか、また、放課後や休日にクラブ活動を行う場合の交通手段をどのように考えているのか

伺います。

さらには、スクールバスに関係する児童生徒、保護者からの要望等をどのように聞き取って計画に反映させる予定なのかについても伺います。

次に、大きな3番として、保育所の民設民営化について伺います。

保育所に関しましては、待機児童の問題など、頻繁に報道がなされております。つい最近、横浜市で待機児童ゼロを実現したとの報道がされております。子を持つ親の働く環境の整備の観点からも、待機児童をなくす保育所の整備は喫緊の課題であると考えております。

かすみがうら市における保育所の民営化は、昨年、公設民営化の方向性が示されましたが、その後、拙速の理由から見送られた経過があります。しかし、前回までは公設民営化だったが、今回は大きく方向を転換し、民設民営化という形で再度民営化の計画が示されております。

そこで伺いますが、公設民営と民設民営の違いについて説明をしていただきたい。その上で、基本的なことではありますが、なぜ、何のために民生民営の必要性があるのかについて、私たちだけでなく市民にもわかるようにご答弁をいただきたいと思っております。

次に、②として、保育を受ける権利について伺います。

他の自治体において、公設保育所の廃止に対して、市民から訴訟が起きている例が数多く見受けられます。これは、保育を受ける権利と行政処分の問題です。他の自治体で提起されている訴訟の代表的な例としては、市の設置する特定の保育所を廃止する条例の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとされた事例として、平成21年11月26日に最高裁判決のあった横浜市立保育園廃止処分取消請求事件が挙げられるかと思っております。当然、民設民営に伴い保育所の廃止が問題となってきます。ならば当然、これらの訴訟内容を調べた上でさまざまな検討をしていると思われそうですが、そこで、今回はこの裁判の趣旨と結果などについてわかりやすくご説明願います。

次に、③として、今後の民設民営化の進め方とスケジュールについて伺います。

現在、市内に3つの法人等による民間保育所の施設整備計画が予定されております。保育所の民設民営化に当たっては、関係者へのきめ細かな説明を行い、意見を聴取することにより、不安のない形で実施することが最重要であると考えます。

そこで、今後保護者等の関係者への周知として、具体的な説明会の実施方法とスケジュールなどについてご答弁願います。

また、円滑に民営保育所へ移行するためには、計画の周知から始まり、保育所への入所の説明や募集方法の説明などが必要になってくると思いますが、民設保育所の開所の具体的な時期と、それまでに行う市民への説明等のスケジュールについて伺います。

次に、④として、市民への負担増が一切ないように実施すべきと考えるが、保育料の増等を含め、市民の負担増で何か考えられるものはあるのかということ、民営化に伴う市民の負担について伺います。

市民の方の中には、民営化と聞くと負担が多くなるのではないかと大変不安に思っている方もいらっしゃるのではないかと思っております。民設民営化になって負担が多くなるというのでは、当然市民は納得しないと思っております。また、これまでなれた環境の変化により、児童が通園拒否したりするなど、メンタル的な不安も保護者にはあります。

そこで、保育所の民設民営化により市民の負担増となる要素は一切ないのかどうかについて伺います。また、保護者の不安解消のためにどのような対策を考えているのか伺います。

次に、エンディングノートについてお伺いいたします。

自分が暮らす家庭や地域で安心した生活が送れるということは誰しもが願うところであり、将来への思いや不安もそういったことから起こるものではないかと思えます。そして、現代においては、社会情勢やライフスタイルの変化、さらには核家族化の進行に伴い、地域や縁者のつながりが薄れるなど、不安となる材料がふえていることも現状であると感じているところでございます。

そういった中、エンディングノートについてお伺いをするわけではありますが、エンディングノートは将来や、いざというときのために自身の希望や伝えたいことを書きとめておくものと認識しております。市では、どのように認識しておられるか。また、その内容からして市民の安心の一助となる有効性を備えているものと思えますが、市民に対する啓蒙について、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、本年5月より施行されましたネット選挙について伺います。

これについては、単刀直入にお聞きいたします。

1、ネット選挙の認識について伺います。

2として、ネット選挙に対する市の取り組みについてを伺います。

次に、6番目、最後になりますが、復旧特別所得税についてであります。ことし1月1日より徴収業務が施行されておりますが、市民に周知徹底されているのか伺います。

また、2として、この特別所得税が当市にどのようにかかわってくるのか、また、その使い道についてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

#### ○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

小松崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目1番、雑草が繁茂している空き地の美化についてでございますが、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番、雑草が繁茂している空き地の防火・防犯については、消防長からの答弁とさせていただきます。

2点目の小中学校統廃合の住民への説明責任と今後のスケジュール等については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、保育所の民設民営化についてのご質問であります。公立保育所の民営化は、よりよい保育環境の提供、保育サービスの向上と市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自主性を考慮し、公立の施設をそのまま利用して民間事業者が私立保育園として運営する移管方式により計画を進めてまいったところでございます。しかしながら、プ

ロポーザルによる不調などから、民設民営化への計画を変更し、進めることといたしました。

ご質問の民設民営化と、いわゆる公設民営化の違いではありますが、霞ヶ浦地区でやっているのは民設民営化ですね。公設というのは、いわゆる建物を役所で建てて、それを運営だけを委託するのを公設民営化ということですが、今、話の中心になっております、さくら保育所につきましては、従来、今お話ししたように、その建物をそのまま生かして事業だけを委託するという方式で考えておりましたが、プロポーザルも不調だったという諸般の事情により変更したわけですが、その際に、いわゆる公設民営化じゃなくて建物を買収してもらって、いわゆるさくら保育所を民設民営にするということも一時探ってはみたんです。ところが、地主さんの意向として、建物を市役所で買収して、市役所がその建物を民間業者に売った場合、土地も売ってくれるかということをお話ししたところ、土地は売らないよと、市役所だったら売らなくても、私立の保育所の、いわゆる民間の方には売らたくないということなので、いわゆる土地までそっくり、あの建物を生かして、これも民設民営には建物を買収してもらわなければならないので、民設民営の方式になりますけれども、あの建物をそっくり使えるということでは多少継続性が担保できますので、そういうことも探ってはみたんですが、地主さんの意向もあって、それは断念したという経過があります。

そうやこうやしているうちに、いわゆる民間事業者が自分で、自己責任で建物を建てて保育所を運営したいという方が26年の4月オープンということで3名あられました。そこをお願いしようという流れになったわけです。これが、いわゆる本来の民設民営です。民設民営、いわゆる民間事業者がみずからの責任において保育所を運営するということでもあります。ですから、霞ヶ浦地区との違いですが、霞ヶ浦地区の民設民営と少し違う点は、霞ヶ浦地区は、いわゆる民設民営といっても自由に民間事業者が保育所を設立したいということをお申し出たわけではありません。何人かの中から、いわゆるプロポーザル方式でやりたい保育所のイメージですね、やりたい保育所の運営方式等をプロポーズしてもらって、プロポーザルの中で選定をして、じゃ、この業者にここの部分の保育所を運営してもらいましょうと、中身は民設ではありますが、そういう市役所が保育所の設立のいわゆるお墨つきを与えたという意味で千代田地区とは違うわけです。千代田地区は、やりたい人はどうぞご自由にといいことでやっているわけです。

今後については、横浜なんかもそうではありますが、もう早くつくるのにはそれが一番です。民間の人は、自主的にもうかればやるわけですから、今、保育所はそういう意味では売り手市場になっておりますから、売り手市場だよ、何ていうんだろう、要するに、経営者にとって非常に経営環境がよろしいということです。建てた人が経営環境がいいということです。ですから、いくらでもやる人はいるわけです。そういう人にやってもらおう。ただ、あんまり多くなると、これは自己責任ですから、過剰にできちゃうと倒産ということがありますが、今のところ、保育所については過剰市場になって倒産というおそれは余りありませんので、これが倒産が続出するようになったら、やはり建設についてもある程度セーブしていく必要があると思うんですね、政策的に。けれども、今のところはそういう必要ないんで、もう自由にやってくれと、自由競争でやってくれと、そのほうが役所の手もかかりませんし、お金も要らないと。補助金だけは必要ですが、今回来年4月オープンの方は補助金なんか面倒くさいから要らないやと、こういう話でありますから、市役所は大いに助かっちゃいます。補助金も出さないで済むということ

でありますから、全く自由にやっていただくということでもあります。

そこら辺の民設民営化と公設民営化、あるいはプロポーザル方式による民設民営化、霞ヶ浦地区の方式ですね、そういった違いがございます。

次に、市民の保育を受ける権利についてでございますが、市内の保育所、保育園については、入所児童の低年齢化、発達障害を持つ児童、また、重度アレルギー体質の児童の入所などが求められる保育サービスも、こういうことがありまして、求められる保育サービスの内容というのも非常に多種多様化しております。待機児童というのも、かすみがうら市は東京ほど深刻ではありませんが、全然ないというわけでもございません。年度当初になくとも年度途中で待機が出るという場合もございます。このような状況から、施設保育を必要とする市民へのよりよい保育施設環境を提供するためにも、民営化を進めると、こういったところでございます。

次に、3点目3番、今後のスケジュールについて、3点目4番、市民の負担について、これは保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、エンディングノートについてのご質問にお答えいたします。

このエンディングノートにつきましては、個人の意思が尊重される現代において、自分の意思表示を口頭ではなく書面で残しておく一つの方法として最近話題になっておりまして、インターネットや書籍等でも紹介されているところであります。

公証役場の遺言状のような法的拘束力はありませんが、介護、看病への希望や家計、財産などに関すること、本人の家族や親戚への思いを、いざというときのために書き残すという点で非常に有効性も指摘されているわけでありまして。こういった意味で高齢者の不安を和らげる、また、健康的な生活を送っていただくという効果も考えられています。

こうした中、自治体でもホームページへの掲示や書式の配布を行うところが出てきているようですが、私としましては、これは個人の判断にゆだねたいと、こういうふうに思っております。

5点目、ネット選挙については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番、復興特別所得税の市民への周知については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目2番、復興特別所得税の使途については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

#### ○教育長（菅澤庄治君）

おはようございます。

小松崎議員のご質問、2点目1番、中学校の統廃合の今後の進め方とスケジュールについてお答えをいたします。

学校統合につきましては、本年3月に小中学校適正規模化実施計画を策定して、その中で定めたスケジュールに基づき進めることとしておりまして、本年第1回定例会におきまして、南中と北中の統合に係る条例の改正とあわせて、各統合校の施設整備に係る設計に要する予算を可決い

ただいたところでございます。これを受けまして、本年度は各統合校に保護者と学校、さらに地域の代表から成る統合委員会を設置しまして、きめ細かな調整を図ることとしております。

南中と北中の統合につきましては、5月30日に第1回統合委員会を開催しまして、今後のスケジュール等について審議いただいたところでございます。

内容としましては、校名、スクールバス、制服などについて審議をいただき、新校、新しい学校ですね、新校の名称に係る条例の改正、スクールバスの運行に係る予算など、議会において審議をいただく予定としております。

また、生徒や保護者に新しい環境へ円滑に移行していただくための事前交流事業や引っ越しなどの準備に係る費用についても、当初予算に計上させていただいておりますので、統合委員会で協議をいただきながら進めてまいります。

なお、南北中学校統合校となる現在の南中学校の改修工事が、統合後で教育活動に支障があるのではないかとのご心配でございますが、南中学校は耐震は大丈夫でございます。また、教室数も足りております。

しかしながら、校舎については58年、59年に建設されたもので約30年が経過しております。また、体育館も平成元年に完成ということで、これも二十五、六年が経過して、いずれも大規模改修が必要ということでございます。平成25年度には、トイレを改修いたします。これは、夏休み中心に行います。また、本年度校舎の大規模改修の設計、屋内運動場の設計、また外構工事の設計、これはスクールバスの発着場などでございますが、南中結構広うございますので、そう心配はないと思っております。平成26年度に校舎の大規模改修工事、平成27年度に屋内運動場の大規模改修と外構の工事を行うということになっておりまして、夏休みを中心に教育活動に支障なく工事を進める予定でございます。

小学校の統合につきましては、小中学校適正規模化実施計画に基づき、平成28年4月に行うこととしております。先ほど申し上げましたように、今後統合委員会を開催して調整を行う予定としております。開校までの授業調整については、スケジュールを含め、詳細は統合委員会の中で協議していただくこととなりますが、施設整備にかかわる部分については、本年度検討をお願いしたいと考えております。施設整備につきましては、それぞれの統合小学校とも増築や大規模な改修の工事が必要となる関係上、26年度、27年度の2年間をかけて工事を実施することが適当であると考えております。そのため、国の補助金に係る手続なども考慮して、本年度中に設計を完了したく、施設整備の考え方について統合委員会の意見をちょうだいしたいと考えているところでございます。

また、校名等につきましては、南中と北中と同様に公募することとしておりますので、学校設置条例の改正についても同様をお願いしたいと考えております。

小学校の統合につきましては、南中学校と北中の統合に関する知見を生かしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2点目3番、説明会と各種アンケート調査についてお答えいたします。

小中学校適正規模化実施計画の策定に当たりましては、昨年度、対象校13校について意見交換会を行い、また、各中学校区ごとの地域説明会を開催いたしました。出席者数については、意見交換会は合計183名、地域説明会131名となっております。このことから、本年4月号の広報に実

施計画概要版を掲載するとともに、市教育委員会ホームページにも計画全編を初め、これまでの経過を掲載するなど、周知に努めているところでございます。

ご指摘のように、学校統合は地域にとっても大きな関心事でありますので、本年度、各統合校に設置する統合委員会での協議の状況や準備の進捗状況などの広報に努め、児童生徒、保護者のみならず地域全体への周知を図ってまいりたいと思っております。

また、校名、校章、校歌の選定など、公募を行うこととしておりますので、ご指摘のように地域の皆さんの意向もお伺いする形をとってまいります。

次に、4番、休日に行うクラブ活動の交通手段についてお答えいたします。

南中、北中ともに運動部、あるいは文化部がありまして、生徒はいずれかの部に所属して課外活動を行っております。活動の期間としては、1年生の1月期から3年生の1学期までが標準的でありまして、部活動に参加する生徒と参加せずに帰宅する生徒では、下校時間が違ってまいります。このようなことから、先進事例を見ましても、下校時のスクールバスは2便の運行としている例がほとんどでありますので、統合委員会におきまして、このような事例を踏まえて調整をお願いしたいと考えております。

また、休日の運行につきましても、部活動の実施状況や生徒の参加状況、保護者の意向などを含めて検討いただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

#### ○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目1番、雑草が繁茂している空き地の美化についてお答えいたします。

本市の環境美化に関する条例中、第2条第1号において、空き地については市街化区域またはその他の区域において、宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地を空き地としております。

また、環境美化に関する条例中、第13条において必要な措置を講じることを命令することができることとされておりますが、必要な措置とは環境美化に関する条例施行規則第5条関係の様式第5号にあります記述を指定しての雑草等除去命令書を定めているところです。

雑草等の除去につきましては、毎年春から年末にかけて住民から近隣の空き地の雑草の繁茂が原因で害虫が発生したり、ごみが不法投棄されるなど、生活環境上、困惑しているといったような苦情が寄せられます。その対処方法といたしましては、連絡やご要望を受けた場合、まず現地に出向き、現地調査の結果、その空き地が周辺住民の方々の快適な生活環境を害するおそれがある状況であることを確認できた場合は、市の環境美化に関する条例第12条に従いまして、その土地の所有者、あるいは管理者に対し、文書による助言、指導を行い、迅速に適正管理を実施しております。その後、一定の期間を経過した後に、再度現地確認を行い、改善が見られない場合には、再度通知をいたしております。

また、毎年苦情が出ているような空き地につきましては、雑草等が繁茂する時期に合わせて、事前に文書を送付しております。管理上、悪化する前に適正に管理をいただけるようお願いを

しているところがございます。

しかしながら、文書送付後、所在不明で郵便が戻ってきたり管理者に理解が得られないため、適正管理がされない場合があります。十分な対応がとれず苦慮することもまれにございます。そのようなケースでは、適正な管理を行っていただけるまで根気よく助言、指導を行いまして、火災や防犯の発生防止等、清潔な生活環境の保持に努めているところでございます。

ご質問の京都府宇治市空き地の雑草等の除去に関する条例について、宇治市に確認しましたところ、空き地の適正管理は所有者の義務であり、雑草等の除去についても自己処理が原則ということをお伺っております。しかし、やむを得ない場合には市が雑草等の刈り倒しをし、1平方メートル当たり60円と定め、委託することができるということです。

本市におきましても、合併以前の千代田町において類似した条例及び施行規則がありましたが、繁茂している箇所、箇所において作業内容、作業量のばらつきがあることから、定額での委託金制度は霞ヶ浦町と千代田町の合併により、かすみがうら市環境美化に関する条例の施行に伴い失効した経緯があります。

今後につきましても、遠方の所有者の方には市内業者のご紹介をしたりして生活環境の保全に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目2番、雑草が繁茂している空き地の防火・防犯についてお答えいたします。

消防本部では、市民から連絡があった場所に対し、12月ごろ現地調査を行い、市において所有者を調査し、判明した所有者に枯れ草の刈り取り等、近隣の住民に迷惑にならないよう文書にて依頼をしております。また、放火、火遊び等による火災を防止するため、広報活動や消防車両による巡回を行っております。

今後とも、環境経済部、総務部と情報を共有して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、3点目3番、保育所の民設民営化の今後のスケジュール及び4番、市民の負担についてお答えいたします。

まず、今後の進め方とスケジュールについてでございますが、全体計画といたしましては、数年かけて民営化へ移行していくこととなりますが、民間事業者の参入要望を踏まえて進めてまいります。

今年度においては、公立さくら保育所を中心とするエリアに民間保育園設置を希望する複数の事業者の要望があり、平成26年4月開園に向けて協議を進めているところでございます。

次に、市民への負担についてでございますが、議員さんの思うことと同じく、民営化を進めるに当たって、子育て家庭への負担を軽減することは、行政が行う子育て支援の必須項目であると考えております。そのため、民営化することで生み出される財政負担の軽減は、民営化された保育所だけでなく市の他の保育所においてもサービスの維持向上に努め、市民の負担増とならないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

小松崎議員の5点目1番、ネット選挙の認識についてのご質問にお答えいたします。

いわゆるインターネット選挙運動解禁の動きとしましては、公職選挙法の一部を改正する法律が本年4月26日に公布され、1カ月後の5月26日に施行されました。この法律の適用につきましては、施行日以後、初めて公示される国政選挙の公示日以後に公示、あるいは告示される国政選挙及び地方選挙から適用がなされます。

法改正の目的としましては、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することとされております。

主な改正点といたしましては、ウェブサイト等を利用する方法による運動用文書画面の頒布の解禁、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書画面の頒布の解禁、選挙運動用有料インターネット広告の禁止、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁、それから、屋内の演説会場内における映写の解禁などであると認識をしております。

次に、2番、ネット選挙に対する市の取り組みについてお答えをいたします。

インターネット選挙運動解禁に関する公職選挙法の一部を改正する法律施行に伴いまして、本市選挙管理委員会としましては、次のとおり取り組んでおるところでございます。

本年5月13日に茨城県市町村課主催の市町村選挙管理委員会書記への説明会があり、本市選挙管理委員会書記3名を出席させております。この説明会を受けまして、市の選挙管理委員会としましては、5月16日、市のホームページにおいて総務省のホームページへリンクを掲載してございます。また、6月中旬には総務省で作成したインターネット選挙運動に関するパンフレットを各戸配布する予定でございます。さらに、6月下旬発行の広報紙へ今回の改正ポイントを掲載する予定としており、市内の有権者の方々への周知啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

6点目1番、復興特別所得税の市民への周知についてお答えいたします。

復興特別所得税は、平成23年12月2日に公布されました、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定によりまして創設されたものでございます。税額につきましては、基準となる所得税の額の2.1%に相当する額とされております。所得税が課税される方は全員が対象となるものでございます。

なお、給与や年金から所得税が源泉徴収されている方は、本年1月1日から復興特別所得税の徴収が開始されております。

市民の皆様への周知についてでございますが、復興特別所得税は国税ということでございますので、市におきましては特別に周知はしておりませんが、国税庁のホームページへの掲載や新聞等のマスメディアにより報道されているところでございます。また、土浦税務署管内の年末調整説明会の際には、それぞれの徴収義務者へ説明されているという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

**○市長公室長（高田 忠君）**

6点目2番、復興特別所得税の用途についてお答えいたします。

平成25年から25年間徴収されます復興特別所得税につきましては、特別措置法の中で復興施策に要する費用及び復興債の償還費用の財源に充てるものでございます。そういったことで用途が定められております。

国は、東日本大震災復興特別会計を設け、特別所得税をこの会計の歳入の一部とすることで復興施策に関する費用としております。この特別会計と市のかかわりにつきましては、災害救助費、災害廃棄物処理事業費、地方交付税交付金、全国防災対策費が挙げられます。災害救助費につきましては、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の提供に要する費用であります。災害廃棄物処理事業費につきましては、東日本大震災にて発生した災害瓦れきの処理に要する費用であります。また、地方交付税交付金は震災復興特別交付税として当市へ措置されておりまして、さらに全国防災対策費は公立学校施設の耐震化に要する費用、経費へ充てられております。

今後の用途につきましては、使用目的に十分注意しながら充当してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（鈴木良道君）**

6番 小松崎 誠君。

**○6番（小松崎 誠君）**

再質問させていただきます。

まず、最初の空き地の美化についてでありますけれども、これは住民から近隣の空き地の雑草についてということで、役所に言ってもなかなか取り上げてくれないとか話しを聞いてくれないとかなかなか行動してくれないというのが、市民の方々の声であります。

今の答弁をお聞きしますと、いろいろな方法で通知をして対応していただいているというよう

にお聞きしましたけれども、通知というのとはどのような通知でしているのか、電話とか、もしくは内容証明なのか、その辺のところをご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

除草依頼の通知といたしましては、郵送で現況等の写真をつけて除草をお願いしますというように郵送で行っております。また、戻ってきた場合につきましては、地元の市役所等で調べられる範囲で調べて、次の住所がわかれば、そこへ送るような形もっております。また、どうしても見つからない場合もございますけれども、これはそれ以上のことはできないということもございます。また、調べようによりましては、電話の案内等でも連絡がつく場合もございますけれども、これもまれでございます。

除草できないということの原因といたしましては、受けた側が刈る意思がないというのも一つでございますけれども、またもう一つは、所有者に最終的に電話なり郵送なり届かない部分もございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それから、最初の質問の最後のほうで条例の内容について検討してはいただけないかということで問いかけをしましたがけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

条例の策定といたしますと、宇治市の例のような委託を受けるような形だと思いますけれども、この点につきましては、今後の除草の状況を見ながら、それによって検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

せっかく合併前の千代田町できちっとした、そういう除草対策もやっていたということですので、その辺をまた参考にして検討していただければと思います。

続きまして、2点目の小中学校の統廃合のことで、②のところですね、市内小学校統廃合の今後の進め方についてということで、問題点はありますかということで問いかけをしたと思えます。具体的な例は言わなかったんですけども、例えば、運動会とか、学校が、小学校が合併すれば当然保護者の方も多くなるわけですね。その場合に運動会のとときとか授業参観のときの駐車場、そういった確保というのは考えておられるのか、その辺も含めて考えがあればお聞かせ願います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

統合になったときには車の数も多くなりますので、駐車場の心配などは保護者の大きな関心事だと思っております。現在、北中学校区は広いので心配ありません。南中学校区の小学校も心配ないと思います。心配なのは千代田中学校区、志筑小学校を新校とした場合ということですか、これも統合委員会の中で検討していくことになると思いますが、周辺の土地を借りたり買ったりしながら、駐車場を整備したいと、それから、スクールバスの発着場なども整備したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ありがとうございます。

小中学校は義務教育であります。これは市が当然責任を負う事業でもあると思います。このことを踏まえ、特に中学校の南北統合中学校の開校は来年4月と迫っていることから、生徒や保護者、そして、関係者に不安を与えないよう万全の体制を構築して、そして、くれぐれも丁寧な説明を行っていただきたいと要望いたします。

また、スクールバスについてもくれぐれも生徒や保護者の負担が重くなるようなことがないように、生徒の安全を確保しながら実施されることを要望いたします。その辺について、ご決意をお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

生徒の安全面については、これは最も大事なことでございますので、スクールバスを丁寧に検討して、スクールバスを回したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、大きな3番目の保育所の民設民営化についてでございますけれども、市長の説明の中で、①のところ経過等については伺ったんですけれども、その必要性についてということでは、はっきりした答弁がいただけなかったと思うんで、その辺もう一度、必要性についてご説明願えればと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

民設民営化の必要性ということですか、保育所の必要性については、2保育所の保育所入所園

児数の収容園児数ですね、収容可能園児数の確保の必要性はわかると思うんですが、必要性に、民設民営化の必要性って、要するに、保育所をつくるために手法がいろいろあるわけですが、その保育所をつくる必要性があるから民設でやるんでありまして、公立でやるのには相当の予算を要します。公立で建物を建てるということになりますと、補助事業でやったり何かして、あと今度そこに職員を配置して自分で行政が運営するということではありますが、民間でやれることは民間でやるというのが私の基本的なスタンスです。そういう意味から、必要性というか、いわゆるやれることを民間でやるだけのことで、公設の必要性は別に感じていないということでもあります。ですから、民設でできるものは民設でやるのが当たり前の話ですから、必要性があるからということじゃなくて、当たり前のことを当たり前にやるだけで、公設の必要性がむしろ私には余り理解できないと、そういうことでもあります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もう一つ市長に、先ほど民間の今、計画している保育所で補助金は要らないという業者が、事業者がいるとおっしゃいましたけれども、これは保育料とか、そういうものに反映しないんでしょうか、その辺ちょっと懸念されるところなんですけれども、ご説明願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補助金、まず、その業者は、その事業者は補助金は要るかどうかについて、いわゆる県の補助金は制度上、出ないということがわかったんです。わかったというのは、やり方によっては出るんですが、そのやり方を適用させなかったんで出ないということになったんです。保育所と幼稚園を一緒に、その事業者がやるということになれば出るんです。その事業者はたまたま学校法人なんです、社会福祉法人じゃなくて学校法人なんです。ですから、幼稚園の補助金ももらうということになって、幼保一緒につくるということになると保育所のほうの補助金も出るということですから、これは県のいわゆる補助要綱でたまたま出なくなってしまうんです。

私も担当と話ししたんですが、いわゆる社会福祉法人のほうは出るということですから、あともう一つの学校法人が運営するものについても、いわゆる幼稚園に併設する保育園なんで、これも出るということです、補助金が、県の補助金は出ると。県の補助金が出ると、県が100円出せば市は50円出しましょうというのが、この補助要綱です。ですから、その社会福祉法人のほうに市の補助金が行くのに、同じ保育所つくるのにね、市内に同じ保育所つくるのに学校法人だからといって差別するのはどうかなと思ったもんですから、聞いてこいと、学校法人に、補助金が要るんだったら市の単独分だけでも出していいですよということを言いに行かせたんです。これは公平性の観点から言いに行かせたんです。県のほうは出ないとしても市の単独補助分。そしたら、いいと思うんです、要らないと、通常だと四、五千万になりますが、要らないと思うんで、こっちもほっとしたところなんです。ただ、その法人も来年、幼稚園を何か併設したいと、幼稚園を100人ぐらいやりたいと言っているんです。その場合には、補助金は出るものだったら出して下さいよということなんで、そのときは要綱に従って出せるものだったら出しましょう

と、そういう回答をしております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

保育所の民設民営化についてでございますけれども、1回目で申し上げましたように、保育所の廃止は訴訟になるケースが多々あります。片や待機児童のことが世間でも問題となります。しばし報道もされております。民設民営化による待機児童がふえるというようなことは、決して許されないものと考えますので、民設民営化へ移行するためには、急激にかじを切るのではなく、既存の保育所も活用した弾力的な運用により市民に不安を与えずに、さらには低所得者対策も考えて負担増とならないよう、熟慮した移行と待機児童の解消に努めていただくことを要望したいと思います。

[「答弁……」と呼ぶ者あり]

○6番（小松崎 誠君）

まだ続きます。

また、この件についても、先ほどの学校統合と同様、児童や保護者の負担が重くなるようなことがないよう、また、不安を解消する意味からも計画変更の説明責任を果たした上で、関係者からの意見を聴取しながら、問題がないような形で実施されることを望みます。これで答弁があればお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長の答弁漏れがございますので。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その民設民営化によって、いわゆる保護者の負担がふえるかどうかのご質問はちょっと答えて、私、答えなかったんですが、それは制度上、保障されていまして、保育料については市が保育料を徴収します。いわゆる所得階層とか、そういう基準がありますから、それによって保育料を市が徴収して、その民設の保育園の場合は、いわゆる保育委託料ですか、委託料として1人幾らということで行います。ですから、民設だからといって、おたくのお子さんは民設に行っているから1万円ですよと、おたくのお子さんは公立だから5000円ですよということはありません。公設に行こうが民設に行こうが、市内のお子さんは100円のもの100円、50円のもの50円です。そういうことですから、全然問題はないと思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これはさっき保健福祉部長も負担増はありませんと答えていただいたんですが、今の市長の答弁で、より市民の方も安心して子どもさんを保育所に預けられるというふうに理解いたしました。

続いて、エンディングノートについて、ちょっと所見も含むんですけども、私としましても、もしものとき、このノートは不安の軽減、将来への心構えといった効果を感じているところでございます。これは、高齢者の方ばかりでなくて若い世代から、そのときそのときの意思を記し、

これからの人生を考える方法の一つとしても活用されるものと思われます。また、そういったことからスターティングノートという呼び方もされております。市民の方々にも大いに活用されることと思うところでありますので、ぜひともインターネットとか市の広報に載せて、ダウンロードできるような、そういうシステムをご検討願えればと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（鈴木良道君）**

保健福祉部長 木村正美君。

**○保健福祉部長（木村正美君）**

このエンディングノートにつきましては、いろいろ内部で検討もしてございますが、先ほど市長が答弁したような内容で考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（鈴木良道君）**

6番 小松崎 誠君。

**○6番（小松崎 誠君）**

市長、先ほどは個人の判断にゆだねるというご答弁ではございましたけれども、こちらも要望として市のほうのホームページに載せていただければと思いますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

次にいきます。次は、ネット選挙についてですかね、これは再度お聞きしますけれども、インターネットの選挙における具体的な選挙運動とはどういうことかお尋ねいたします。

**○議長（鈴木良道君）**

総務部長 木川祐一君。

**○総務部長（木川祐一君）**

インターネットを使ってできる選挙運動についてのご質問でございますが、まず、ウェブサイト等を用いた選挙運動としましては、ホームページとかブログ、それから、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、それから、制作動画のネット配信等ができます。これは政党、それから、政党であるとか候補者、有権者もこういった選挙運動をすることができるようになります。ただし、このウェブサイトで選挙運動を行うには、表示者みずからの氏名であるとかメールアドレスなどの表示が義務づけをされております。これは、これらの情報を表示させることによりまして、みずからの頒布するその文書といいますか画面等ですね、の内容に責任を持たせて、反論の場合の連絡先を明らかにすること等によって誹謗中傷であるとか、なりすまし等を一定程度抑制しようとするものであるというようなことでございます。

次に、電子メールを用いた選挙運動ということでございますが、選挙運動用のメールの送信、選挙運動用ビラとかポスターを添付したメールの送信などがございますが、これは政党であるとか候補者は行うことができますが、有権者の方はこのメールによる選挙運動をできない、ほかへ転送をできないというようなことが主な内容でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

6番 小松崎 誠君。

**○6番（小松崎 誠君）**

さらにお聞きします。

このインターネット選挙において、規制されるものはどんなものがありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

規制される運動としましては、先ほどの有権者メールによる選挙運動はできないということで規制をされてございます。それから、そういったものですが、候補者からですね、例えばその選挙運動用のメールが送られてきたもの、そういったものももちろんできません。また、選挙運動用のホームページであるとか候補者、政党等から届いた選挙運動用の文書の画面ですね、これを印刷して配るといったようなこともできません。さらに、ネット選挙が解禁となりましても、公示日、告示日から投票日の前日までが選挙運動の期間というようなことになってございます。

以上のような内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

さらにもう一つ、ネット選挙の罰則との関係を教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

まず、罰則のほうですけれども、ネット選挙に関して追加されたものとしては、当選をさせる、あるいはさせないというような目的を持って、真実に反する氏名、名称、身分を表示してネットを利用し、通信した者は氏名等の虚偽表示罪が適用されるということになりました。

それから、いわゆる文書等はパソコンのディスプレイ上に表示されているものも同じ扱いでございます。これらは既存の罰則が適用されることとなりますが、その中には虚偽事項公表罪、名誉棄損罪、侮辱罪、選挙の自由妨害罪などがありまして、さらにウェブサイトの改ざんには不正アクセス罪等が適用されるということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ネット選挙についてはもう一つ最後、一言でお願いしたいんですが、よく市民の中ではネット選挙の解禁だということで投票もインターネットでできるんじゃないかと勘違いしている方もいらっしゃるんですが、これは投票はできるんですか、それだけお願いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回のネット選挙解禁につきましては選挙運動ということでございますので、ネットによる投票はできませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

笑いながら答えないうでください。一応これは広く市民の方にも知っていただくということで、あえてお聞きした内容ですので、あしからず、よろしくお願ひします。

次に、最後の復旧特別所得税についての2回目の質問なんですけれども、今回導入された復興特別所得税については、折に触れ、市民の方々が内容がよくわからないとの声を聞いております。1回目の答弁で所得税が課税される方は全員が対象となるとの答弁がありましたけれども、多くの市民が対象となると考えられる給与所得者や年金所得者については、どの程度の負担がふえるのかお聞きいたします。特に年配者の方には税金は理解が難しい面があると思ひますので、具体的な数字を出して答弁をお願ひできればと思ひます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

復興特別所得税の創設によりまして、税負担がどの程度増加するのかを給与所得者と年金所得者の場合を例に挙げて試算をしてみますと、まず、給与所得者の場合につきましては、年収が500万円、家族構成が夫婦と子ども1人の場合につきましては、年間で2600円程度、1カ月当たり直しますと217円程度が増額となるものでございます。

また、年金所得者の場合では65歳未満で支払い額が108万円に満たない方、それと65歳以上で支払い額が158万円に満たない方の場合には所得税が課税されませんので、復興特別所得税につきましても課税されることはないということでございます。ただし、厚生年金基金のような厚生年金保険に上乘せされるような年金につきましては、少額であっても一律に定率での所得税が源泉徴収されますので、復興特別所得税につきましてもあわせて課税されることとなります。

具体的には、例を挙げますと、年金収入が年間300万円の方で配偶者のいるケースでは、年額で1000円程度、1カ月に直しますと84円程度の金額が増額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後の質問になりますけれども、公室長、先ほどの使い道について、ご説明ありましたけれども、本市におきましては復興以外にはこの復興補助金は使わないと、これはもう一度市民の方に宣言していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

1回目の答弁と同じ内容になってしまうんですが、今後の用途につきましても十分注意をしながら、償還金との充当ということで使いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時28分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

皆さん、こんにちは。

お昼前の時間をちょっとおかりしまして、平成25年度第2回定例会一般質問を通告に従いまして行います。

私が観光帆引き船について質問するには、特にわけがありまして、私のうちは小学生まで水産会社を営んでおりました。何人かの漁師がいて、浜辺はいつもにぎわいを取り戻しておりました。今でも覚えています。その当時、船には何軒かの間屋さんがあり、多くの漁師さんがいました。その後、私のうちは農業に転換し、残った水産会社が努力をして、後に日本一と言っていいような淡水魚の加工会社になったわけです。社長は私の1級先輩で、霞ヶ浦の水質等、また帆引き船を後世に残したいなど、熱く熱く話したのを今でも覚えています。その社長が亡くなってちょうど4年になります。21年6月5日、きのうが命日でした。その熱い思いを込めて、質問をいたします。

観光帆引き船について、日本で2番目に大きな面積を持つ霞ヶ浦、母なる湖、宝庫、宝の湖として地元の人々に親しまれてきました。この霞ヶ浦に華麗に、また、勇壮に搬送している帆引き船は、霞ヶ浦の風物詩であります。今や観光事業の主軸を担うものとして地域振興、欠くことのできない重要な観光資源になっていると思います。

帆引き船は、かすみがうら市坂の折本良平氏が帆引き船用の漁法として明治13年に発明しましたこの漁法は、かすみがうら市の漁師の間に瞬間に普及し、結果、数千人の漁師が生活の安定を得たと言われていています。まさに画期的な発明で、その功績により明治30年、第2回全国水産博覧会で褒章を受けています。この帆引き船も時代の流れとともにトロール漁にかわり、昭和42年ごろ、霞ヶ浦からその姿を消しました。しかし、地元では帆引き船を惜しむ声が高まり、当時の出島村は後世に伝えようと、昭和46年、観光帆引き船として復活しました。以来43年が経過し、今では土浦市、行方市、かすみがうら市と合わせて9艘の帆引き船が観光用として就航しています。

このような中、帆引き船の将来を考えたとき、幾つかの懸念されることがあります。今後の市

の方針、市長の考え方をお尋ねいたします。

①市の総合計画、観光計画で観光帆引き船の位置づけはどのように考えているのかをお伺いします。

②帆引き船の保存、後継者の育成、文化財としての位置づけなど、今後もさまざまな事業展開が想定されます。その場合、全体を把握できるような、例えば、霞ヶ浦帆引き船保存会などの設立などは考えているのかお伺いいたします。

③かすみがうら市で理想の帆引き船が所有していますが、1そうは老朽化が激しく、新造船の建設が必要と地元の漁師たちは話しています。新造船の建設は考えているのかお伺いいたします。

④観光帆引き船を今後50年、100年と継続していくには、帆引き船操業者、いわゆる船頭さんの後継者の育成をしていかなければならないと思います。その対策はどのように考えているのかをお伺いします。

2、道路整備についてお伺いいたします。

県の事業であります国道354号線北中入り口より筑波銀行までの歩道の整備について、県土木等の要望について土木部長のほうから答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

加固議員のご質問にお答えいたします。

1点目、観光帆引き船についてのご質問にお答えいたします。

まず、帆引き船につきましては、今、加固議員、詳しくお話しされたように、市を代表する地域資源でありまして、市の総合計画においても活力ある産業を育てるまちづくりの中で、市のシンボルとして体制やシステムの検討をしながら継続していくということにしております。また、観光開発や運転操業を継続する体制づくりが今や急務であると、これが求められていると理解しております。また、帆引き船につきましては、帆引き網漁法の漁具が平成21年12月に市の有形民俗文化財として指定されておりますが、その漁法そのものを保存継承するため、今後は無形民俗文化財としての指定なども視野に入れながら、関係者が連携した議員提案の保存会などの取り組みも必要であろうと認識をしております。

なお、今議会に提案しております補正予算の中で、筑波山地域ジオパーク推進協議会への負担金を計上しておりますが、この協議会は現在、つくば市を初めとする4市や研究機関などで構成されておりますが、7月から土浦市とともに加入いたしたく、準備を進めております。ジオ、地球という意味だそうではありますが、ジオの成り立ちとともに誕生した霞ヶ浦を筑波山とあわせて発信するとともに、この地で発祥した帆引き船を初めとする固有の地域資源を市民の皆様とともに保存活用することによって、観光振興や郷土教育につなげてまいりたいと考えております。

1点目2番、保存会の設立について、1点目3番、新造船の建設について、1点目4番の後継者育成については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、道路整備につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番の霞ヶ浦帆引き船保存会の設立についてお答えいたします。

霞ヶ浦帆引き船保存会の設立については、当市のシンボルである帆引き船の継承、後世に守り伝える意義から、核となる保存会または関連した団体が必要と考えております。

現在、民間団体である、かすみがうら市帆引き船まつり実行委員会の皆様が写真展や模型づくりの事業を行っております。帆引き船は観光に加えて文化財としての希少価値も高いことから、文化財としての位置づけも考える必要があります、さらに、当市のほか土浦市や行方市でも重要な観光資源として活用されております。このようなことを踏まえ、帆引き船を後世に伝えるため、県や文化財に関連する機関、さらに観光資源として活用しているイシヤ、帆引き船に携わる団体とも意見を交わしながら、民間団体の設立について検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3番、新造船の建設についてお答えいたします。

本市の帆引き船につきましては、現在昭和41年建造の大米丸と平成16年に建造の霞ヶ浦丸の2艘を市が所持しております。昭和41年に建造した帆引き船は47年が経過し、老朽化が進んでおり、安全面からも新たな帆引き船の建造が必要となることから、先ほどの保存体制も踏まえながら建造の時期について検討してまいりたいと考えております。

次に、4番、帆引き船操業者の後継者育成についてお答えいたします。

市内には現在10名の帆引き船操業者がおりますが、高齢者が多い現状となっております。また、帆引き船を操業するためには高度な技術を要することもあります、同時に帆引き船の構造や漁法など、記録的な資料が少ない現状でもあります。このため、昨年度には文化庁の補助を活用して帆引き船の構造や漁法に関するビデオを民間団体が中心となって作成を行いました、将来を見据えた場合、特に伝統的漁法を後世に継承するためには若い世代の方の育成が喫緊の課題であると認識しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

2点目、道路整備についてお答えをいたします。

県の事業であります北中入り口より筑波銀行までの国道354号線の歩道未整備区間につきましては、今年度も引き続き、茨城県へ整備の要望を行っております。これに対し、県からは県民生活に密着に関連する生活道路においては歩道整備を重点的に進めており、今後も早期に整備効果が図れる箇所を事業を推進してまいりますとの回答をいただいております。

進捗状況といたしましては、北中入り口から筑波銀行までの計画延長760メートルのうち170メ

ートルほどが完了しております。また、今年度の事業計画につきましては、引き続き事業用地の取得に努め、土地所有者の同意が得られれば整備工事を平成26年度完了を目標に整備を推進すると伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

帆引き船について再質問、まず、第1点目について再質問します。

答弁していただいたとおり、帆引き船は市のシンボルであります。5月4日と5日に私は歩崎公園で開催されました帆引き船フェスタを見学できました。好天にも恵まれ、2日で帆引き船を見学するツアー船に600人の人が乗船したと伺いました。宣伝効果があったから多くの来場者があったかと考えております。宣伝が弱ければ見学者が少ないことから、宣伝を強化し、市が誇るこのすばらしい帆引き船を県内外の人々の多くの方々に見ていただいて、そのために帆引き船を含む当市の観光資源をどのような方法で宣伝しているのかご答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

実際、宣伝の方法といたしましては、実際まずは毎年行っております観光帆引き船の操業自体もコマーシャルかと思えます。また、あゆみ祭り等での報道、操業についても当然ながら、それらのPR効果があると思えます。またはホームページ、または県の刊行誌、そういうものを利用いたしまして、帆引き船の宣伝をしているということでございます。

また、帆引き船につきましては、約半世紀過ぎて、今がピーク時の観光帆引き船というような感じがいたします。50年間本当に糸1本でつながっているような状況もあったかと思えますけれども、本当に50年継承していただきまして、また現在がピーク時であり、またこれ以上の発展をするためには、さらにはPRが必要と考えています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

3点目の新造船の建設について、まず、市にとって帆引き船は重要な財産であります。そのため老朽している船があれば、新たな造船にすることは当然であり、当市が新造船計画している伺って安心しました。これに関しては答弁の必要はありませんが、さらに帆引き船のすばらしさを全国に発信していただくために帆引き船の造船をよろしくお願ひしたいと思えます。

4点目の答弁であります。帆引き船操業の後継者には確保を進めていると伺いました。帆引き船の操業は、一般人がモーターボートの免許をとれば、すぐに乗れるというようなものではなく、帆引き船は高度な技術、また操船技術を習得し、霞ヶ浦を熟知しなければ危険を伴うものと考えます。そのような中で、具体的にどのように後継者を確保するのか考えをお伺ひします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

観光帆引き船の操業者の問題でございますけれども、広く募集することも一つでありますし、また、もう一つは、かすみがうら市の漁業に携わる方をお願いするというような方法があるかと思えます。ただ、長い漁業の歴史がありまして、現在も漁業に携わる方または養殖業に携わる方、そういう方が後継者としてもいらっしゃいますので、そういう方の中から漁協さんを通じながらお願いすることが妥当かなと判断しております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

最後になりますが、答弁の必要はありませんが、ひとつお願いがあります。地方交付税についてお願いしたいと思います。

霞ヶ浦湖に境界線が引かれ、かすみがうら市の面積に加算され、その面積に応じて地方交付税が交付されています。これまで観光事業には多くの予算が計上され、有効に予算の執行がされてきました。霞ヶ浦、湖の分として地方交付税に加算された金額のうち何割かを特別枠として、かすみがうらの観光事業に充てていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

また、観光帆引き船シンポジウムの開催について、市では平成24年2月に帆引き船シンポジウムを開催しました。このとき市長は継続して帆引き船シンポジウムを開催していくと話していました。帆引き船を発明した折本良平氏がお亡くなりになって、明治45年5月4日没です。ことしで101年が経過しました。100年を記念しましてメモリアル事業等の実施を要望いたします。

それと、最後になりますが、帆引き船の日の制定についてご提案でございます。茨城県には「茨城県民の日」があります、11月13日。かすみがうらには「かすみがうらの日」があります、9月1日ですね。霞ヶ浦帆引き船の日を制定してはどうでしょうか。これまでの経過を踏まえ、これからの行動をしていく上で大きな意義があると思います。帆引き船発祥の地であります、かすみがうらから提案し、制定には土浦市、行方市、県との調整が上がっていくと思いますが、ぜひ制定の方向でよろしくお願ひいたします。

それと、道路行政についてですが、答弁の必要はありませんが、霞ヶ浦大橋の無料化に伴い、常磐道土浦北インターまで直線道路になりまして、大型車、特にトレーラー等がかなり多くの台数がふえているように日に日に思います。北中学校、南中学校の統合も来年4月ということでございますが、統合委員会のこの前、資料を4日にいただきましたが、バス通学がどの辺まで行くのか、ちょっとまだわかりませんが、父兄の中では歩道がないということは非常に不安だという話がありますので、土木、教育委員会、PTAまたは地域の皆様の協力をいただきまして、歩道整備を一日も早く実現されることを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前 11時50分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成25年度第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、空き家条例の制定についてをお伺いをいたします。

少子高齢化や過疎化を背景に、所有者の管理が不十分なまま、長年にわたって放置された空き家などが増加しております。地域住民から建設の老朽化による倒壊の危険性や雑草、害虫などの発生が問題視され、さらに犯罪の温床となるおそれもあります。条例の制定につきましては、空き家などの所有者や管理者の責務を定め、必要に応じて指導、助言、勧告を行うことを規定し、また、勧告に従わないなどの場合には、住所や氏名を公表する内容を検討していただき、現場の声に耳を傾けて充実した条文を作成して、しっかりと推進することで市民の安全・安心のまちづくりが実現すると確信をいたしております。

1番、空き家の実態について、2番、空き家条例の認識と必要性について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、地域のつながりを深める読書条例の制定についてをお伺いをいたします。

読書を通じて地域のつながりを深めることを目的とし、読書のまちを条例で宣言して、市、市民、学校が一体となって読書に親しむことのできる環境づくりに取り組むことを定めることが重要であります。

私の提案といたしましては、毎年、10月を人とまちを育む読書推進月間として、講演会の開催やボランティアの育成などに努める事業を展開することも検討し、一日も早い条例の制定に努力していただきたいと思います。

①読書条例の必要性について、2、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、PM2.5独自観測についてをお伺いをいたします。

直径25マイメータロトル、1マイメータロトルとは1000分の1ミリ以下の小さな微粒子で、大気中濃度に関し、独自に測定器を設置し、注意喚起を促し、市のホームページや防災無線、防災メールで注意を呼びかけ、保育園や幼稚園、小中学校にはファクス送信するなど、市民の安全・

安心対策の一環として必要であると認識をいたしておるところであります。

1、注意喚起を促すために必要であると思うが、取り組みについてお伺いをいたします。

次に、風疹予防接種の助成実施についてお伺いをいたします。

風疹に対する免疫が不十分な妊婦初期、20週程度までの女性が風疹にかかると、おなかの中の赤ちゃんが風疹ウイルスに感染して先天性風疹症候群が起こるおそれがあります。同症候群は、白内障、緑内障、心疾患、難聴のほか、精神や運動機能の発達のおくれなどが子どもに起きる場合が多々あります。一日も早いワクチンの接種が求められております。

その観点から、1、当市の対象者数について、2、妊婦を予定または希望する女性や妊娠している女性の夫などを対象に、ワクチン接種の助成についてをお伺いをいたします。

次に、徒歩中学の安全対策にヘルメットの導入についてをお伺いをいたします。

徒歩でもヘルメットをかぶりながら登下校する児童が県内でもふえております。ヘルメットを着用していて乗用車にはねられながらも一命を取りとめた事例も報告されております。東日本大震災のときには、校内でもヘルメットを着用させるなど、防災用としての機能も果たしております。

その観点から、1、高い有効性、防災にも役立つと思うが、今後の取り組みについて、2、実施する場合、いつごろになるかを伺います。

次に、自治体が防災・復興計画に女性の視点で反映させるための政府指針案についてをお伺いをいたします。

政府は、大規模災害などに備えて自治体が作成する防災・復興計画に女性の視点を反映させるため公表をされました。

東日本大震災発生後、被災地では避難所に女性が授乳や着がえなどをする場所がないといった女性からの強い不満の声が上がりました。粉ミルクや紙おむつなどの乳幼児用品や女性用品など、必要とされる物質については、あらかじめ一定程度備蓄しておくことも促しております。備蓄品の製品名やサイズなども事前に公表し、被災後も補充できるよう自治体が業者などと調整をしておく必要も指摘をされているところであります。

さらに、避難所の運営も3割以上は女性にするよう見聞きしたほか、管理責任者には男女両方を配置することも提唱、女性への暴力を防ぐためにトイレなどの設置場所には照明をつけるなどの配慮も定められております。緊急避難の際には、妊婦や子ども連れでも無理なく行動できるよう、避難経路の策定時には女性が加わるように求められております。

1、政府の指針案に対する内容の認識について、2、現在の取り組み状況について、3、ガイドラインはいつまでにまとめるのかお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、空き家条例の制定については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、地域のつながりを深める読書条例の制定については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、PM2.5独自観測についてのご質問にお答えいたします。

現在茨城県におきましては、県内の大気汚染状況を把握するためにPM2.5の測定局を水戸、鹿嶋、神栖、波崎、土浦、古河の5市6カ所に設置し、1時間ごとの平均値及び1日の平均値をホームページでリアルタイムで公表しているところであります。

PM2.5の注意喚起につきましては、環境省の微小粒子状物質、PM2.5のことではありますが、に関する専門家会の報告についてを踏まえた茨城県微小粒子状物質にかかわる注意喚起実施要綱に基づき、注意喚起を実施することとなっております。

具体的には、PM2.5濃度が判定基準を超えた場合、県が県民に注意喚起を行うこととなるわけであります。市では、県環境対策課よりファクス、メール等により注意喚起の通知があり、これにより学校及び保育所等の担当部署へ連絡するとともに、防災無線放送や市ホームページ等を利用し、市民への注意喚起を行うこととなっております。

独自観測につきましては、県の測定局が隣接する土浦市下高津の土浦保健所に設置してありますことから、この測定局の測定値とかすみがうら市内の濃度はほぼ同程度になると思われまます。今後につきましても、県内の測定結果をもとに注意喚起を行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4点目、風疹予防接種の助成実施についてお答えいたします。

ご案内のとおり、風疹が全国的に流行している中、県内においては5月末現在で県内地区の土浦、つくばみらい市、守谷市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、美浦村を初め、21の市町村がその予防接種費用の助成を開始、あるいは予定しているとのこととあります。

当市におきましても、妊娠中の女性が感染すると赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害（先天性風疹症候群ということとありますが）が起こる可能性がある風疹から妊婦を守るために、積極的な予防接種を勧奨するとともに、予防接種費用の一部助成を実施していきたいと考え、具体的な準備を進めており、関連する補正予算を今定例会に追加提案したいと考えております。

また、当市の対象数につきましては、妊娠している女性の配偶者、妊娠予定、希望の女性を想定した場合、平成24年度の出生者数から想定すると300人程度が見込まれますが、最終的には対象範囲等に増加するものか、その場合は追加等でさらなる補正で対応したいと、こういうふうに考えております。

5点目、徒歩通学の安全対策にヘルメット導入についてということとありますが、教育部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、防災計画に女性の視点で反映させるための政府指針案については、副市長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

6点目、中根議員のご質問の平成25年5月31日に策定されました防災計画に女性の視点で反映させるための政府指針についてお答えいたします。

策定がされましたので、大変失礼ではございますが、案を取らせて答弁させていただきます。

まず、1番目、政府の指針に対する内容の認識についてでございますが、男女共同参画の視点からの防災復興の取り組み指針につきましては、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験をもとに、男女共同参画の視点から必要な対策、対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となるべく、国が策定したものでございます。

内容といたしましては、平常時から男女共同参画を推進し、災害への備えとなる防災会議、防災計画、災害直後の対応となる避難誘導、帰宅困難者対応、避難所の運営管理など、さまざまな状況下における主体的な担い手としての女性のかかわりや女性の配慮等が示されております。

次に、2番目、現在の取り組み状況でございますが、当市におきましては平成24年度に改定いたしました地域防災計画におきまして、避難所生活における女性の配慮や避難所運営における女性の参画などを明記してございます。また、計画改定に当たりました市の防災会議につきましても、今回30名のうち6名女性委員を委嘱し、その中で女性の視点からのご意見をいただいております。

次に、3番目、ガイドラインの策定期間でございますが、この国の策定した指針内容に沿いまして、平常時から市の男女共同参画の推進に努めますとともに、男性、女性それぞれの視点から必要な災害用物資の備蓄などの日ごろの備えや災害発生時における速やかな対応ができますよう、市の地域防災計画に基づきまして、男女共同参画推進委員会にお諮りしながら、ガイドラインにつきまして検討してまいりたいと考えております。

また、今年度は市民向けの防災ハンドブックを作成いたしますけれども、その作成に当たっては、指針に基づく視点を踏まえ、市民の皆様のご意見を十分に伺いながら、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員のご質問の2点目、地域のつながりを深める読書条例の制定についてお答えいたします。

最初に、1番目、読書条例の必要性についてお答えをいたします。

読書は、中根議員おっしゃるとおり、人間性をより豊かにし、教養、価値観、感性などを磨くものと言われておりまして、大変重要な活動であると思っております。

ご質問の読書条例につきましては、さまざまな読書推進活動を通した中で、読書条例に発展したケースなどが先例として見られますが、読書まで条例で位置づけないと推進できないのかというようなご意見もあるようでございます。

本市では、図書館や学校の図書室を利用してボランティアの皆様の協力や学校の指導などを通

して、ブックスタート事業や読み聞かせ会、学校における読書活動などの取り組みによりまして、読書の推進と定着を進めておるところでございます。このような活動の中で、読書条例の制定の要求が高まってくれば、条例の制定ということになろうかと考えております。

なお、ただいま議員ご提案の人とまちを育む読書推進月間ということの制定につきましては、ずっと以前から灯火親しむこの秋に読書週間というのがございます。これは全国的なものでございますが、本市でも図書館主催で秋の読書週間の作品募集などを行っております。昨年も10月27日から11月9日までに読書感想文や標語の募集などを行いました。一般の方からも11点、小中学生156点の応募があるところでございます。

図書館の活動などについては、図書館協議会という組織がございます。その中にいろいろな読書会があったり学校があったりしますが、この図書館協議会の方々にご意見を伺いながら、今後、検討をしてみたいと思っております。

次に、2番目の今後の具体的な取り組みにつきましては、読書条例とは異なりますが、現在茨城県では44全ての市町村において市町村子ども読書活動推進計画の策定を進めております。この計画は、家庭や地域、学校での役割や読書活動の目標などを計画するもので、小中学校におけるモデル事業などへの取り組みにも必要なものでありますので、この市町村計画の策定を検討しているところでございます。

読書活動につきましては、家庭・地域・学校と連携し、読書の推進に取り組み、市民の方々が自主的に行う読書活動につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

#### ○総務部長（木川祐一君）

中根議員の1点目、空き家条例の制定についてお答えいたします。

まず1番目、空き家の実態についてでございますが、近年住宅地や農村部においても適正に管理されずに放置され、老朽化、荒廃化した空き家等が見受けられますが、詳細につきましては、現時点では把握していないということでございます。

次に、2番目、空き家条例の認識と必要性についてでございますが、空き家条例につきましては、近隣では、つくば市、笠間市等で制定をされており、公表、あるいは代執行についても規定をされているところもあります。条例についても認識をしているところでございます。

また、現在の空き家に対する市の対応としましては、苦情等が寄せられた際、所有者に対し、文書により対応をお願いしておりますが、強制力が伴わないということなどから、なかなか問題解決に至らないのが実情となっております。このようなことから条例の必要性は認識しているところでございます。

次に、3番目の今後の具体的な取り組みにつきましては、まずは、実態の把握に努めてまいりたいと考えておりますが、外見のみの調査ではなかなか判断が困難でありますので、その手法等を検討していくとともに、条例内容等についても近隣自治体を参考にしながら、あわせて検討し

てまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（鈴木良道君）**

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

**○教育部長（金田康則君）**

中根議員さんの5点目、徒歩通学時の安全対策としてのヘルメット導入についてお答えいたします。

通学の交通安全対策につきましては、児童生徒への安全教育の強化、保護者による立哨、ボランティアによる立ち番など、学校と家庭、地域が一定となった取り組みをいただいているところでございます。

ご質問の通学時のヘルメット着用につきましては、県内でも一部の小学校で導入されている状況が見られます。ヘルメットの有効性は認められると思いますが、一部の小学校から拡大していかない事情としましては、小学校1年生などの体力が弱い児童への配慮、暑さ対策、費用負担などの課題もあると思われまます。

本年度は統合対象校に学校統合委員会を設置して、さまざまな協議をいただく機会がありますので、その中でもご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、その導入時期についてというご質問でございますが、ただいま申し上げましたように、統合委員会の意見、保護者の意見や機運、制度のあり方なども含め検討した結果を踏まえての判断になると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

**○議長（鈴木良道君）**

9番 中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、空き家条例の制定でありますけれども、ことしになりまして市民より何度か連絡がありまして、空き家の現地調査を私は実施いたしました。やはり予想よりもひどい状況で、草は繁茂し、そして壁は落ち、隣のうちにその壁が落ちるとい、非常に危険な状況下にありました。また、以前にも大塚団地において空き家に放火され、火災が発生し、大惨事になった経過もございます。私は、6年前から担当課には空き家条例の必要性を訴え、また、作成するにはお願いしてまいりましたがけれども、その当時は、まだ茨城県内でもほとんど空き家条例が制定されていなかった状況下にもありましたし、なかなか機運が熟していないということもありました。

しかしながら、今この大震災の後に空き家もまた放置された形跡もありますし、また、大変な状況、また、どこに住んでいるかわかんないという状況がありまして、対応に苦慮しているという点は私も十分理解はしております。そういう観点から、私はこの空き家条例をきちっと作成して、やはり管理者にもきちっとした形での責任の自覚を促していく。そして、空き家条例のもとにきちっとした形で市民の安心・安全の環境を整えていく。これが私はこの市の責務であるんじゃないかなと、私はそう思いますので、市長がこれ、やはりこの空き家条例については前向きに考えておりますし、そういう面でこれは条例は制定せざるを得ないんだろうという、そういう認

識でもおりますので、市長の考え、そしてまた、いつごろまでにこれは作成していくのか、また、市町村によって若干条文が違う市町村もございますので、また、ある市によりますと、いろいろ問題があって若干条文を削除したという例もありましたけれども、やはりこの近隣のいろいろな条文等も参考にしながら、かすみがうら市に合った、そういう条文の作成、条例の作成をこれは早急に指示するとともに、作成をしていただきたいと、そのように思いますが、市長の考え、決意を再度確認をしたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

空き家条例は、きょうも新聞で常陸大宮市が空き地・空き家条例を制定するというので、先ほど午前中、小松崎議員から空き地の対策等についてもお話しがございました。両方とも関連するものでありますし、また、そもそも空き家にしないという努力も大事であろうと思えますし、以前に田谷議員からのご質問に基づきまして空き家バンクの不動産協会と提携をしたというような経過もございます。

議員ご指摘のように、私も同感でありまして、空き地・空き家条例の制定に向け、早速事務方に指示をしたいと思えます。これを有効に活用、生かしていくためには、やはり代執行も含めた条例にする必要があるのではないかと考えておりますので、また、条例案ができた段階では議会にお諮りすることになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

大変にありがとうございました。前向きな答弁、本当にありがとうございました。

次に、この地域のつながりを深める読書条例の制定に、これも条例関係でありますけれども、これ私、なぜこういう今回このような条例を提案しましたかという経過なんです、やはり北海道の恵庭市というところに私の知り合いがございまして、この北海道の恵庭市では、読書条例の制定をつい最近ですけれども、最近というか、もう半年ぐらいになるかと思うんですが、スタートをさせました。その中身を私は確認させていただいた、また結果も確認させていただいたわけですけれども、やはりその効果として、まだ半年足らずでありますけれども、やはり地域のつながりが深まったとか、きずなが深まったとか、また、家族との話題も深まり、まちの活性化につながっているとか、また、学校のいじめも大分減ったという、そういうふうなことも伺っておりますので、やはり教育長も先ほどの答弁では4市町村の推進計画という話もありましたけれども、中身は関連している内容になってくるかと思えますけれども、大事なことは、やはり市と、それから、市民、学校が一体となったやはり環境づくり、私これは大事だと思うんです。環境づくり、これについてはどう教育長考えられますか、思っているの。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

これは小さいころからの習慣化が大事だと思いますので、ブックスタート事業なども行ってお

りますし、小中学校においては朝の読書活動を毎日行って習慣化しております。朝は本当に静かな状況で読書活動が行われております。一般の方になりますと、読書会というのが幾つかございまして、その方々がサークル活動として読書を広めております。そういう方をまとめているところが図書館協議会というところでございますが、その図書館協議会が中心になって裾野の広がりが図ればよいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

大変にありがとうございました。ともかく読書条例を制定するまでに、ある程度段階的になるかと思えますけれども、そういうことも認識しながら、視野に入れながら、再度検討をお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、PM2.5の独自観測についてでありますけれども、ここの周辺では牛久市が最も早く独自に測定器を購入、設置をいたしました。これ2台を牛久市では設置したわけですがけれども、非常にこの機械が高いんですね。1台600万円しますから、設置費用から全部含めて、2台で1200万経費がかかっているということで確認をいたしましたけれども、しかしながら、非常に市民からは安心・安全だという、そういう声があって、大反響だという話も直接担当課の部長から伺いましたけれども、やはり今、市長が答弁したように、この近くでは土浦市に設置してあるということでもありますので、若干の誤差はあるかと思えますけれども、当分の間はそういう形でやらざるを得ないのかなという感じはしますけれども、でき得れば予算もかさむことでもありますので、そういうことも視野に入れながら、このまず土浦の情報発信を市民にしていくという、そういうことからスタートして、徐々に移行していただきたいと思えますので、これも要望としてお願いをいたしておきます。

次に、風疹予防接種の助成について、これはいち早く私ももう、私がまだ声を上げたときにはまだ8市町村、茨城44市町村の中で8市町村ぐらいで、まだまだスタートの時点でありましたけれども、先ほど市長からあったように22市町村ですか、そういう形でもって、かなりこの広がりを見せているわけですがけれども、そういう中で再質問の中では、さっき私が再質問で聞こうと思ったんですが、対象者数は一応300名と想定いたしまして、上限がたしか5000円、これは混合、麻疹も含めての混合で約1万2000円ぐらいかかると思うんですね。風疹だけで6000円弱がかかると思えますので、やはり混合でやった場合に1万2000円ですから、約半分弱ぐらいの助成になるのかなと思えますけれども、これ上限5000円としての設定なのかどうか、再度確認しておきます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ただいまの補助金につきましては、現在検討しておりますが、2分の1、上限5000円というようなことで検討しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、次に、この助成期間はいつからいつまでにするのか、それと、周知徹底、再度、千代田広報も含めての周知徹底、また市のホームページも含めての周知徹底についてはどのようにしていくのか、再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

まず、助成対象期間でございますが、現在考えておるところは4月1日から来年の3月31日までということで、25年度を考えてございます。

また、周知方法ですが、市の広報紙、あるいは市のホームページ、こういったものを利用して広報していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それから、4月1日に既に、もうワクチンを接種している方がたくさんございますけれども、その方に対しての4月1日にさかのぼって助成していくということでもありますので、既にもう支払っている方についてはどのような方法で助成していくのか、再度確認します。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

今、考えておりますのは、4月1日にもう実施をされているという場合には、その後も同じなんですけど、領収書等を添付していただきまして、申請をいただいて助成する、口座等に振り込んで助成をするというふうなことで考えております。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それじゃ、関連で再質問させていただきますけれども、今マスコミ報道でも問題視されております子宮頸がんの副作用または後遺症について報道が多々されておりますけれども、かすみがうら市において、そういう副作用または後遺症に対する問い合わせ等があったのか、その辺、再度確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

子宮頸がんの副反応ですか、これにつきましては現在報告は受けておりません。もしあった場合、接種された方が医療機関のほうにそういった症状を訴えて、それが副反応であれば厚生労働省のほうに医療機関が報告いたしまして、それを今度は県・市町村というような順番で報告がご

ざいます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、この徒歩通学の安全対策にヘルメットを導入についてですけれども、先ほどの一部でしか導入していないという発言されましたけれども、一部、全く認識されていないですね。一部じゃないですよ。じゃ、これから申し上げますけれども、これまで一部、まだこの後ありますけれども、一部だけ、とりあえず私のほうからヘルメット導入をしている自治体を再度、全部はちょっと時間の都合で、かなりありますから、代表などところだけ話させていただきますけれども、最近では常陸大宮市でも夏休み前までに市内全11小学校の1から6年生までにヘルメットを支給すると、また、このほか少なくとも水戸市の1校、行方市1校、鉾田市5校、下妻市2校、その他まだありますけれども、そういう中で、この茨城県の教育委員会としては学校保健・学校安全管理の手引きを改定いたしまして、ヘルメット着用の有効性を盛り込んでおるといんですが、この辺は理解していますか、認識していますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先ほど答弁の中で一部の小学校というご説明いたしましたが、私のほうもどのくらいの市町村の小学校で導入されているか調査をいたしました。その結果、全てではなくて、549校のうち48校で導入していることがありますので、一部という表現をさせていただきました。

また、その県の認識につきましては、認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

じゃ、再度質問させていただきますけれども、やはりこのヘルメットの着用については、防災にも関連してくるわけでありますよね。だから、先ほど教育長が話したように、私は何人かの声も聞いているんですよ、現場の声を、ただ、自分だけの考えでこれは発現しているんじゃないんですよ、PTA関係、いろいろな保護者の関係、子どもさんにも声をかけました。具体的に言えば上佐谷小学校の子どもさん15名の方に声かけました。学校の下校時に、私は待ち伏せしては変な言い方ですけども、実際にヘルメット着用についてどう考えているのか、つけるのに対して抵抗があるのかどうか話を聞きました。ところが、別に全く抵抗がなくて、問題は色なんですね。赤にするのか黄色にするのか、だから、できれば黄色が私はいんじゃないかなという話をしたわけですけども、やはり私は現場の声もただ聞きながら、そういう私は発言しているんであって、ただ、自分の思いつきだけで発現しているんじゃないんですね。

一つの例を挙げますと、那珂市の教育委員会によりますと、交通事故をきっかけに旧瓜連町なんですけれども、ここでヘルメットをかぶった小2が乗用車にはねられるという事故があったわ

けですね。そのときに、ヘルメットを着用して、ヘルメットは粉々に割れました。そのことによって一命を取りとめたということもあるわけですよ。それは全体の生徒数から見れば、本当の1人、2人の命かもわかりません。しかしながら、そういう事実があったんで、瓜連町では全小学校にこのヘルメットを導入した。また、半分の助成、約2000円ぐらいかかります、私、調査しましたらヘルメットが、そして、今のはすごくすばらしいのがあるんですね、軽くて通気性がよくて、色もいろいろ多種多様でありますけれども、いろいろな種類がございます。だから、全く重みを感じたり、夏だからって蒸れるとか、そういうんじゃないかと、私はそういうものを購入していけば、要するに にも防災にも適用でき、そして交通事故も対応するし、冬場の転倒防止にもなるし、そういう中でいろいろな面で私は役立つんじゃないかと、このように思っているわけです。

だから、そういう中で、私はこのヘルメットの導入についても慎重に、そして、子どもさんの声、PTAの声、保護者の声も含めた中で、いろいろな声を聞き取って、そして子ども1人の命を守っていくんだという、教育長、市長のその情熱、金額も云々じゃないんですね、そういう情熱と思いやり、それが私は大事かなと思うんですね。そこら辺についても、どうかいろいろな状況もあるかと思えますけれども、現場の声をまず聞いてください。そして、そうしてもらいたいという声が多数であれば、ぜひともこれは導入をお願いしたい。予算が大変であれば、半分助成でいいんですよ、1000円だって。誠意が通じればいいんです、私は。そういうことで、ぜひともこれは教育長の情熱と責任で声を聞いて報告ください。よろしくお願いします。

それから、最後になりますけれども、先ほど副市長からいろいろと答弁いただきましたけれども、非常に女性を中心とした防災会議にも当初数名の方だったのが、私は6名から8名は最低女性の声を取り入れた防災会議が必要だということを再三に申し上げてきました。そういう中で、今回も6名の女性委員さんが任命になって、女性の声を反映しているという話を聞いて、私も非常に安心をいたしましたし、また、国が今回定める大きな骨子の中で全ての避難所に専用空間、運営者の3割を女性にしていくとか、また粉ミルクなど、備蓄品の確保、地方防災会議に女性登用、要援護者への支援の充実、女性が主体的な担い手に、女性の防災訓練を参加、促進という、大きなこの国が打ち出した、大きな骨子の中にもこれはうたわれている内容でありますけれども、これからは連絡防災会議も含めた中で、これをいろいろ加味していただいた中で詳細にわたって計画を立てていただきたいと思うんです。

先ほど副市長のほうから防災ハンドブック、私もこれは早く作成しなくてはだめだというふうに厳しくも担当課には申し上げましたけれども、やっと防災ハンドブックができるということで私は安心していますけれども、これはどういう内容で、何ページぐらいでできているのか、また、全戸配布するのか、その辺具体的にお願いします。

**○議長（鈴木良道君）**

総務部長 木川祐一君。

**○総務部長（木川祐一君）**

ハンドブックについてお答えいたします。

ページ数であるとか、その中見についてはまだこれから動き出すところですので、具体的には決まっておりますが、各戸に配布をしていこうということで準備をしているところでござい

す。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、この防災ハンドブックについては中身もかなり検証してつくっているかと思うんですが、そういう中で緊急時に即役立つ防災ハンドブックでなければいけないと思う。ただ、数字並べただけのハンドブックじゃなくて、本当に現場で適応できる、そういう防災ハンドブックでなければ、私は、ただ、形式だけのハンドブックなら私は必要ないと思いますから、その点も含めて再度検証していただいて、全世帯に配布していただきたい。そして、市としての安全の取り組みも含めて、やはりこれから防災・減災対策に私たちも含めて、執行部も含めて一丸となって市民の安心・安全を守っていく、そういう決意で臨んでいきたいと思いますので、ともどもに頑張っていきましょう。よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

---

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月7日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午後 2時16分

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成25年6月7日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1	議案第55号	千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4	議案第44号	かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
日程第5	議案第45号	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 市道路線の変更について  
議案第 5 2 号 市道路線の認定について  
議案第 5 3 号 市道路線の認定について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 5 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 4 4 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 5 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 市道路線の変更について  
議案第 5 2 号 市道路線の認定について  
議案第 5 3 号 市道路線の認定について

---

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日、議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてが提出され、お手元に配付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 1 議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について

### ○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

### ○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

千代田庁舎耐震補強工事の変更請負契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第55号の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

### ○総務部長（木川祐一君）

千代田庁舎耐震補強工事第2回工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

本工事は、昨年12月10日に請負契約の議決をいただき、工事を進めているところでございます。工事を進める中で、天井下地、壁、配線、配管及びダクトの撤去、また天井材、ダクトのパッキン材にアスベストの存在が確認されたことによる処分費の追加、さらには壁、天井等のやりかえなどの内部工事及び電気機械設備工事の内容や事業量に追加及び変更が生じております。

このことから、本工事遂行に必要な2回目の設計変更を行い、去る5月30日に従前の工事請負代金に4725万円を増額する第2回変更契約の仮契約を締結いたしましたので、この契約に係る議会の議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

### ○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

議案55号の請負契約の件なんですけれども、議会当初に宮嶋市長が撤回という、そういう事態になったんですけれども、やはり全員協議会での説明が十分にされていなかったということが、きのうの全員協議会で明らかになったと思うんですね。なぜこういうふうな事態になったのか。これについて簡単にご説明いただけますか。必要なことは、時系列に問題点をはつきりさせて、そこでどこに責任の所在地があったのか、そういうことも含めて報告いただきたいと思います。

**○議長（鈴木良道君）**

総務部長 木川祐一君。

**○総務部長（木川祐一君）**

全員協議会でもご説明申し上げましたが、今回の変更につきましては、特にアスベストが出たというところがございます。これについて少し経過を申し述べさせていただきたいと思います。

このアスベスト関連につきましては、ことしの1月18日に工事業者のほうから、設計仕様書にアスベストの含有分析3カ所については記載されてありますが、その他においても含有の疑いがある建材があるのではないかとというような指摘が担当のほうにございました。

このことを受けて、1月23日に工程会議におきまして工事管理者、それから工事業者及び市の担当で、庁舎に使用されている11カ所の建材がアスベスト含有の疑いがあるということを確認をしまして、11の試料採取をし、分析を行うことを決定して、工事業者に指示をしたということでございます。

その指示によりまして、1月25日に9つの試料の採取をし、分析試験を2月1日に行いました。また、設備材料については2月2日に2つの試料を採取し、分析試験を2月5日に行いました。

その結果、工事業者から2月6日の工程会議に報告があり、アスベスト含有の確認がされたのが6つの試料にありまして、撤去処分を決定し、業者に指示をしたというようなことでございます。このような経過により、アスベストについては撤去処分に係る工事契約の変更が生じております。

なお、その他、先ほども申し上げましたように、内部工事であるとか、機械設備工事であるとか、そういった工事上の変更もございまして、この金額を計上させていただいた。時系列で言わせてもらおうと、アスベストを中心に言わせていただきますと、こういう内容でございます。

以上です。

**○議長（鈴木良道君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

全員協議会でエダガワ設計事務所を呼んで議論をしたじゃないですか。最後に私が若干まとめたんですけれどもね。当初は、耐震補強設計をやるときに、アスベスト建材の存在を全く発注者側、市のほうは考えていなかった。ですから、仕様書になかったわけでしょう。たまたまエダガワさんは、トイレのところの伸縮材の箇所についてはアスベストの危険性があるということで、

その部分だけはアスベストのテストピース、これをとって試験をして、その分については設計に入れたと。

しかし、協議の中でも天井材、大きなものは天井材ですよね、その天井材にアスベスト建材が使われていたということがわかったのは、今言った1月18日、工事業者が何とかおかしいんじゃないかということになって初めてわかったわけでしょう。

ですから、発注者側としてアスベスト建材の問題について仕様書に書いていなかった。その後も協議の中でアスベストのことについては一切触れていなかった。ところが、それで設計書ができちゃったわけでしょう。耐震補強の設計書ができた。それで、工事の業者のほうで初めてわかったということなんですよ。ですから、そこも明らかにしないと、今回アスベストが何か関係ないみたいなことを市長がこの前言いましたけれども、そのままやっっちゃえばいいんじゃないかと。あれは問題だと思いますよ。そのままやっちゃったら、アスベストの建材を撤去したら、その撤去費用は業者が持つようになってしまうわけですから、そういうところも時系列で話をしていきたいと思うんですけれども、設計段階のやつは私が全員協議会で確認した経過でよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

仕様書に書かれていなかったということについては、そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、そういうことも含めて説明しなさいと言っているんですよ。仕様書に書いていなかったと。設計業者は仕様書どおりにやるわけですから。本来ならば、もっとすばらしい能力のある設計業者であれば、ちょっといろんな経験の中でここは危ないんじゃないかというふうにしてまた話したかもしれませんけれども、あくまでも協議の中ではそれはなかったんだということも、協議の中でもアスベストの問題についてはされていなかったということも確認できますね。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ご指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、私が時系列で言え、言ってほしいというのはそこから言ってほしかったんです。設計段階でどうだったのか。1月18日からの話じゃないんです。その前からの話、設計したときからの話をちゃんと時系列でやったほうが、今回ももめなかったんじゃないかなと思います。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

アスベスト問題でいろいろ問題になっているようですが、アスベストで大きな社会問題になりまして、そのときに国、県から補助金が出まして、地方公共団体の施設はもちろんのこと、不特定多数の事業所等は全て調査していると思うんですね。その調査報告書が県、国に出ていると思うんですが、控えは当然かすみがうら市にもあると思うんですが、そういうものの存在はどうなんですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

現段階ではそれを確認できておりません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

確認できていないということは、一応確認したんですね。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

その資料、控えですね、それが存在しているかどうかは現段階では確認をしてございません。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう設計段階で、建物が古いんだからアスベストがついているかついていないかは大体常識で判断できるはずですよ。その前に、宍倉出張所の件でもアスベストの関係は質問しているんですよ。当然そういうものは設計段階で執行部側では調査して、こういうものがありますよと、市になれば県、国にあるはずですから。非常にこれ大きな問題。

きのう加藤議員が帆引き船の問題でも、ちょっとそれですが、質問していました。昭和40年代の古い船。あれは船が古くなったから16年に新造船つくってくださいよというようなことで、あれをつくったんです。当然、そのときに今の40年代の船はもう廃船にすべきなんです。それも担当では何もわからなかった。当時、私は議論しましたから、その件についてはよく知っているんです。アスベストの関係でもう国、県からの補助金はもらっているんだから、当然市に資料が残ってなくちゃならない。残さなくちゃならない。全てがやることをやっていたというように私は思えてならない。この問題について私は反対するわけじゃないけれども、やはりきちんと最初から出すものは出して、資料を出して設計してもらおうというのが一番大事です。

設計者は予測もつくはずですし。工事をやってしまったら、今回の補正、これはつじつまが合

わない話なんですよ。この工事については専決してもいいはずだったんです。今後において、そういうものを十分に、資料が残っているはずですから、調査して出すものを出して設計してもらおう。その間にこうしたものはいっぱいあるんですよ。旧霞ヶ浦の庁舎も壊しています。アスベストがあったかないかは私わかりません。安飾小学校の多目的集会施設も壊しているんですよ。それもアスベストがあったかないかは私わかりません。しかし、資料は残っているはずですから。今後において、そういう資料をきちんと整理しておいて、設計の段階で提出すべきと私は思いますが、考えについてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ご指摘のとおり、設計の段階でそういったものについて配慮していればよかったなと思っております。配慮が足りなかったというふうに反省をしているところでございます。今後は、ご指摘のように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長が謙虚な気持ちで答弁されたので、今後においては、やはりそういう資料が残っているはずですから、それはこれからでも解体工事があるはずですから、早急に探して、できたらば参考のために見せていただきたい。

以上。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第55号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を集結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（鈴木良道君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で承認第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第1号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（鈴木良道君）

日程第3、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

承認第2号のかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります、これは後期高齢者医療制度の問題についてかかわっていると思います。

今回、資料説明が出ております。これに基づいて具体的な例として説明を求めたいと思います

が、よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

承認第2号のかすみがうら市国民健康保険税条例の主な改正内容についてでございますけれども、2つほどございます。

具体例ということでございますので、6月4日にお配りした市長提出議案に関する説明資料の2ページをごらんいただきたいと思えます。

この表には、参考例としまして、夫婦2人世帯で、世帯主である夫は75歳以上であるため、後期高齢者医療制度の加入者となります。所得が50万円。そして、妻は75歳未満のため国保加入者で、所得が50万円という設定になりますので、この世帯については特定世帯ということになります。

この特定世帯は、世帯の所得には関係なく、特定世帯となつてからの5年間はこの表の2段目のところの上の部分に記載してありますように、医療保険分の1世帯当たりの平等割額が、1段目の表の軽減措置がない場合には2万円ですが、これが真ん中の表では2分の1の1万円に、そして後期高齢者支援金分の平等割額につきましても7000円から3500円に、それぞれ2分の1の軽減を受けているところであります。

今回の改正の1つ目となりますが、このように特定世帯として世帯別平等割額の軽減を受けていた世帯についての軽減措置の期限は5年間となっておりますが、5年を経過してからもなお特定世帯と同様の状態が継続する世帯につきましては、さらに3年間は特定継続世帯として、3段目の表にありますように、この表の上の部分に記載してありますように、医療保険分及び後期高齢者支援金分のそれぞれの平等割額が、2分の1から4分の1の軽減に軽減割合は減ってしまいますけれども、4分の1軽減され、4分の3の額となつて1段目の2万円から3段目の1万5000円になり、また、後期高齢者支援金分につきましても7000円から5250円に減額するための制度を追加したものでございます。

次に、世帯の一員が75歳以上となつたことによりまして、国保から後期高齢者医療へ移行となつた者がいるような低所得者世帯に対しましては、世帯の所得に応じて、医療保険分及び後期高齢者支援金分のそれぞれの1人当たりの均等割額と世帯当たりの平等割額について、7割、5割、2割を減額するという減額措置が講じられております。この7割、5割、2割の軽減を受けるための所得の判定につきましては、世帯全員の所得を合計した金額が基準となりますので、この参考例の世帯の所得を合計しますと100万円ということになります。この表の1段目には、軽減がない世帯の場合を計上しております。この表の2割軽減の計算の計算式の中に、35万円に妻1人を乗じたものに33万円を加えると68万円というものが記載してあります。この場合は、所得額の100万円より算出した金額が少額であるため、軽減には該当しないこととなりますが、2段目の特定世帯の表では、2割軽減の計算の計算式では35万円に夫と妻の2人を乗じたものに33万円を加えますと、算出金額が103万円ということになりますので、この金額が合計所得の100万円を超えているため、2割軽減に該当するということとなります。

今回の改正の2つ目は、この国保税の軽減割合を算出する際の計算の中の人数についてござ

いまして、1人の場合には軽減に該当しなかった世帯が、2人で計算することにより軽減を受けることができる世帯となります。このように、対象になる世帯の範囲を拡大させる措置が講じられておりましたが、この計算の中で2人としていた特例制度の期限が5年間の期限つきのため、本年3月をもって期限切れとなりますことから、この規定を恒久化する改正を行ったものでございます。

具体的な金額で申し上げますと、表の中の2段目の特定世帯の場合、合計所得が100万円のため2割軽減が該当しますので、医療保険分の均等割額は通常の2万2000円から1万7600円に、平等割額は特定世帯としての2分の1の軽減に加えまして、さらに2割の軽減が受けられますので、2万円から特定世帯の1万円となったものが、さらに8000円となるものでございます。

後期高齢者支援金分も同様に、均等割額が6400円、平等割額が2800円になるものでございます。

また、3段目の表にありますように、特定継続世帯になったと仮定した場合につきましても、2割軽減に該当することになりますので、医療保険分の均等割額は2万2000円から1万7600円になり、平等割額は4分の1の軽減に加えてさらに2割の軽減が受けられますので、2万円から1万5000円となったものが、さらに1万2000円となるものでございます。

後期高齢者支援金分につきましても、均等割額は6400円に、平等割額は4200円となるものでございます。

なお、この表には妻の年齢を65歳以上と仮定しておりますので、介護納付金分の負担世帯には該当しないということで示させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それぞれ均等割額と平等割額の減額というか、そういう形になっていると思うんですけども、これを見て気づくかなと思うんですけども、平等割額が特定世帯で1万円ですが、平等割額、これ今後4分の1に軽減するということは、縮小されるわけですね。1万5000円になりますよね。ということは、簡単にいうと1.5倍ということになるんです。

後期高齢者の問題は、今までは家族で保険というものが成り立っていた。これが75歳になったら個々人になっているから……

[「議長、一般質問になっている」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

ですから、この分について、ちょっと待って。そういうことで、1.5倍になってしまうんじゃないですか。どうですか。均等割のほうです。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

特定世帯となった場合ですけれども、5年間につきましてもは2分の1の軽減がありますので、2万円が1万円に半分になるんですけども、5年を経過した後の3年間については4分の1を軽減しますので、2分の1の軽減からは1.5倍ということになって、2万円が1万5000円になる

ということで、1万円からは5000円の増になるということになります。ご指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これについては改善するという考えは、市長、ございませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ありません。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で承認第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第2号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第 4 議案第 4 4 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第44号の子ども・子育て会議の条例の件ですけれども、まず1つ、子ども・子育て支援法についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

会議条例の制定であります。税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育園への参入基準をこれまでの認可制から指定制に移行させるなど、公費で支援する施設などの数を抜本的にふやすと。また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、さまざまなニーズに対応するというので、現行制度を新制度に持っていくということでもあります。

それについての私のコメントということですが、現行制度から保育園の参入が指定制になるということについては、規制がきちんとする、厳しくなることはありますけれども、それだけの財源的な裏づけもやるということでもありますので、制定については前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう一つ、委員の選任の件なんですけれども、前にさくら保育所を公設を民設にするときに事業者をやるというときに、あのときも議会議員をその組織の中から外してやったんですね。今回も議会議員が外されていますが、この除いた理由なんかはどうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ただいまの子育て支援会議の構成メンバーについてのご質問でございますが、特に議員さんを外したということはありません。子育て当事者の参画に配慮したものであって、選任については今後協議して決めたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、有識者というか、必要であれば議会からの議員の選任もあり得るということで確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

この中には、メンバーといたしましては子どもの保護者、子ども関係団体に属する者、保育関係者、教育関係者、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者ということになっておりますので、こういう中から依頼をしたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ア、イ、ウ、エ、オとありますよね。その他市長が必要と認めるとどこに書いてあるんですか。

〔「議案書に書いてあります」と呼ぶ者あり〕

○8番（佐藤文雄君）

議案書に書いている、じゃいいです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案の概要書で私見ていたもので。申しわけございません。

実は、この子育て支援法そのものについてなんですけれども、私、見解を求めたのは、この子育て支援法の中身なんです。これについての市長の見解だったんですけれども、きのう、小松崎議員が一般質問で保育所の問題の民営化について、役所にとっても手間もお金も、これは経費のことを言っているんだと思いますが、かからないというふうに言っているんですけれども、市町村の保育実施義務、これ24条にあるんですけれども、保育実施義務というのは、今回の支援法では曲がりなりにも保たれているんですね。それについて、民間でできることは民間でということという、または役所にとって手間もお金もかからないという答弁は、保育の実施義務ということについて放棄したような発言に思われるんですけれども、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保育の実施義務を放棄したということではなくて、いわゆる公立で保育所を運営するという煩雑さを民間でできるものは民間で運営してもらいましょうと。民間で運営する保育所についての、これもいわゆる保育事業の一環ですから、保育事業全体が100であるとすれば、そのうちの民間で建物であるとか職員の雇用であるとか日常的な運営について70なら70の部分を持ってもらって、全体の公立、いわゆる公でやる部分の負担を30に減らすと、そういう捉え方をしてもらえばいいと思います。従来90であったものを全体としては100にするという、むしろ保育事業に対する保育料の支援なども含めると、従来よりは充実したものになると。そういうトータルとしては充実したものになると。一部を民間でやってもらう分を今までよりは割合をふやすんですよという考え方です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そう言うんですけれども、特に認定こども園がこの中に入っていますよね。それは、保護者が施設に直接申し込む、そしていわゆる直接契約方式ですよね。保育料も自由に園が決められると。基準も保育園か幼稚園のどちらか低いほうにすることができるというふうになっているんですね。これについては、市長はどういうふうに考えていますか。これはかかわらなくなってしまうんじゃないでしょうか、認定こども園になると。どうでしょうか。市長でなくてもいいですけれども、保健福祉部でもよろしいですよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ただいま認定こども園に移行した場合に保育料、そういったものについて業者さんが設定するようなお話が、そういうふうになるのかというようなご質問かと思いますが、料金につきましては業者が決めるわけなんです、その決める選定に当たりましては、市が介入してある程度情報等を提供いたしまして金額を定めるようなことなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保護者と園との直接契約になるということは事実でしょう。この点については答えていませんよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

そのようなことになります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、地域子ども・子育て会議の設置というのは、いわゆる国で設置された子ども・子育て新システムの一連の支援法の中なんですけれども、この設置は努めるものとするといって努力義務を課していますが、これは何が何でも設置しなければならないものなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

子ども・子育て支援法の中では設置の努力というふうなことですが、その後で、市といたしまして子ども・子育て支援計画を策定する上では、そういった会議の中から意見をお聞きいたしまして、意見を述べていただきまして、それで計画を策定するということですので、つくるようなことになります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、何が何でもつくらなければいけないというわけではないということですね、裏返せば。ということですね。ただ、当市はこれをやりたいということだと思えるんですけども。

それと、この子育て支援法の財源については、今、税と社会保障の一体改革と市長はおっしゃいました。そのときは、消費税を財源とするということが担保されているんですよ。この点につ

いては市長、ご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことであります。消費税については地方へ来る分と、3.75でしたっけ、国へ行く分。最終的に10%になったときに国へ行く分と地方へ行く分が両方ともふえることになりましたが、当然、今言った新制度になった場合には、地方の負担もある程度は求められるのではないかと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どうしても設置をしなければいけないという、そういう立場だというふうに理解したとします。そうすると、住民要求を正しく反映させるということがやっぱり必要だと思うんですね。ニーズがどこにあるのかということですね。そういうニーズ調査も含めて、やっぱり保育関係者の委員の人数をもっとふやすということも考えられるんじゃないかなと思いますが、そういう増員という可能性はあるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今のところ15人以内の委員で構成しようということを考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

増員は考えていないということですか。できる限り広く要求を聞くという、そういう方策も考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第44号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第44号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 5 議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案45号なんですけれども、この条例について一部改正に至った、500平方メートル以下についても改良土はだめだというようなことをうたったわけでありまして。そういう意味で、なぜ今こういう条例改正になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

まず、背景ということでございますけれども、平成24年度におきまして、2回ほど改良土と思われる土砂の埋め立て行為がございました。いずれも500平米以下ということでの埋め立てでございました。その中の1つの区長さんから、改良土であって、そのほかの物質も検査してくれというような要望がございました。その中で、27項目の検査をいたしましたけれども、有害物質については基準値以内ということでございました。ただ、イオン濃度については検査が高アルカリでpH12ということで、最高が14ということで、かなりの高アルカリが示されました。このアルカリについては、pH12以上となりますと、植物の繁殖にも影響が出るというような形で、有害物質というわけではないとは思いますが、周辺に影響を及ぼすというようなことが考えられますので、改良土については500未満であっても規制するというようなことで議案の改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、平成24年に2件あったと。その前は、それなりに件数があったというふうに思いますが、その点については把握しておりますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

24年度の2件ということで、その前についてはちょっと調べてありませんので、回答できません。すみません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

調べるように言っておいたんですけれども。時間がなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

すみません、課長のほうで手持ちがあるそうなので、課長のほうから答えていただきます。

○議長（鈴木良道君）

環境保全課長 タサキモリイチ君。

○環境保全課長（タサキモリイチ君）

今までの改良土と思われる残土の搬入なのでございますが、平成18年度から平成24年度までで合計16件記録してございます。内訳といたしましては、霞ヶ浦地区が11件、千代田地区4件でございます。

それで、平成21年度にゲリラ的に埋め立てが連続して行われまして、そのときには搬入者の逮捕者が出ている状況でございました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなりそういう意味では、今16件、今言ったようにゲリラ的に連続してやられているという、そういう実態があるということなんですので、やっぱりそういう立場で、背景はこういう背景があるというのをもうちょっと丁寧に最初に説明していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

改良土というようなことになっているんですが、これはセメントと石灰を混合し、化学的安定処理を行うということなんです、この件について具体的に安定処理、どういうふうに安定するのかお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

セメント、石灰ということで混合いたしまして安定処理をするということで、セメント、石灰等をまぜる段階におきまして、脱水作用等もできまして、そういうことで含水比等も下がって改良土というような形ででき上がるということで聞いております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、脱水処理というようなことなんですが、含水比率ってどのくらいまでが埋め立てしてよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土質の関係の表によりますと、第1種発生土、第2種発生土、第3種発生土、第4種発生土、また、泥土というように分かれてございます。それで、通常使えると思われましてのが第1種、第2種、第3種ということで、含水比40%というものだというところでございます。また、泥土とか第4種発生土は主に使用する場合は改良するというところで、その改良したものについては、約でございませけれども、第3種の建設発生土に見合った含水比40程度になるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この改良土について、土浦にも2カ所ほど改良土センターというのがございますが、掘削現場で改良土にしたもの、あるいは改良土センターでもって改良土をつくったもの、どちらが持ち込んでいいのか、どちらがだめなのか、全部いいのか、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

改良土ということで、定義づけが土及び泥土にセメントと石灰をまぜたものが改良土という定義でございませるので、現場内で使用するようなこともあろうかと思ひますし、また土浦市のように水道または下水道工事で改良土を認めて、工事では認めているということでございませけれども、市の土砂の条例につきましては、簡単に言ひますと、改良土が改良されたもの、また全然していないものは自然物ということで、持ち込むものは自然物の土ということで解釈してあります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

掘削現場で改良したもの、あるいは改良センターで改良土に変えたもの、どちらを持ち込んでいいのか、両方ともいいのか、片方はだめなのか。ただ工事業者によっても相当変わってきますよね、問題が。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

残土の持ち込みというよりは、市内においての建設工事において改良土を使用するかしないかというご質問だと思います。そういう中で、今現在国交省の直轄事業については改良土を勧めている状況でございます。また、ほかの自治体においては、国交省から命令的なものはございませんで、技術の助言程度のもので各自治体においては国交省並みの使用はなくて、まちまちな対応だと思います。土浦においては一部しておりますし、鹿嶋市においては多分改良土は使用していないと思います。

そういう中で、公共事業においてはそういう形で勧めている部分もございますけれども、残土条例の中においては、先ほども言いましたけれども、自然物以外のものについては規制するというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちょっとよくわからないんですが、具体的に申し上げますけれども、工事現場でもって含水比率が85%あったもの、それを工事現場で石灰あるいはセメントでもって混合して、含水比率を下げて持ち込む方法ありますよね。工事現場においても、元請があって下請があって、その下請があるかもしれない。下請の下請の下請がそこでまた掘削残土、含水率85%以上のものを石灰、セメントでもって混合した場合にはどういうものになるか。あるいは、85%ものを改良土センターへ持ってきて、石灰、セメントで水分調整して持ち込んだものはどういう扱いになるのか。その辺をお伺いしたいんですけども。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

残土条例に関しましては、先ほどと同じになりますけれども、改良したものについては残土条例の規制になるということでございます。自然物のみの搬入が残土条例で許される部分ということでございます。また、工事内での泥土の使用等につきましては、その工事内で改良して使用は可能だと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

要は、やり方によっては産廃になる。そこが一番大事なんです。法令審査会でそういう議論

はなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

法令審査会の中ではそういう議論はなかったようでございます。ただ、汚泥、汚泥と言いますけれども、今、栗山議員さんがおっしゃいました建設汚泥については、やはり産廃扱いということでそれは本当に慎重に扱うものと感じております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あとセメント処理したものは、場合によっては六価クロムが出る可能性もあるわけですよ。非常に解釈によってはオーケーになるかもしれない、解釈によってはだめだと。この辺をきちんと法令審査会でもって、かける前にきちんと明記して、誤解のないようにする条例が一番いいのかなというふうに私は思うわけで、考えだけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土の中の有害物質につきましては、規則の3条において検査をするというようなことが1つございます。また、実際、改良土という中での協議でございましたけれども、改良土、本当にご指摘のように調べれば調べるほどなかなか難しいし、発注者によっても使っているところと使っていないというようなところもありますので、本当に今ご指摘のようにいろいろ難しいところもありまして、詳しいところがわかっていない部分もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今、栗山議員のお話を伺ってしまして、幾つかの疑問点が出たので、改めてお伺ひしたいと思います。

改良土、そして発生土、この違いはどのように仕分けているんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土の分類上は、発生土ということで第1から第4ありまして、泥土もございます。そういう中で、自分もこの間までちょっとわからなかったんですけども、調べてみましたらば、現在、第1種発生土とか第4種発生土と言われるものについては、本当に現場から出たものかと思っただけなんですけれども、改良されたものもその中に入るらしいです。それで、条例の中では、市の条

例でありますと第1、第2、第3種まで認めるよと規則に書いてあるんですけども、その上に、改良土はだめですよと書いてあるので、土の分類の中においては、自分から言うのも何ですけども、そつなくその部分はちゃんと明記してあると思います。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

この条例をつくらなければならない、そういう状況、今までにあったかなかったか。また、どのような形でこの条例が必要になったか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

改良土の禁止につきましては、茨城県内全市町村が禁止しているわけではないです、まず。ただ、鹿嶋市においては、過去においてもいろいろな裁判事件とかそういうものがございまして、だんだん厳しくなった経過はあると思います。また、先ほどペーハーが高いということで植生に影響があるというのも1つでございます。

また、もう一つにおいては、これも100%言い切れることではないですけども、改良土と思われる土が搬入されたような場合は、やっぱり早朝から約半日くらいでばたばたとゲリラ的な本当に搬入で、通報がなければもう何もわからないうちに、ダンプの確認もできないし事業者の確認もできないということで、あとは地権者からの確認ということになるんですけども、地権者もあやふやなことになりますので、なかなかそういうことで改良土の規制は難しいということです。

1つはやっぱり、もう一つありますけれども、改良土の中で先ほども栗山議員さんからありましたけれども、産廃の可能性もあるというのもあったんですけども、今まで搬入されたものが産廃ではないとは思いますが、そういうこともありますので、いろいろな面で規制する必要があるということが1つと、あとは100%市でそれを対応できるかということ、これも改良土の判定もかなり難しいところがあるみたいなので、それも難しいと思います。ただ、改良土全てを禁止するというので抑止する条例ができるのかなということで、その抑止するところに一番私は期待しています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今、改良土ということが非常に難しいという部長のお答えなんですが、確かにこれ改良土じゃないよと、ただ発生したんだよと、その搬入した方が、また、その土地の所有者が、いや、これはもう俺が買った土だよということで、この条例、また法令等を逃げるような手段を使う場合が想定されると思うんですけども、そういう中で、これは何を言っているんだと、改良土だよと、絶対的に改良土だよということでは、やっぱり証明するに当たってはどのような方法がありますか。お伺いしたい。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご質問的にはかなりきつい質問で、なかなか100%改良土と言い切れるもの、それを言い切つて何か訴訟に持ち込むということになれば、大変な作業だと思います。ただ、いろいろ県なんかで聞きますと、薬がありまして、改良土と言われるものは赤とか黒じゃないので、グレーっぽいので、それをかけると紫に変わるような薬もあって、それを話は聞きました。ただ、それはアルカリが強いということで、改良土はアルカリが強いということの一つの判定だと思います。

あともう一つは、条例と規則の中にあるんですけども、出どころの証明といいますか、発生元の証明ということで、その発生元の証明というのはストックヤードとか改良土の工場ではなくて、その工事をやった出どころの証明ですね、それが出れば当然改良土ではないという判断はできると思うんですけども、それも過去においては偽造とか何かもありますので、100%というものなかなかこれは難しいと思うんですけども、ただ、書類上はその発生元の書類が出てきて、現場を見て、実際工事をやっているということであれば、それは改良土ではないというような判断はできるかなとは思うんですけども、100%はなかなか難しいと思います。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

部長の答弁、あらを拾うようでもことに恐縮なんですけど、じゃ改良土か改良土でないかというのは、100%断定することはできない。職員にその判定の重さが乗っかってくる。まして、役所のこの条例を遵守する公務員としての方が幾ら条例があっても発生土だと、改良土だと断定する基準というものが明確になっていないというのが現状ですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土壌の分析でセメントとか石灰が出ればいいんですけども、今聞いている段階では、私どもの会社ではちょっとそれは無理ですという答えがあって、今も探しているところなんですけれども、それが出ればこれは一発でわかると思うんですけども、ただ、今の問い合わせの中ではセメント、石灰の検出はできないという答えがあるので、自分としてもそれが一番のネックかなとは思っていますけれども。

あとは、やっぱり調査とか何かが必要になるということなので、改めてこの条例を上程するに当たっては、警察の協力も必要ということで、県警本部と土浦警察署にはこういうことで厳しくなるのでお願いしますということはお願ひしてきました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

農業委員会事務局長おられますので、農業委員会の立場として、やはり農地を保全をするお立

場の中で、この条例が生きる、生かされるということは我々も、私としても十分に判断できるんですけども、現在、農地法上、農地法の土地改良の枠、また残土条例との隔たりというんですか、重なる部分もあると思うんですが、逆に相反する部分も出てくるんじゃないかと思うんですね。この中で、条例の中でまだ条項全部は私も頭に入っておりませんが、どうですか。農業委員会としては、この条例の取り扱いについてはどのようにお感じになっているか。局長、もしわかりになればお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 小松崎 昇君。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

小座野議員さんの質問にお答えします。

議員さん言うように、農業委員会としてもこういう条例ができれば有利かなと考えております。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

5000平米以上は県の許可ですよ。そうすると、5000平米以下は市ということで、市の規制がきつくなって、5000平米以上になったときには同じような適用になるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

県に確認したときはあるんですけども、やっぱり地元の条例も尊重しなければならないということで、細かな説明はできませんけれども、地元の条例も尊重するという答えをもらっています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

地元の条例を尊重するというけれども、確約はとっていないんだね。きちんとした確約は。尊重するというだけで。これは一番大きな問題だと思います、私。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時12分

---

再 開 午前11時21分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先ほどの県は尊重してくれるというお話をいたしました。事務的には、5000平米以上の事業があった場合には、県のほうから市のほうへ意見を求めるような形になっています。その中で、市の回答といたしましては、市の条例がこういうこととありますからこういうふうにしてくださいということで、意見を添えて県に提出するというので、その意見に添って県は許可を出しているようでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

栗山議員、よろしいですか。

その他の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第45号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第45号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案第 46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第46号でございます。これは廃止の条例だと思うんですけども、これまでハートフル相談員、それから図書館司書の増員、それぞれやられておりますが、これの配置と実績、その金額についてお尋ねします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

お答えします。

基金の総額が1050万円です。図書館司書につきましては、平成23年度、24年度とも3名分の増員を基金から充当しております。内訳につきましては、平成23年度賃金として333万1780円です。24年度賃金としまして333万3000円。図書館司書につきましては合計で2年間で666万4780円の実績でございます。ハートフル相談員につきましては、子ども福祉課の虐待予防対策事業ということで平成23年度から1名を配置してございまして、事業費の合計で平成23年度に254万3290円、24年度は229万3705円、合計としまして483万6995円となっております。

23年度分としまして、図書館司書とハートフル相談員の事業費と23年度の合計につきましては、587万5070円、これを全ての基金から取り崩して充当しまして、24年度は事業費の合計としまして562万6705円のうち基金利子を含む基金残高の全て、463万6316円を取り崩しまして、不足しました99万389円につきましては一般財源から負担をいたしました。

図書館司書の23年度につきましては3名ということですが、24年度につきましては4名、その4名のうちの3名分をこの基金から充当しております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今述べた資料は後で提出していただきたいと思っております。よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

はい、お求めであれば提出します。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、この事業は今も継続しているということを確認したいんですけども、継続しているんですね。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

図書館司書につきましても継続しております、25年度。ハートフル相談員の方も1名継続しております。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第46号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第46号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第 7 議案第 47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一般会計補正予算（第1号）ですね。これは全部、一つ一つじゃなくて一括して質問をするということでもいいんですか。

○議長（鈴木良道君）

佐藤議員、一問一答でお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

それではまず、歳入の1つ目ですね。セーフティネット支援対策事業費補助金というのがありますが、これはどういう中身なんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

この事業につきましては、生活保護法の、本年8月に予定されておりますが、改正に伴いまして、扶助費等の見直しが行われます。その内容が変更になることから、現在使用しておりますパ

ソコンのソフトウェアの改修が必要になりまして、これらの改修費用でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

生活保護法の改正によってその仕組みが変わるので、その委託のほうに、いわゆる支出のほうでそれが反映されるということですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

内容につきましては、パソコン現在5台をこの関係で使っておりますが、それでそのソフトウェアを改修するというので、内容的には100%補助で整備できるというような内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その次に、県の支出金ですけれども、安心子ども支援事業費補助金についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

安心子ども支援事業補助金につきましてご説明いたします。

これにつきましては、保育所の建設費ということでこれまでもご説明しているかと思いますが、学校法人の狩野学園及び福祉法人の廣山会、こちらが保育所を建設するというので、補助金を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは県から負担が、補助金が幾らでしたっけ、4分の3でしたっけ、4分の2で市のほうが4分の1で事業者が4分の1という中身でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

そのような内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、歳出のほうですけれども、子ども・子育て支援事業計画策定調査業務委託という、これについての説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ご説明いたします。

これにつきましては、かすみがうら市の子ども・子育て支援計画を作成するに当たりまして、25年度でアンケート調査等を行う内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、これはいわゆる議案第44号にありましたかすみがうら市子ども・子育て会議の条例の中で会議が例えばつくられれば、これとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

このアンケート調査を行うに当たりましても、子育て支援会議、こちらのほうと会議を進めて、内容等も検討して事業を実施していくような内容になります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、調査業務委託をした業者と、それからこの子育て会議の中での会議の中身なんかは調査請負された業者も参画するということになるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

業者のほうはあくまでも調査の内容でありまして、会議のほうで決まった内容を業者のほうに委託して調査するというような内容になります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、児童福祉施設の整備費についての2億1538万5000円なんですけれども、これは今言った廣山会ですか、それと学校法人狩野学園、これに対する建設補助だというふうに理解しますが、廣山会のほうは認定保育園ですよ。そうすると、市のほうで保育を受けていくということ

になりますので、市のほうがかかわってやると。入所なんかをですね。そういう形になるわけですね。

一方、狩野学園の場合は学校法人で、これは認定こども園という形になるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

廣山会につきましては、認定保育園という形で実施いたします。学校法人狩野学園につきましては、認定こども園という形になります。もう一度、廣山会のほうは認可保育園、学校法人狩野学園のほうは認定こども園というようなことになりますので、この場合ですと、廣山会につきましては市のほうで受け付けて保育を実施するというような内容になります。狩野学園につきましては、狩野学園が受け付けて実施を行うというようになります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと私も認定保育園と間違っただですね。認可保育園でしたね。廣山会は認可保育園ということですね。一方のほうは狩野学園で、認定こども園。そうすると、これは保護者との直接契約、市はかかわらないということになりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

これは業者との関係になりますので、市はかかわりありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、さくら保育所の件というか、廣山会の設立で、来年の26年4月1日、来年の4月1日に開設されるという予定となっているように思いますが、4月25日にさくら保育所で説明会があったようなんですけれども、現段階でさくら保育所を来年度末には廃止するという、そういう発言が市長からあったようなんですけれども、これについては事実ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも予定ということで話させていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一方で、沼田学園の話は学校法人でやるということも全員協議会で出されております。ただ、自力でやるという話なんですけれども、やはり前回も公設民営化という事業者を選考する

やり方をとりました。そのときに出た話は、保護者から子どもを中心に考えた施策をしてほしいということで、連続性と継続性を求めていたと思うんですけれども、やはり、さくら保育所を一気になくすというのは問題なんじゃないかなと思うんですけれども、少なくとも段階的な措置というのが必要だと思うんですけれども、特に臨時保育士の皆さんがいらっしゃいますよね。この方の就職口なんかも非常に不安になってくると思いますので、やっぱりそういうところについては廣山会の支援というのは必要だとは、認可保育所ですからよろしいかとは思いますが、この点についてはどうお考えですか。

**○議長（鈴木良道君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

継続性についてはもちろんいろいろ心配な面もあるように保護者の話が出ておりました。旧霞ヶ浦地区では前例等もありますし、そういったことを踏まえながら進めていきたいとは思いますが、この前のお話し合いの中では、移行の中で少しの間、さくら保育所の従来の保育士を民営民設のほうの保育園に、場合によったら派遣しておく。そういうことも検討はさせてもらうということも言っております。それから、さくら保育所の今の保育士なんですが、保育園が1つなくなるわけでありますから、数十名の保育士が今度不必要になるわけですね。保育士としては不必要になるわけです。ですから、正職員には勸奨を適用して民営のほうに移ってもらうとか、正職あるいは臨時職を問わずにそういった措置はとって、スムーズに民営の保育園のほうの保育士の補充というか、採用の支援はしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

**○議長（鈴木良道君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

今回の補助金の認定に当たって、さくら保育所がどうしてもかかわってきちゃうんですね。そうすると、さくら保育所は市長のお考えだと今年度に廃止するということは絶対に動かないということなんでしょうか。

**○議長（鈴木良道君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

さくら保育所の最終的な廃止を決断するのは、やはり12月の末になるのかなと思います。というのは、やはりあくまでも今民営民設の3保育所についてはまだ建設にも着手しておりませんし、これが建築工事がある程度12月末には見えてくると、そういう中で最終判断をしていきたいと、こういうふうに思っております。

**○議長（鈴木良道君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

それでは次に、働く女性の家の管理事業の70万4000円ですけれども、これ修繕料になっていますが、中身についてご説明願います。

**○議長（鈴木良道君）**

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

働く女性の家管理事業の修繕料70万4000円の内容についてですけれども、働く女性の家の敷地内には外灯が4基ほど設置してあります。このうちの北側にある1基が、本年3月に発生しました突風によりまして地面の部分から倒壊してしまいましたので、これの修繕のため、幾分かは割高とはなりますが、消費電力が少なく寿命の長いLEDライトに機種を変更して設置したく、補正をお願いするものでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから、千代田地区の防災無線の整備工事なんですけれども、今回10基を26基に大幅に増設を提案するに至ったと思うんですけれども、一気に26にした、そういう決意をしたというのは、どういう理由なのか。何か根拠があるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

千代田地区への防災無線につきましては、24年度に国の防災通信基盤整備事業補助金を活用し、21基の整備を実施したところです。25年以降年次的に整備を進めるべく、当初予算では10基分を計上したものです。

今般、防災無線整備事業が国の緊急防災・減災事業の対象となったことから、当該制度を活用し、不測の事態に備えるため、来年度以降の設置予定を前倒しをして用地確保ができたところの整備を進めたいということで、16基の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、減災事業というか、そういうことで前倒しする条件ができたということで今回、前倒しして26基に増設したということを確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

国の緊急防災・減災事業の対象になったということで、有利なものでございますので、これを活用して前倒しをしたということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは質問の中身をまだ言っていなかったんですけれども、こういう類の、例えばいろんな基

金というか、特別措置されたものがあると思うんですけども、元気交付金とかそういうのがあるんですけども、今回の補正予算には、そういうものは入っているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

歳入の部分ですので、暫時休憩をお願いして確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 45 分

---

再 開 午前 11 時 46 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

ほかは通常どおりの交付金ということで、今回には含まれておりません。

○議長（鈴木良道君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

それと、消防車両の整備事業の2940万6000円、この消防自動車の必要性と内容についてお伺ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防車両整備事業の内容ですが、現在、東消防署に配置の消防ポンプ自動車の更新を行うものです。更新する車両につきましては、平成5年に整備し20年を経過しており、老朽化等による傷み等から防衛補助を受けまして、更新整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

これは1台ですか。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

はい、東消防署にあるポンプ車をそのまま1台更新をするということです。

[佐藤議員「1台ですね」と呼ぶ]

○消防長（井坂沢守君）

はい、1台です。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第47号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第47号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第 8 議案第 48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案48号ですね、下水道の、借りかえによる効果について。その結果、それから借金残高、どういうふうに改善されるのか。資料の説明がありましたよね。これに基づいてお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問の1番の借換債による効果でございますが、東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧復興を支援するため、平成25年度に限った措置として年利率4%以上の旧公営企業金融

公庫資金について繰上償還を行うものであります。地方公共団体金融機構資金による借換債を活用し、借り入れ利率を1.3%と試算した場合においてお答えをいたします。

平成33年度最終償還分まで4.35%から4.95%の21件分による繰上償還を行うことで、償還金利子において借りかえ前2083万5000円から借りかえ後569万2000円となり、1514万3000円の利子減額が生じ、財政負担の軽減に効するものでございます。

次に、その結果、借金残高はどう改善されたかのご質問でございますが、借換債による新たな借入額において10万円単位となることから、借金残高においては117万2000円の減額が生じます。以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

結果のやつがちよっとよくわかりませんが、今話したのはどこの部分でしたっけ。10ページ。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

12ページから13ページでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第48号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第48号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

同じく農業集落排水事業の特別会計でも借りかえによる効果なんですけれども、それと、その結果、借金残高がどのように改善されるか説明願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

議案説明書の14、15ページになります。

借換債による効果でございますが、下水道事業特別会計と同様に、借り入れ利率を1.3%と試算した場合についてお答えいたします。

平成34年度最終償還分まで4.25%から4.95%の11件分による繰上償還を行うことで、償還金利子において借りかえ前1650万円から借りかえ後452万6000円となり、1194万4000円の利子減額分が生じ、財政負担の軽減に効するものであります。

その結果、借金残高はどう改善されたかのご質問でございますが、借換債による新たな借入額において10万円単位となることから、借金残高は48万5000円の減額が生じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第49号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第49号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第10 議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

同じく50号でも借りかえによる効果ですね。それから借金残高、この説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長心得 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それではお答えいたします。

今回、補正予算をお願いする件につきましては、東日本大震災の特定被災地方公共団体における復興復旧を支援するための25年度の措置に限りまして年4.0%以上の旧公営企業金融公庫資金について、保証金の免除、繰上償還を行うものでございます。

説明資料14ページをごらんいただきたいと思います。

[「16ページ」と呼ぶ者あり]

○水道事務所長（田崎 清君）

14ページ……、失礼いたしました、16ページです。申しわけありません。16ページ、ごらんいただければと思います。

まず、借りかえによる効果についてお答えいたします。

今回の4%以上に該当する企業債は6件でございます。繰上償還額は1億532万3117円になります。借りかえに伴う企業債の借入額につきましては、1億510万円を予定しております。繰上償還を行わなかった場合には、来年の3月から平成34年度までの返済期間に2669万6000円の利子負担が発生いたします。借りかえ後の利率を1.3%とした場合でございますけれども、利子負担は930万5000円で済むものと試算しております。差し引き1739万円の利子負担軽減効果があるものと考えております。

続きまして、借金残高はどう改善されるかについてお答えいたします。

やはり10万円未満を切り捨てて借り入れを行うということになります。今回、企業債元金1億532万3117円のまず繰上償還を行います。これに対しまして、端数処理して1億510万円の企業債借りかえを予定しております。この差額の22万3117円が企業債残高の減少額となると考えております。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、3事業というか、下水道、それから農業集落排水、そして水道ということで、繰上償還なり借りかえなりやっていると思うんです。平成25年度のいわゆる地方債の残高が、現在、前に提出されたものを見ますと33億8600万ということになっているんですね。そうすると、今回の借りかえ措置によってこの3つの事業債が縮減されるということになると、これがもっと少なくなると思いますので、今回の措置によって地方債の状況が改善される。その数字については、後で計算したやつを、これは公室長かな、そちらのほうでまとめて提出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

後日提出いたします。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第50号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第50号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第11 議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

政治倫理条例の制定についてですけれども、これについて具体的にこの提案に至った理由について簡単に述べていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議案第42号についてですが、これは次の議案第43号も同じような質問の趣旨が出ておりますが、一緒に答えさせていただきます。

それぞれの倫理条例を提案した背景でございますが、昨年度、市職員の相次ぐ不祥事が発生し、議員の皆様を初め市民の皆さんに大変ご迷惑、ご心配をおかけしました。そのため、同様の不祥事防止を図るため、ことしの3月に公金等取扱い適正化計画を策定し、全職員に周知徹底を図り、市民の皆さんの信頼回復に努めているところでございます。

これらを踏まえ、さらなる信頼回復を図るべく、市議会議員、市長、また副市長、教育長、全職員を含めた市政全般にかかわる者を対象とした包括的倫理条例に向け話を進めてきた経過がございます。

当初は、市議会議員と市長等を一体化した政治倫理条例（案）で進めてきましたが、市議会全員の政治倫理条例は議員がみずから作成すべきとのことから、執行部において市長等政治倫理条例及び市職員倫理条例を今定例会に提出させていただいた経過がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この政治倫理条例の発端は、あくまでも市の不祥事が続いている、市長等の執行部のトップがそれに対してしっかりした責務をもう一度改めて確認をしたいということで、倫理条例をつくるということだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来であれば、もう公務員の義務という形で全て法律にのっとって、地方自治にのっとってやられて、公務員の義務が課されていると思うんですけれども、これは法的な拘束力についてはどこまであるというふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも倫理条例でございますので、倫理にのっとってということで、道徳的規範でござい

ますから、罰則等については本来のいわゆる懲戒規定ですか、そういったものにととっていくことになると思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第42号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第42号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託することに決しました。

---

## 日程第12 議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第12、議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第43号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第43号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託することに決しました。

---

## 日程第13 議案第51号ないし議案第53号

○議長（鈴木良道君）

日程第13、議案第51号 市道路線の変更についてないし議案第53号 市道路線の認定についてを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

52号ですね、市道路線の認定についてなんですけれども、これはちょうど向原から下稲吉小学校のほうに向いてサカサガワのところなんですけれども、これ幅員が4メートルということですよ。この前後の道路も大変狭い道路なんですけれども、その中でこの幅員の4メートルということなんですけれども、ここは前後を拡幅する予定というのはないんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現況は前後とも3メートルぐらいの舗装幅員と現場は見ております。4メートルということで整備するわけですが、現在は子どもたちが歩行で歩いている現状でございますので、ただ、前後に道路がありますので4メートルということで計画はしております。

また、前後につきましては、現時点では計画はなっておりません。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ここ、以前は通学路となっていましたけれども、民有地をお借りして子どもたちが歩くだけのほんのあぜ道ぐらいのところだったんですよ。それを今回こういうふうに一度父兄のほうでちょっと安全管理してくれというふうなことで、じゃ貸さないよと言われて、地主さんに通行をとめられたところだと思うんだよね。そこを今回土地を提供してくれて、道路にできるということで、大変子どもたちにとってはよかったし、また通学路としてしっかりと管理できるかなとは思っているんですけれども、向原の関係もあるし、本当であれば都市計画道路をどんと学校の前あたりまで抜いてもらえれば一番いいんですけども、本当、仮設的なようなやり方はどうかなというふうにはお思いますけれども、先ほどおっしゃったように、前後のところももう少ししっかりとお願いしたいなというふうに思います。これは要望で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第51号ないし議案第53号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号ないし議案第53号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

---

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす6月8日から20日までの13日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（鈴木良道君）

次回は6月21日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時09分

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成25年6月21日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 4 議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する

る条例を廃止する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 47 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 48 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 49 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 50 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 51 号 市道路線の変更について  
議案第 52 号 市道路線の認定について  
議案第 53 号 市道路線の認定について
- 日程第 11 選挙第 6 号 かすみがうら市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 12 選挙第 7 号 かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 13 議案第 56 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 請願第 1 号 TPP に参加しないことを求める請願について
- 日程第 15 閉会中の継続審査について
- 日程第 16 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 44 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 4 議案第 45 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 46 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 47 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 48 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 49 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 50 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 51 号 市道路線の変更について  
議案第 52 号 市道路線の認定について  
議案第 53 号 市道路線の認定について
- 日程第 11 選挙第 6 号 かすみがうら市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 12 選挙第 7 号 かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 13 議案第 56 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 追加日程第 1 議案第 57 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

- 議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について  
日程第14 請願第1号 TPPに参加しないことを求める請願について  
日程第15 閉会中の継続審査について  
日程第16 閉会中の所管事務調査について
- 

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日、議案第56号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）が提出され、お手元に配付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第1 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（鈴木良道君）

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、承認第1号の採決を行います。本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、承認第1号は承認することに決しました。

---

日程第2 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（鈴木良道君）

日程第2、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

2008年3月、平成20年ですが、75歳以上の高齢者は、公費と各保険者からの拠出金で運営された老人保健制度によって医療を受けてまいりました。しかし、自民・公明政権は、同年4月から75歳以上のすべての人を、これまで加入していた国民健康保険や組合健保、政管健保などから脱退させ、新設する高齢者だけの医療保険に加入させました。これが後期高齢者医療制度であります。年齢で医療などに差別を持ち込むこの制度は、多くの国民の怒りを受け、廃止しかない制度でありました。

この制度は、さまざまな矛盾をかかえていたため、幾つかの手直しを余儀なくされました。その一つが、国保の平等割額の軽減制度です。国保に加入する高齢者夫婦世帯が、一方が75歳以上で、もう一方が74歳以下の場合、08年4月から一方は後期高齢者に入り、もう一方は国保に残って、後期医療の保険料と国保税を別々に払うことになりました。

こうした世帯に対しては、国保に残った人の国保税の平等割額を5年目までの間、2分の1に軽減する措置が取られました。

そして今年の4月1日からは、平等割額を2分の1から4分の1に軽減率を半減し、3年間延長することになっています。

国民世論に押されて軽減率を半減して延長したことは前進であります。しかし、これまでは国保の平等割額は1人分でしたが、今回から1.5人分を支払うことになり、大幅値上げになります。

市長は、この点について、市として改善する考えはないとの答弁でした。私は、もはや高齢者の医療費負担は限界にあると考えております。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、国保への国庫負担をふやし、元の老人保健制度に戻すことを求めて、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、承認第2号の採決を行います。異議があるため、起立により採決をいたします。

本件は、承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

---

### 日程第 3 議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について、賛成の立場で討論します。

政府は、昨年8月に民主・自民・公明の3党談合で採決された子ども・子育て関連3法案の実施準備を急いでおります。消費税率引き上げに伴う財源7000億円を子ども・子育て支援に充て、国に設置される子ども・子育て会議で、より具体的な検討をすすめるとしています。

日本共産党は、子ども子育て新システムについて、まず第1に消費税増税を一体に進める、第2に保育の公的責任を後退させる、第3に保育の産業化を狙うものということで子ども・子育て関連法案に反対いたしました。特に、認定こども園制度は、保護者が施設に直接申し込み、保育料も自由に園が決められ、基準も保育園か幼稚園のどちらか低い方にすることができるなど、保育・教育条件の低下をもたらすものであります。

父母が待機児童を減らすために望む施策は、保育所であります。ゼロ歳児から5歳児の公有保育所の増設を求める声は57.8%、同じくゼロ歳児から2歳児の保育所を求める声は39%が多数で、幼保一体施設は28.5%にとどまります。しかも、父母の9割は、今後も短時間の幼児教育を求める人と長時間の保育を求める人とのニーズの違いが残るとの調査結果、これは第一生命研究所であります、の結果報告もあります。

また、行政を介さず親が直接保育園に入園を申し込む直接契約について、保育園を考える親の会のアンケート結果では、反対が70.2%に上り、入園手続きや努力の負担が増大するのではないか、子どもの平等が損なわれ、格差が拡大するのではないかなどの意見が寄せられたといえます。

今回、提案された条例案、子ども・子育て会議には、子どもの保護者や保育関係者が委員として選任されることになっております。

私は、市の子ども・子育て支援事業計画の策定・変更や施策の推進に関して、保護者や保育関係者の意見を十分に尊重すること、そして、保育の公的責任を守り、環境の改善、保育の水準を後退させないことを条件に、子ども・子育て会議条例の制定に賛同することにいたしました。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

[11番 小座野定信君退席]

○議長（鈴木良道君）

これより、議案第44号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 4 5 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第46号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第48号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題と

いたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第50号の採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第51号ないし議案第53号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第51号 市道路線の変更についてないし議案第53号 市道路線の認定についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年6月7日に付託されました議案第51号ないし第53号の審査のため、6月11日に委員会を開き、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第51号 市道路線の変更についてないし第53号 市道路線の認定についてまでの各議案は、全会一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第51号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第52号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第53号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 選挙第6号 かすみがうら市選挙管理委員会委員の選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第11、選挙第6号 かすみがうら市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙管理委員会委員の選挙につきましては、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙権を有する者の中から、普通地方公共団体の議会において選挙することとなっております。

念のため申し上げますが、選挙すべき委員の数は4人となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名推選の方法ですが、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

かすみがうら市選挙管理委員会委員に、中志筑1348番地2、清水見龍君、上稲吉45番地、君山充彦君、上土田905番地2、田中伸一君、田伏802番地、斉藤二三子君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を、かすみがうら市選挙管理委員会委員当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、清水見龍君、君山充彦君、田中伸一君、斉藤二三子君、以上4名の諸君が、かすみ

うら市選挙管理委員会委員に当選されました。

なお、ただいま、選挙管理委員会委員に当選されました諸君に対する会議規則第32条第2項に規定する告知については、後刻、文書をもって行うことといたします。

---

## 日程第12 選挙第7号 かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員の選挙

### ○議長（鈴木良道君）

日程第12、選挙第7号 かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙管理委員会委員補充員の選挙につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙をすることになっております。

念のため申し上げますが、選挙すべき補充員の数は4人となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名推選の方法ですが、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員には、牛渡1388番地1、福田与兵衛君、雪入284番地2、都賀久美子君、牛渡2775番地、関口 修君、五反田258番地、梁田克郎君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君をかすみがうら市選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、福田与兵衛君、都賀久美子君、関口 修君、梁田克郎君、以上4名の諸君が、かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

したがいまして、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序のとおり、第1順位、福田与兵衛君、第2順位、都賀久美子君、第3順位、関口 修君、第4順位梁田克郎君、以上のとおりに決しました。

なお、ただいま、かすみがうら市選挙管理委員会委員補充員に当選されました諸君に対する会議規則第32条第2項に規定する告知については、後刻、文書をもって行うことといたします。

---

### 日程第13 議案第56号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

#### ○議長（鈴木良道君）

日程第13、議案第56号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第56号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億8899万6000円とするものです。

補正の内容といたしましては、風疹が全国的に流行していることを受け、妊婦への感染を予防するため、風疹予防接種費用の一部を助成するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明させますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

#### ○市長公室長（高田 忠君）

平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、かすみがうら市大人の風疹予防接種費助成事業実施要綱を定め、先天性風疹症候群の発生を予防するため、風疹予防接種費用の一部を助成するものであります。

内容としましては、妊娠を予定または希望している女性、妊娠している女性の夫またはこれに準ずる方を対象に、ワクチン接種された方に、接種費用の2分の1を上限に5000円を助成するものでございます。

助成期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、助成回数は1人1回とするもので、助成費用は300人分、150万円を計上させていただくものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第56号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、議案第56号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第56号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

[11番 小座野定信君入場]

---

## 日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま、市長から、議案第57号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの2件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第57号及び議案第58号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

---

## 追加日程第1 議案第57号及び議案第58号

### ○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第57号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第57号、58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員としてご活躍いただいております、かすみがうら市下志筑102番地、中島和彦氏と、かすみがうら市戸崎825番地、飯村恵子氏の委員としての任期が本年6月24日をもって満了となることから、適任者である両氏を引き続き教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

### ○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

### ○総務部長（木川祐一君）

議案第57号、58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、教育委員会委員として、現在、ご活躍をいただいております、かすみがうら市下志筑102番地の中島和彦氏、並びにかすみがうら市戸崎825番地の飯村恵子氏の任期が6月24日をもって満了となりますが、教育委員会委員として最適任者でありますので、引き続き、任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

### ○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

### ○8番（佐藤文雄君）

一括ということなので、議案第57と58、それぞれ教育委員継続ということのわけですが、今、当市では、最も重大な課題として小中学校の統廃合があるわけでありまして。そういう意味で、この今回、選任、継続される教育委員の方は、学校統廃合に対してどのような見解を持っているの

か、お聞かせできればと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

本年1月に教育委員会から、学校の統廃合に関する答申等が出されたわけでありますが、その審議結果等を見ますと、この2名の中島委員、また、飯村委員であります。お二方とも学校の統廃合に関しては、答申された案に対して積極的であったと、そういうふうになっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

中島さんは、かなり前からやられておるんですが、つまり、教育委員会の審議というか、そういう中でも積極的な発言をされていたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第57号及び議案第58号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

続いて、議案第57号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

議案第57号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第57号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第57号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議があるため、起立によって採決いたします。

議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第58号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

---

日程第14 請願第1号 TPPに参加しないことを求める請願について

○議長（鈴木良道君）

日程第14、請願第1号 TPPに参加しないことを求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査につきましては、産業建設委員会に付託しております。委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年6月4日に付託されました請願第1号 TPPに参加しないことを求める請願の審査のため、6月11日及び19日に委員会を開き、請願紹介議員の説明、及び執行部からは所管の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その中で、各委員からは、請願の趣旨はTPPに参加しないことを求めるというものであるが、

国においては、交渉参加の態度を決定し、もう参加しようとしている状態下であると思う。仮にこの請願を採択した場合は、政府の方針と実態に沿わない結果となってしまう。実現性のない請願は採択すべきではないとされるとの意見や、また、仮に採択した場合、国に対してT P Pに参加しないことを求める意見書を提出することになる。既に実効性が欠けていることは明らかであると思うとの意見や、我々が今できること、そしてこれからできることは、政府を信じ、国の交渉を見守ることであると思う。もし仮に、政府が農業や医療分野等を著しく阻害する交渉を進めるようなことならば、農業や医療を守るための意見書の提出を検討することも我々地方議員の責務ではないかとの意見や、聖域なき関税の撤廃に対しては反対であるが、国としては交渉へ参加しようという状態であるので、そういう点も鑑みて、これからきちっとした対応をしていきたいなどの意見が出されました。

採決の結果は、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木良道君）**

委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第1号の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

請願第1号 T P Pに参加しないことを求める請願に賛成の立場で討論いたします。

T P Pは、例外なき関税、非関税障壁の撤廃が大前提であります。関税ゼロになれば、政府の試算でも農業生産額は3兆円も減少し、食料自給率は27%まで低下します。農業だけではありません。全産業で10.5兆円も生産が減少し、就業者数の減少は190万2000人に上るとされています。

農業生産額第2位の本県においては、T T Pに参加した場合、1174億円が減少し、そのうち469億円減と最も大きな影響をこうむる米の生産額は、ほぼ半減する見通しだと試算されております。

非関税障壁の撤廃では、混合診療や医療への株式会社の参入、公共事業への地元優先発注の撤廃、食品の安全基準や自動車排ガス規制の大幅緩和などが標的にされております。ですから、J A中央会も医師会もT P Pに参加しないことを求めているわけでもあります。

地球規模での食料不足が大問題になっているときに、自国の農業を壊し食料を外国に頼る国にする。そして、雇用も地域経済も破壊する。これでは亡国の道を進むことになると思います。

TPP交渉参加に向けてのアメリカとの事前協議では、米、乳製品、砂糖など重要農産物の関税で、何ひとつ保証を得ることはできませんでした。

その一方で、日本の交渉参加の条件とされたいわゆる入場料、牛肉、自動車、保険の3分野で、アメリカの要求を丸のみしました。しかも、TPP交渉と並行して、自動車、保険、投資、知的財産権、政府調達、衛生植物検疫などの非関税措置の撤廃・緩和に向けた日米2国間協議を行い、TPP交渉の妥結までにまとめることを約束させられてしまいました。一体、どこに安倍首相の強い交渉力があるのかということでもあります。守るべきものを守るといふ首相の言明が虚構であることは明らかであります。

農林漁業、国民皆保険制度、日本の国益を守るといふことであれば、TPP交渉から撤退する以外にありません。私は、この請願の趣旨から考えれば、現段階では、TPP交渉からの撤退を求めることだと理解いたします。

新しい世界の流れは、各国の経済主権を尊重する、互惠・平等の投資と貿易のルールづくりにあります。とりわけ自国の食料のあり方については、自国で決定する食料主権の尊重は、世界の流れとなっています。この道を進んでこそ、世界各国との経済主権を尊重した互惠・平等の経済関係を発展させることができると考えます。

議員諸侯の賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論を終わります。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、起立による採決をいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決定されました。

---

## 日程第15 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の

申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第16 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第16、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木良道君）

これにて、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして平成25年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会いたします。

会期18日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 小松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄